

DATA BOOK ON JAPANESE NGOs 2011

NGO データブック 2011

数字で見る日本のNGO

DATA BOOK
ON JAPANESE
NGOs 2011

外務省

特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター(JANIC)

ご挨拶

日本の NGO は、貧困や自然災害、地域紛争など様々な課題を抱える開発途上国において、現地の草の根レベルでのニーズを把握し、柔軟できめの細かい支援を実施しています。

外務省は、そうした NGO を国際協力における重要なパートナーと位置づけ、NGO が実施する事業に対する資金協力、NGO の能力強化を目的とした支援、そして NGO との対話の促進等、NGO との連携強化に向けた様々な取り組みを行っています。

現在国際協力に従事する日本の NGO は数百団体存在すると言われてはいますが、我が国には NGO に特化した登録制度や法人格は存在しないため、その所在地の分布や組織規模、活動内容などの実態を十分に把握できていないのが現状です。

今後、当省において NGO 支援策の改訂や、NGO との連携を検討する際に、NGO の実態を調査し、支援ニーズを把握・分析する必要があると考え、今回、特定非営利活動法人国際協力 NGO センター (JANIC) に業務委嘱するかたちで調査を実施しました。

本調査では JANIC をはじめ、データの分析・監修を引き受けてくださった有識者の方、調査アンケートにご回答いただいた NGO の皆様など、多くの方のご協力を得ることができ、本書が完成いたしました。この場を借りて、皆様へ御礼申し上げます。

本書は当省だけでなく、NGO 関係者、将来 NGO で働くことを考えている方、NGO と協力して国際協力活動に取り組みたいと考えている企業や自治体の方など、幅広い方にとって有益なものであると考えています。

多くの方に本書を活用していただき、NGO 活動の拡大や NGO 業界の活性化の一助となれば幸いです。

2011 年 3 月
外務省国際協力局
民間援助連携室長
山口 又宏

目次	
ご挨拶	3
はじめに	6
本書の概要	8
序章 日本の NGO の定義・歴史	10
第1節 総論	10
第2節 NGO の定義	10
第3節 日本の NGO の歴史	11
第1章 NGO の現状	17
第1節 総論	17
第2節 設立年代	17
第3節 設立母体組織	19
第4節 法人格	20
第5節 会社等の保持	22
第6節 活動拠点	23
第2章 活動国/活動地域・事業分野・活動対象者	28
第1節 総論	28
第2節 活動国/活動地域	28
第3節 事業分野	35
第4節 活動対象者	49
第5節 取り組んでいる国連ミレニアム開発目標 (MDGs) のゴール	50
第3章 事業形態	52
第1節 総論	52
第2節 事業形態	52
第3節 海外事業実施主体	55
第4章 他組織との連携	57
第1節 総論	57
第2節 活動での連携	57
第3節 ネットワーク組織の加盟・連携	57
第5章 財政	61
第1節 総論	66
第2節 収入	66
第3節 支出	86
第6章 会員制度 (支援者制度)	94
第1節 総論	94
第2節 会員制度	94
第3節 会員以外の支援者制度	101
第7章 意思決定機関	102
第1節 総論	102
第2節 意思決定機関	102
第3節 最高意思決定機関	104

第4節 総会・理事会・運営委員会	106
第8章 NGOに関わる人員とその待遇・福利厚生	109
第1節 総論	109
第2節 役員	109
第3節 職員	112
第4節 ボランティア	137
第5節 インターンシップ	139
第9章 市民とのつながり	141
第1節 総論	141
第2節 市民が活動に参加できる企画	141
第3節 収集物	145
第4節 市民への情報提供媒体	146
第10章 情報公開	151
第1節 総論	151
第2節 活動・会計報告別情報公開状況	151
第3節 媒体・対象別情報公開状況	151
参考資料	155
図表データ一覧	156
アンケートサンプル	202
国際協力NGOダイレクトリー（Web版NGOダイレクトリー）の説明	220
アンケート回答団体一覧	222

コラム目次

コラム1：NPOとNGOの違い	11
コラム2：GCAP（ホワイトバンド）キャンペーン	15
コラム3：2008年G8サミットNGOフォーラム	16
コラム4：NGOの設立のきっかけ	18
コラム5：NGOの法人格	21
コラム6：緊急救援NGOとジャパン・プラットフォーム（JPF）	41
コラム7：環境NGOの活動	44
コラム8：平和、政治NGOの活動	46
コラム9：人権NGOの活動	47
コラム10：開発・環境NGOと平和、政治・人権NGOのアプローチの違い	48
コラム11：ミレニアム開発目標（MDGs）とは	51
コラム12：NGOと企業の連携	59
コラム13：日本の寄付市場	72
コラム14：NGOの自主事業収入	75
コラム15：受託事業収入と助成金収入の違い	84
コラム16：NGOの情報公開とアカウンタビリティ・セルフチェック2008	153
コラム17：ISO/ISO26000とNNネット	154

はじめに

調査目的

現在、日本には国際協力 NGO が 400～500 団体あるといわれている¹。本書では、その実態を把握するため「外務省主催平成 22 年度 NGO によるテーマ別能力向上プログラム『NGO の組織・活動に係るデータブック作成』」にかかる業務として国際協力 NGO センター (JANIC) が収集した 243 団体の NGO のアンケートデータ²、JANIC が発行した 1994 年度、1996 年度、1998 年度、2004 年度の各「NGO データブック」³、および「NGO 職員の待遇・福利厚生と人材育成に関する実態調査報告書」(2007 年)⁴ のデータ等を元に、日本の国際協力 NGO の全体像を概観する⁵。なお、アンケートパート 1 の内容は、Web 版 NGO ダイレクトリーとして、JANIC のホームページでも公開する⁶。

調査方法

アンケートの収集を、2010 年 10 月から 2011 年 2 月に実施し、そのデータを基に分析を行った。また監修委員会を設置し、分析に対する助言を監修委員より得た。なお、監修委員は下記の 4 名である：

- － 大橋正明 恵泉女学園大学教授 / 国際協力 NGO センター (JANIC) 理事長
- － 重田康博 宇都宮大学教授
- － 富野岳士 国際協力 NGO センター (JANIC) 事務局次長
- － 山口誠史 国際協力 NGO センター (JANIC) 事務局長

なお、本アンケートの収集は、下記の方法で行われた：

- ① 2010 年 9 月時点の Web 版 NGO ダイレクトリーに掲載されていた NGO (321 団体) へのアンケートの送付 (2010 年 10 月上旬)
- ② 本調査の JANIC のウェブサイト等での実施告知 (2010 年 10 月中旬)

¹ 国際協力 NGO センター (JANIC) のウェブサイト上の「国際協力 NGO ダイレクトリー (以下、Web 版 NGO ダイレクトリー)」に掲載されている 321 団体を基に、それから漏れている団体や小規模 NGO、新しい NGO、別途ダイレクトリーを作成している環境 NGO、運動性の強い平和・人権 NGO などの団体について、既存データや重複を考慮して推計した。

² アンケートは、「Web 版 NGO ダイレクトリー」の掲載項目であるパート 1 と、NGO の組織運営及び人員体制の調査項目であるパート 2 から成る。アンケートのフォーマット及びパート 1 掲載項目を加工したデータ (ただし、団体が非公開を希望した項目を除く) は、本書参考資料としてつける。なお、パート 2 の各 NGO の回答内容は非公開とする。

³ 各年度別のデータの出典は、下記である：

1990 年度…NGO 活動推進センター (現 JANIC)、「NGO データブック 1994」、1994 年
1992 年度・1994 年度…NGO 活動推進センター (現 JANIC)、「NGO データブック '96」、1994 年
1996 年度…NGO 活動推進センター (現 JANIC)、「NGO データブック '98」、1998 年
2004 年度…国際協力 NGO センター (JANIC)、「NGO データブック 2006」、2007 年

⁴ 国際協力 NGO センター (JANIC)、「『NGO 職員の待遇・福利厚生と人材育成に関する実態調査』報告書」、2007 年

⁵ 特に断りのない限り、調査データはすべて今回のアンケートを元にしたものである。よって、著名な NGO であってもアンケートに未回答の団体は、今回の分析結果には含めていない。また、「すべての」「全体の」等の表現は、これ以降特に断りのない限り、NGO すべてではなく、今回の調査対象の NGO すべてを示す。

⁶ アンケートに回答した NGO が非公開を希望した内容を除く。

- ③ 2010年10月末時点で、アンケートへの回答依頼を行ったが未回答であったNGOへの回答依頼のメールの送付、郵送でのアンケート用紙の送付
- ④ アンケートへの回答依頼を行ったが未回答であったNGOへの、電話での回答の依頼
- ⑤ 収集したアンケートデータのうち、パート1についての内容確認の実施
- ⑥ アンケートデータの確定

本文の構成・留意点等

本文は、最も大きな項目として章を、章の下部項目として節を割り当てると共に、各章の冒頭に当該章の要約を示す“総論”の節を置いている。また、総論を除く各節の冒頭には、その節の要旨を数行で示している。また、図表の番号は「章番号－節番号－節中の当該表の順番」の規則に従っている。敬称、法人格は、省略している。

今回アンケートの送付を JANIC より行った団体は、321 団体である。これをアンケート回答依頼団体とすると、パート1の収集率は76% (243 団体)、パート2の収集率は70% (224 団体) であった。しかし、団体毎に未回答項目が多くあるため、項目毎に有効回答数は異なる。そのため、各図表に有効回答数を「n= (有効回答数)」の形で示した。

また本書のデータの解釈にあたっては、いくつかの調査背景を念頭に置いていただきたい。第一に、アンケート回答団体の大半は、開発 NGO であるということである（回答団体については、参考資料にあるアンケート回答団体一覧を参照のこと）。よって、開発 NGO 以外の環境 NGO、人権 NGO をも含めた NGO の概観を十分に把握するためには、更なる調査が待たれるといえよう。第二に、従来のデータブックとは回答団体やデータの収集基準が同一ではないことである。特に、規模の大きい団体の回答団体の増減は、分析結果に影響を与えている。第三に、一部の回答は団体ごとの解釈の違いを持ってなされているため、理解にあたっては、データを注意深く読み込んでいただく必要があるということである。これは、特に第5章の財政・第8章の NGO に関わる人員とその待遇・福利厚生にいえる。そのため、本文中の脚注や調査票等も、合わせて確認願いたい。最後に、本調査は日本の NGO の所在地や組織規模、活動内容といった基礎情報を一覧性を用いて示すというコンセプトのもとまとめたものであることである。よって、本書では NGO を数的に分析するための、基礎情報の収集・提示に力点をおいている。今後の NGO のより一層の発展のために、より詳細な調査分析が追って行われることを期待したい。

本書の概要

各章の分析の内容とその主な結果¹は次のとおりである：

序章「NGO の定義・歴史」では、本書の NGO の定義（国際協力を行う非営利の市民団体）を明確にし、またインドシナ難民発生等の重要な歴史上の出来事と共に、日本の NGO の歴史を紹介した。

第 1 章「NGO の現状」では、設立年、活動拠点等を分析した。

- ✓ 1980 年以降に設立された NGO が 92%
- ✓ 上位 9 都市に本部を設置する NGO が 84%

第 2 章「活動国 / 活動地域・事業分野 / 活動対象者」では、NGO の活動国 / 活動地域・事業分野（農村開発、医療等）・活動対象者を分析した。

- ✓ 海外活動国数は 1ヶ国が 42%
- ✓ 取り組む事業分野として多いものは「人材」（70%）、「生活」（55%）、「救援」（45%）、「コミュニティ」（44%）

第 3 章「事業形態」では、NGO がどのような形（方法）で国際協力をしているか（事業形態）を分析した。

- ✓ 事業形態として多いものは「地球市民教育」（62%）、「海外への資金支援」（61%）
- ✓ 主な事業形態として多いものは「海外への資金支援」（25%）、「国内の地球市民教育」（20%）

第 4 章「他組織との連携」では、NGO がどのような団体と連携を取って活動をしているかを分析した。

- ✓ 国内団体と国内活動で連携する NGO が 54%、海外団体と海外活動で連携する NGO が 68%
- ✓ 国内ネットワークに加盟する NGO が 85%、海外ネットワークに加盟する NGO が 20%

第 5 章「財政」では、NGO の財政を、収入・支出の両面から、勘定科目毎の詳細も含めて分析した。

- ✓ 収入・支出ともに、多くの勘定科目で金額帯の“二極化”が見られる
- ✓ 総収入の主な内訳は、寄付収入（60%、165 億）、受託事業収入（15%、40 億円）、助成金収入（9%、25 億円）、自主事業収入（7%、18 億円）、会費収入（6%、16 億円）、その他収入（3%、10 億円）、基金運用益（0.4%、1 億円）
- ✓ 同年総支出の主な内訳は、海外事業費（60%、155 億円）、国内事業費（23%、61 億円）、事務管理費（8%、26 億円）

第 6 章「会員制度（支援者制度）」では、会員を制度の有無・制度数等を分析した。

- ✓ 会員制度を有する NGO が 95%、うち 92%が、2 制度以上の会員制度を保有
- ✓ 会員数は、個人会員では 100 人以下の NGO が 55%、団体会員では 100 団体以下の NGO が 91%

¹ 主な分析結果を「✓」で示す。

- ✓ 会費は、個人会員では1万円以下のNGOが89%、団体会員では2万円以上のNGOが58%

第7章「意思決定機関」では、NGOの総会・理事会等の意思決定機関を、主な設置機関・1団体あたりの設置数等から分析した。

- ✓ NGOが設置している主な意思決定機関は、理事会（78%）、総会（77%）、運営委員会（33%）
- ✓ 主な構成人数は、総会は30人以上（72%）、理事会・運営委員会は10人以下（各60%、68%）

第8章「役職員」では、代表者・事務局責任者と役員の社会的背景や、職員の雇用形態、キャリア、待遇等を分析した。

- ✓ 役員として会社員を1人以上採用するNGOが58%
- ✓ 職員は、徐々に有給化・専従化・現地職員の活用が進行
- ✓ 職員の平均年齢は33歳、年収は250万～350万円が43%
- ✓ ボランティアを受け入れるNGOが85%、インターンを採用するNGOが59%

第9章「市民とのつながり」では、市民が活動に参加できる企画や、市民への情報提供媒体を分析した。

- ✓ 报告会、講演会を開催するNGOが50%以上、スタディーツアーを実施するNGOが43%
- ✓ 衣類、学用品、PC用品、換金可能物等を収集するNGOが多い
- ✓ ニュースレターを発行する団体が、82%

第10章「情報公開」では、NGOの活動報告と会計報告の公開状況を分析した。

- ✓ 活動報告を公開するNGOが100%、会計報告を公開するNGOが97%

序章 日本の NGO の定義・歴史

この章では、アンケートから NGO データを分析する前段階として、日本の NGO の定義・歴史について概観したい。

第1節 総論

NGO という言葉についての定義を明確にするために語源等を確認し、本書では NGO を“国際協力をを行う非営利の市民団体”として定義した。日本の NGO は、1940 年代以前の「NGO の先駆けの時代」、1950 年代後半～60 年代前半の「戦後復興と国際社会への復帰、宗教者のイニシアティブの時代」、1970 年代前半の「若者、知識人の参加の時代」、1970 年代後半～80 年代前半の「参加者層の拡大の時代」で、その発展基盤が形成された。1980 年代前半までに設立された NGO の多くは、1980 年代中盤以降に規模を拡大すると同時に、多分野に活動を広げた。また、ネットワーキングや開発教育等の国内活動も始まり、NGO の活動環境が整っていった。更に 1980 年代中盤以降、多くの国際問題が発生し、国際協力の必要性の認知が進んだこと、そして市民の国際問題への関心が高まったことによって、多数の NGO が設立され、NGO 業界全体が大きく発展した。現在 NGO は、NGO 間のみならず行政・企業とも連携を深めながら、多分野・多方面において活動している。

第2節 NGO の定義

▶ NGO は、“国際協力をを行う非営利の市民団体” のことである

NGO (Non-Governmental Organization、非政府組織) という言葉は既に日常的に使われているが、その定義は年代、国等によって異なる。ここではまず、本書での NGO の定義を明確にするために、NGO の語源やいくつかの定義を見ていきたい。

NGO という名詞は、1946 年に国際連合（以下、国連）の経済社会理事会（ECOSOC）で、“多くの政府の連合体”である国連と協力関係にある“非政府の主体”、特に民間の非営利団体を NGO と呼んだことに由来する¹。しかし当時国連に登録された NGO は、宗教団体、政治団体、労働団体、経済/業界団体、民族/地域団体、専門家集団等の多様な“非政府”団体であり、“非政府”以外の共通点は存在しなかった。

その後、それらの“非政府”の団体は、自主的あるいは行政機関等と連携する等して、世界各地で様々に活動を拡大していった。同時に、新たな“非政府”団体も誕生していった²。その過程で、政府系 NGO も現れるようになり、“非政府”という共通項は NGO の定義として必ずしも適切なものではなくなった。結果、現在世界的に合意された NGO の定義はない。そのため、参考に世界銀行による NGO の認識－「完全に、または、概ね政府から独立しており、商業的よりは人道的協力目的を持つ主体である。人々の苦しみを緩和し、貧困層の利益を促進し、環境を守り、基本的社会サービスを

¹ United Nations Department of Economic and Social Affairs. Introduction to ECOSOC Consultative Status. <http://www.un.org/esa/coordination/ngo/>、アクセス日時：2011 年 2 月 27 日

² 1992 年には 700 団体以上の NGO が、2009 年には 3,400 団体以上の NGO が国連には登録されている。

提供し、共同体の開発を担う民間組織である」³ 組織-を示しておく。

では、日本では NGO の定義はどのようになっているのだろうか。『現代用語の基礎知識 2009 年版』によれば、NGO は“市民の海外協力団体”を指すという⁴。また国際協力 NGO センター (JANIC) はそのホームページで、「貧困、飢餓、環境など、世界的な問題に対して、政府や国際機関とは違う民間の立場から、国境や民族、宗教の壁を越え、利益を目的とせずこれらの問題に取り組む団体」として NGO を定義している⁵。他にも、特に途上国が直面する諸課題に向けて、協力活動を行う国際的な市民団体として NGO を定義する例は多い。

以上を踏まえて、本書では NGO を“国際協力を行う非営利の市民団体”と定義することとする。

《コラム 1 : NPO と NGO の違い》

NPO (Non-profit Organization) と NGO は、どのように異なるのだろうか。一般的な認識は、NPO は“非営利の立場に立つ自発的な、国内あるいはより限定された地域の問題に取り組む市民団体”であり、NGO は“非営利の立場に立つ自発的な、国際的な問題に取り組む市民団体”を指すというものだ。つまり、活動対象の違いである。しかしこの立場には立たず、NGO と NPO は同じもので、非政府性を強調する際に NGO、非営利性を強調する際に NPO と呼ぶ、とする考えもある。実際、国際的に活動を行う団体でも、特定非営利活動法人格 (NPO 法人格) を持ち、NPO 法人と自らを呼称する団体も少なくない。その区分けは非常に曖昧であり、グレーゾーンも大きい。

また、諸外国では NGO と NPO を区別せず、NGO と一括して呼ぶことも多い。たとえば、アジアやアフリカで国内問題に取り組む市民団体は、一括して NGO と呼ばれている。また、欧米では、活動の市民性を強調するために、NGO ではなく PVO (Private Voluntary Organization) や CSO (Civil Society Organization)、チャリティー等と呼ばれることもある。

第 3 節 日本の NGO の歴史

▶ 「NGO の先駆けの時代」、「戦後復興と国際社会への復帰、宗教者のイニシアティブの時代」、「若者、知識人の参加の時代」、「参加者層の拡大の時代」、「NGO 発展の時代」で形成される

次に、本書の分析対象である日本の NGO の歴史を、JANIC の創設者の一人でもある伊藤道雄の論文「日本の国際協力 NGO の歴史とネットワーク化の流れ」⁶と、それを土台に書かれた大橋正明の論文「日本における NGO 活動の実態と類型」⁷を参考にしながら、見ていきたい：

³ The World Bank, Nongovernmental Organizations in World Bank-Supported Projects: A Review 1999, pp. 1-2.

⁴ 自由国民社、「現代用語の基礎知識 2009 年版」(2009 年)、188・507 ページ

⁵ JANIC、「国際協力 NGO ディレクトリー」、<http://www.janic.org>、アクセス日時：2011 年 2 月 27 日

⁶ 伊藤道雄「日本の国際協力 NGO の歴史とネットワーク化の流れ」、今田克司・原田勝広編「連続講義 国際協力 NGO 市民社会に支えられる NGO への構想」日本評論社、2004 年、15 ページ-37 ページ。

⁷ 大橋正明「日本における NGO 活動の実態と類型」、美根慶樹編著「グローバル化・変革主体の NGO」、新評論、2011 年 5 月予定

NGO の先駆けの時代（1940 年代以前）

日本の市民による海外支援の始まりは、1938 年に日中戦争での日本軍による侵略の被害者に対する医療奉仕活動のために、牧師の呼びかけによって結成された日本キリスト者医科連盟⁸が、キリスト教徒の医師・医学生等による医療団を中国に派遣したことだとされている。しかし、程なく第二次世界大戦が勃発し、国内が混乱したとともに戦後は復興が急務であったことにより、NGO 活動は 1950 年代まで空白期間をおくこととなる。

なお、この派遣の約 60 年前の 1877 年に西南戦争の負傷者の救護活動を敵味方の別なく行うために立ち上げられ、後に日本赤十字社となった博愛社は、国際赤十字の精神を設立当初より参考にしていたといわれている。これも NGO の先駆けの動きとして意識するとよいだろう⁹。

戦後復興と国際社会への復帰、宗教者のイニシアティブの時代（1950～1960 年代）

1950～1960 年代は、戦後復興とそれに続く高度経済成長と共に、NGO の原点の一つともなった市民運動が高まりを見せた時期である。大規模な市民運動として有名な 1945 年の広島・長崎への原爆投下に由来する反原爆運動、1954 年のビキニ事件を契機とする反原水爆運動は、平和 NGO の重要な始まりの一つである。また環境 NGO の先駆けといわれる、尾瀬のダム計画反対のために市民によって組織された日本自然保護協会¹⁰は、1951 年に設立されている。NGO の源流に直結する動き以外にも、1950 年代初頭から始まった労働争議、1956 年の水俣病を契機とする公害反対運動、1959～1960 年及び 1970 年前後の安保闘争、1965 年から 1970 年代に掛けてのベトナム反戦運動¹¹等、復興に伴って見えてきた社会の問題に対する市民発の運動は、この時期盛り上がりを見せ、多くの市民団体が組織された。

市民による海外支援はこの時期、宗教者のリードの元で再開された。先述した中国に医療団を派遣したグループの流れを汲んで誕生した日本キリスト教海外医療協会（JOCS）が、1960 年に発足したものである。また同年には、鶴川学院の農村伝道神学校内にアジア学院¹²が、1969 年には精神文化国際機構を母体としたオイスカ¹³等も設立される。

若者、知識人の参加の時代（1970 年代前半）

1970 年代に入ると、1971 年のバングラデシュの独立や日本における環境庁の発足、1972 年のローマクラブによる「成長の限界」の発表や国連人間環境会議（ストックホルム会議）の開催等により、地球規模の課題への関心が市民の中で強まり、アクションを起こす若者・知識人が出現し始めた。その象徴的な存在が、当時新興独立国だったバングラデシュの支援ボランティアを経験した若者が設立した、開発 NGO のパイオニアであるシャプラニール＝市民による海外協力の会¹⁴（1972 年設立）だろう。また、翌 1973 年にはアジア太平洋資料センター（PARC）が発足し、日本の市民運動の状況や政治・経済の動きを分析して海外に発信すると共に、アジアの民衆の声を国内に伝える、いわばクロ

⁸ 当時の名称は、日本基督教青年会医科連盟である。

⁹ 吉川龍子「日赤の創始者 佐野常民」吉川弘文館、2001 年

¹⁰ 当時の名称は、尾瀬保存期成同盟である。

¹¹ 特に「ベトナムに平和を！市民連合（ベ平連）」は、無党派市民を中心とした自主的な活動として知られている。

¹² 当時の名称は、東南アジア農村指導者養成所である。1973 年からアジア学院となる。

¹³ 当時の名称は、産業開発協力団である。

¹⁴ 当時の名称は、ヘルプ・バングラデシュ・コミティである。

スポーダーな情報発信を手掛け、日本の政策提言型 NGO の始まりとなった。また、海外に本部を持つ NGO の日本支部やパートナー組織も、この時期に本格的に日本で活動を開始した。アムネスティ・インターナショナル日本（1970 年設立）、世界自然保護基金（WWF）ジャパン¹⁵（1971 年設立）等である。

参加者層の拡大の時代（1970 年代後半～1980 年代前半）

1970 年代後半から 1980 年代にかけては、NGO の発展の鍵となる出来事が相次いで起こった時期である。1979～1980 年のインドシナ難民の発生は、その代表例だろう。支援のため、難民を助ける会（AAR、1979 年設立）、日本国際民間協力会（NICCO、同年設立）¹⁶、日本国際ボランティアセンター¹⁷（JVC、1980 年設立）、幼い難民を考える会（CYR、同年設立）、シャンティ国際ボランティア会¹⁸（SVA、1981 年設立）等の NGO の設立が相次いでいる。その他にも、難民の法的地位を規定する「難民の地位に関する条約（難民条約）」への日本の批准（1981 年）は、人権 NGO が国連人権機関を使ったアドボカシーを展開するきっかけとなり、1978 年のアフガン難民の発生¹⁹、1980 年代初頭からのアフリカの飢餓²⁰、1981 年のレバノン侵攻²¹等は、市民の国際問題への関心を大きく高め、複数の NGO の活動のきっかけとなった。

緊急事態の発生により、一刻も早く支援すべき状態にある、いわば“対象者が明確な支援”を行うために、この時期に設立された NGO の多くは、当初は彼らのための現地での緊急支援、たとえば物資提供等に従事していた。しかし徐々に、農村開発をはじめとする“現地コミュニティの支援”に活動を広げる団体が現れ、次第に NGO 活動は多様化していった²²。また、NGO 職員としての支援体験を元に、立ち上げられた団体も目立つようになった。シェア = 国際保健協力市民の会（1983 年設立）²³ やサヘルの森²⁴（1987 年設立）等である。

国内で途上国（南）の貧困と先進国（北）の豊かさの構造的な問題（南北問題）を市民に伝える必要性を感じ、開発教育を行う NGO も出てきた。開発教育のパイオニアである開発教育協会²⁵（DEAR）の設立（1982 年）は、その好例である。

そしてこの頃から、途上国出身の人と日本人の“出会い”を設立のきっかけにした NGO も立ち上がり始める。たとえば、エスナック教育里親グループ（1979 年設立）は、創設者がインド・バング

¹⁵ 当時の名称は、世界野生生物基金日本委員会である。

¹⁶ 当時の名称は、カンボジア難民救援会である。

¹⁷ 当時の名称は、日本国際奉仕センターである。

¹⁸ 当時の名称は、曹洞宗東南アジア難民救済会議である。

¹⁹ ペシャワール会（1983 年設立）、燈台（1988 年設立）等である。

²⁰ アフリカに毛布を送る運動（1984 年開始）等である。

²¹ パレスチナ子どもの里親運動（1984 年設立）、パレスチナ子どものキャンペーン等（1986 年設立）である。

²² たとえば、JVC の場合は「初め、難民に食糧・日用品を配給したり、緊急医療活動をしていましたが、しだいに難民を助けるだけでなく、人々が難民にならずにすむ安定して暮らせる村づくりが大切だと気づき」、「『難民の出ない村づくり』をめざして、水、農業、植林、保健、職業訓練などの農村開発・生活改善活動に力をいれるように」なったという。（JVC、「JVC の生い立ち」、<http://www.ngo-jvc.net/jp/aboutjvc/history.html>、アクセス日時:2011 年 2 月 27 日）

²³ JVC の医療関係ボランティアが集まって、設立された。

²⁴ 初代代表が、JVC の事業でソマリアを訪問した際に農業技術協力を依頼されたことから設立された。当時の名称は、サヘルの会である。

²⁵ 当時の名称は、開発教育協議会である。

ラデシュを訪問した際に、現地の子どもたちへの教育支援を考えたことから発足している。C.PI 教育文化交流推進委員会(1979年設立)は、スリランカからの留学生と日本人の交流事業を実施したきっかけから、スリランカへの教育支援団体として発展した。ラオスのこども²⁶(1982年設立)は、ラオスからの留学生が、日本の幼稚園のバザーで売れ残った絵本を、知人の支援を受けてラオスの子どもに送り始めたことが始まりである²⁷。

海外に本部を持つNGOの日本支部やパートナー組織も、この時期増加した。FoEジャパン(1980年)、プラン・ジャパン(1983年)等である。このようにして、NGOの活動は徐々に厚みを増していった。

NGO 発展の時代(1980年代後半～)

1980年代後半以降は、それまでのNGO活動の広がりを受けて、NGOが大きく発展した時代である。まず1980年代後半には、NGOの増加に伴い、NGO間で情報や経験の共有の必要性が高まったことから、ネットワークNGOが相次いで設立された。国際協力NGOセンター²⁸(JANIC、1987年設立)や、関西NGO協議会²⁹(同年設立)等である。また、熱帯林行動ネットワーク(JATAN、1987年設立)、グリーンピースジャパン(1989年設立)等に見られるように、環境NGOのグローバルな課題への取り組みも、この時期から本格化した。海外に本部を持つNGOの日本支部やパートナー組織も、引き続き増加し、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(1986年設立)、ワールド・ビジョン・ジャパン(1987年設立)等が発足している。

1990年代に入ると、1991年の湾岸戦争、同年のフィリピンのピナツボ火山大噴火、ブラジルのリオで開催された1992年の環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)、1994年のルワンダ大虐殺等、国際的な出来事が頻発した。また、先進国の経済活動が途上国に与える負の影響³⁰や、過去の途上国支援政策のマイナス面も顕在化してきた。更に、グローバル化やIT化も進み、これまで以上に途上国が身近になったことから、NGOの設立や活動は、より一層活発になった。1995年の「ボランティア元年」³¹以降は、市民のボランティア活動への理解も深化した。

これらの動きは、多くのNGOの設立や活動の活性化に結びついた³²。それは、緊急援助・平和構築を行うNGO³³や、分野別のネットワークを持ったNGO³⁴、国際的なキャンペーン活動実施のためのNGO³⁵等、新しいタイプのNGOを多数生み出した。その変化はNGO業界に、NGO同士に留まら

²⁶ 当時の名称は、ASPB ラオスの子どもに絵本を贈る会である。

²⁷ ラオスの子ども、「こどもは未来をつかみたい!」、

http://homepage2.nifty.com/aspbtokyo/part_1/document/25thhandbook.pdf、アクセス日：2011年2月27日

²⁸ 当時の名称は、NGO活動推進センターである。

²⁹ 当時の名称は、関西NGO連絡会である。

³⁰ 代表的な事例として、先進国主導の東南アジアでのエビの養殖問題(モノカルチャー(単一種栽培)経済化の促進と環境破壊(マングローブの著しい減少)等をもたらしたといわれる)等がある。

³¹ 阪神・淡路大震災の発生時、国内外から130市民団、2万人以上のボランティアが支援を行ったことから、このように呼ばれるようになった。

³² たとえば、ピナツボ支援ではピナツボ復興むさしのネット(ピナット)(1991年設立)、ACTION(1994年設立)、地球サミットを契機とする「環境・持続社会」研究センター(JACSES、1992年設立)、等である。

³³ インターバンド(1992年設立)、ジェン(1994年設立)、ピースウインズ・ジャパン(1996年設立)等である。

³⁴ カンボジア市民フォーラム(1993年設立)、アフリカ日本協議会(1994年設立)、ODA改革ネットワーク(1996年設立)等である。

³⁵ 地雷廃絶日本キャンペーン(JCBL)(1997年設立)、ジュビリー2000(1998年設立)等である。

ない他セクターを含めた連携体制の強化の必要性や、アカウントビリティの重要性等、NGO と社会をより近くする動きをもたらした³⁶。

NGO と行政の関係も、この時期に変わり始めたといえるだろう。NGO 事業補助金制度（外務省・1989 年）、国際ボランティア貯金（日本郵政株式会社³⁷・1991 年）、地球環境基金（環境再生保全機構³⁸・1993 年）を始めとする、公的資金による NGO 支援制度が続々とつくられたのだ。1990 年後半になると、外務省・国際協力機構³⁹（JICA）との関係は一層進展し、外務省とは 1996 年に「NGO-外務省定期協議会」を、JICA とは 1998 年に「NGO-JICA 協議会」を定期的に開催するようになった⁴⁰。これらの動きは、NGO の発展を更に後押しした。また、これに呼応するかのように、アドボカシーを行う NGO も増加した。

2000 年以降は、基本的には 1990 年代後半の流れの延長線上にあるが、より NGO の規模が拡大し、市民や行政、企業等の多様なステークホルダーを巻き込んだ活動が展開されるようになったといえるだろう。NGO・政府・経済界の共同援助機関である「ジャパン・プラットフォーム」の設立（2000 年）や、グローバル・イシューに対する提言/キャンペーン活動である「GCAP（ホワイトバンド）キャンペーン」⁴¹の実施（2005 年）、「2008 年 G8 サミット NGO フォーラム」⁴²の開催（2008 年）、NGO と企業の相互理解促進・効果的な CSR 活動実施を目指す「CSR 推進 NGO ネットワーク」⁴³の設立（同年）等が、その象徴的な動きである。

《コラム 2：GCAP（ホワイトバンド）キャンペーン》

「GCAP キャンペーン」とは、貧困問題の解決に取り組む世界 100ヶ国以上にあるネットワーク⁴⁴から成る緩やかな連合体である「GCAP（Global Call to Action against Poverty）」により 2006 年から始まった、世界的な市民キャンペーンである。白いバンド（ホワイトバンド）を腕等に巻くことで貧困削減の意思を表明するアクションを推進したことから、このキャンペーンは「ホワイトバンド・キャンペーン」とも呼ばれている⁴⁵。

日本では、アフリカ日本協議会（AJF）、オックスファム・ジャパン、オルタモンド、CSO ネット

³⁶ これに対応して、JANIC では 1995 年に、1. 自立への協力、2. 対等なパートナーシップ、3. 地球市民学習、4. 政策提言、5. 開かれた組織運営、6. 厳正な資金管理、の 6 項目からなる「NGO の行動基準」を策定している。

³⁷ 当時の名称は、郵政省である。

³⁸ 当時は、環境省の所管であった。

³⁹ 当時の名称は、国際協力事業団である。

⁴⁰ 「全体会」、「連携推進委員会」、「ODA 政策協議会」の 3 種類がある「NGO・外務省定期協議会」では、外務省の NGO 支援の方法や、ODA のあり方について意見交換を行っている。また、「NGO-JICA 協議会」は、2008 年 10 月の旧 JBIC（海外経済業務）との統合で新 JICA が発足したことに伴い、旧 NGO-JBIC 協議会と統合し新たな協議会として発足した。JICA の業務の透明性・説明責任の向上を図り相互理解を深めるとともに、対等なパートナーシップに基づく連携による国際協力活動を実践していくことにより、国際協力の質の向上を図るための対話が行われている。

⁴¹ 詳細は、コラム 2 を参照のこと。

⁴² 詳細は、コラム 3 を参照のこと。

⁴³ CSR 推進 NGO ネットワークについては、コラム 12 を参照のこと。

⁴⁴ NGO、労働組合、宗教者団体、地域団体、女性団体、若者グループ等から構成されている。

⁴⁵ ほっとけない世界のまずしさ、「GCAP とは」、<http://www.hottokenai.jp/pub/modules/smartsection/item.php?itemid=6>、アクセス日時：2011 年 2 月 27 日

トワーク、日本国際ボランティアセンター（JVC）がGCAPと連動して、2005年に「ほっとけない世界のまずしさ」キャンペーンを立ち上げ、日本でのキャンペーン推進と、日本政府への貧困削減のための政策提言を行った⁴⁵。

キャンペーンの結果は、ホワイトバンドの売上が14億円（465万本を販売）に上るという驚異的なものとなったが、売上が途上国での活動に用いられると誤解した人が多かったこと⁴⁶、貧困削減のメッセージがホワイトバンドの購入者を含め市民に十分に伝わらなかったこと等、課題も多く残った。とはいえ、日本でも市民がNGOのキャンペーンによって結集できる可能性を示した点で、本活動の功績は大きいといえよう。

《コラム3：2008年G8サミットNGOフォーラム》

新興国の存在感の高まりにつれ、G8を中心とした先進国支配による国際政治の統治枠組みは徐々に弱体化しているが、このような首脳会議は今もグローバルな政策を動かすのに一定の影響力を持っている。そのため海外のNGOは、首脳会議の場を活用したアドボカシーを積極的に行っている。

2008年に日本で行われた北海道・洞爺湖サミットでは、日本のNGOも「2008年G8サミットNGOフォーラム」という141のNGOの連合体組織を結成し、共同で政府に対するアドボカシー活動と一般市民に対するキャンペーン活動を展開した。提言内容をG8の合意文書にどれだけ反映させることができたかについては、課題が残ったと言わざるを得ないが、日本でこれまで見られなかった開発、環境、平和・人権の各分野のNGOがこの機会に共に一つのキャンペーンをつくりあげたことは、今後のNGOの発展のための一つの重要な布石になったといえるだろう⁴⁷。

⁴⁵ ほっとけない世界のまずしさ、『ほっとけない世界のまずしさ』の誕生とGCAPの関係」、<http://www.hottokenai.jp/pub/modules/smartsection/item.php?itemid=8>、アクセス日時：2011年2月27日

⁴⁶ 実際は、政策提言活動に使用されている。

⁴⁷ JANIC、「2008年G8サミットNGOフォーラム報告書」、<http://www.janic.org/activ/activsuggestion/2008g8ngo/2008g8/>、アクセス日時：2011年2月27日

第1章 NGOの現状

この章では、NGOの設立年代、設立母体組織、法人格、活動拠点を分析する。

第1節 総論

NGOは、1980年代以降に設立された団体が92%であり、特に1990年代に49%が集中している。設立母体を持たず、自然発生的に誕生したNGOが76%であるが、既存NGOからのスピンアウト(12%)や国際貢献意識を持つ企業の主導で生まれた団体(2%)もある。

法人格を持たない団体が25%、持つ団体が75%で、後者は特定非営利活動法人格(認定を含む)67%、財団法人・社団法人(公益を含む)8%からなる。

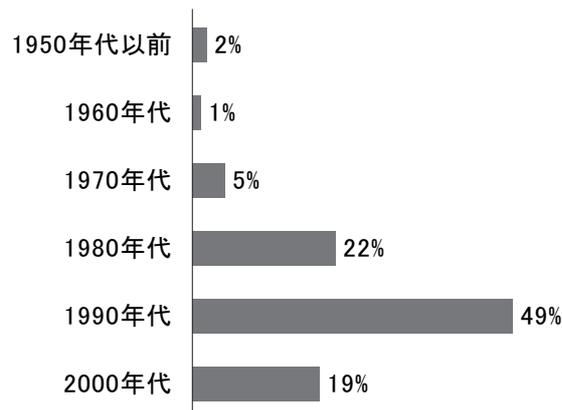
NGOの本部は、東京都を中心(52%)に、関東地方(66%)等の一定の地域に集中している。国内支部を持たない団体が多数派(70%)であり、国内支部を持っている団体でも1支部が多く(22%)、その所在地は本部同様一定の地域に集まっている。海外支部・事務所も、国内支部同様に持たない団体が過半(51%)であり、持つ団体も1支部が多い(32%)。その所在地は、カンボジア・フィリピン(各5%)等、アジアが中心である。

第2節 設立年代

▶ 1980年代以降に90%が設立、1990年代に49%が集中

最初に、NGOの設立年代について見てみたい。図表1-2-1は、年代別に設立されたNGOの割合を示したものである。

図表1-2-1 設立年代 n=235



これを見ると、NGOの設立が一番多いのは1990年代(49%)であり、次に1980年代(22%)、2000年代(19%)、1970年代(5%)、1950年代以前(2%)、1960年代(1%)と続くことがわかる。1980年代以降に設立された団体が、全団体の90%を占めており、序章で説明された“1970年代後半より、インドシナ難民支援のために多くのNGOが設立され、日本のNGO数が増加した”ことが数字でも裏付けられているといえよう。

なお、各年代に設立された代表的な団体は以下のとおりである¹：

■ 1960年代

- ▶ 日本キリスト教海外医療協力会（JOCS）（1960年）、オイスカ（1961年）、日本家族計画国際協力財団（ジョイセフ）（1968年）

■ 1970年代

- ▶ アムネスティ・インターナショナル日本（1970年）、シャプラニール＝市民による海外協力の会（1972年）、アジア学院（1973年）、チャイルド・ファンド・ジャパン（1975年）、難民を助ける会（1979年）

■ 1980年代

- ▶ 日本国際ボランティアセンター（JVC）（1980年）、幼い難民を考える会（CYR）（1980年）、シャンティ国際ボランティア会（1981年）、開発教育協会（1982年）、日本フォスター・プラン協会（プラン・ジャパン）（1983年）、アムダ（1984年）、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（1986年）、国際協力NGOセンター（JANIC）（1987年）、関西NGO協議会（1987年）、ワールド・ビジョン・ジャパン（1987年）、ケア・インターナショナルジャパン（1987年）、名古屋第三世界交流センター（1988年）

■ 1990年代

- ▶ アジアキリスト教教育基金（ACEF）（1990年）、草の根援助運動（P2）（1990年）、緑のサヘル（1991年）、国境なき医師団日本（1992年）、ブリッジ エーシア ジャパン（1993年）、JHP・学校をつくる会（1993年）、地球市民 ACT かながわ／TPAK（1993年）名古屋 NGO センター（1995年）、ピースウインズ・ジャパン（1996年）、ACE（1997年）、難民支援協会（1999年）、日本紛争予防センター（1999年）

■ 2000年代

- ▶ 農業農村開発NGO協議会（JANARD）（2000年）、かものはしプロジェクト（2002年）エイズ孤児支援NGO・PLAS（2005年）、ヒューマンライツ・ナウ（2007年）

《コラム4：NGOの設立のきっかけ》

NGOは、どのようなきっかけで設立されるのだろうか。NGOデータブック2006によれば、それは大きく4つのパターンに分けることができる²。一番多いパターンは、「国内で得たきっかけを機に国際協力を始めた」³(42%)であり、それに「国際協力を行う人/組織を支援した」⁴(25%)、

¹ 括弧内は、設立年を示す。また、団体名は現在のものである。

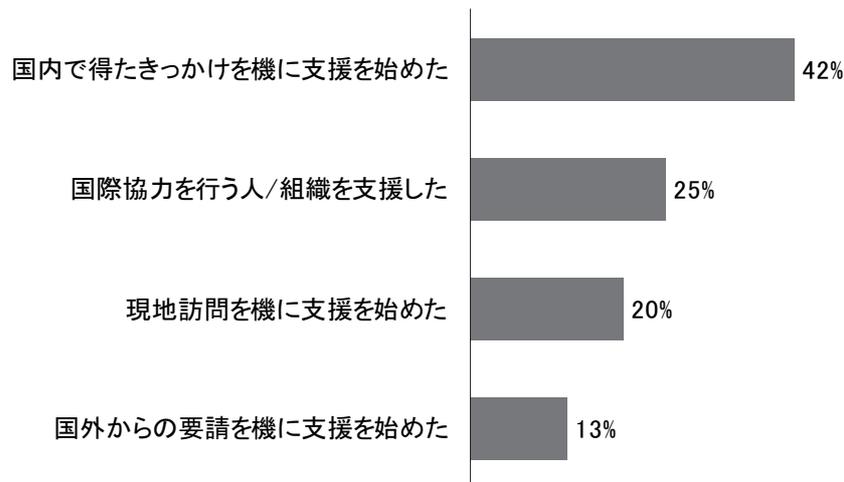
² NGOデータブック2006では、これらのきっかけ（動機）を15パターンにわけて解説している。今回は、わかりやすくするため、同結果をあらためて脚注3～6に沿ってカテゴリ化した。なお、脚注3～6では、「」内がNGOデータブック2006で使用されたカテゴリーの名称を示しているが、それが分かりづらいものである場合には、「カテゴリー要旨（NGOデータブック2006でのカテゴリー名称）」の形式でカテゴリー名称を述べている。

³ この「国内で得たきっかけを機に支援を始めるため」は、「ニュース等で国際問題を知って（危機的状況に応じて）」（24%）、「勉強会・セミナーの開催をきっかけにして（「南」についての勉強会・セミナーから発展して）」（8%）、「国際会議や国際年をきっかけにして」（3%）「国内の国際協力問題（例：在日外国人問題）をきっかけにして（国内の「南」の問題に応じて）」（3%）、「国内活動を海外に展開させて」（3%）の合計である。

⁴ この「国際協力を行う人/組織を支援するため」は、「「南」を支援する個人を支援するため」（9%）、「ネットワークの必要性」（8%）、「在日外国人の国際協力への取り組みをきっかけに（日本に滞在する「南」の人のイニシアティブ）」（8%）の合計である。

「現地訪問を機に支援を始めた」⁵ (20%)、「国外からの要請を機に支援を始めた」⁶ (13%)が続く。「ニュース・会議・国内活動等を機に支援を始めるため」の中でも、「ニュース等で国際問題を知って」が高い数字である(24%)のは、日本のNGOが自発的に設立され、発展してきた歴史を証明するものであろう。なお、この「ニュース等」とは、1970年代後半～1980年代前半のインドシナ難民の発生、1980年代初頭のアフリカの飢餓等の国際的ニュースを示すものだと考えられる。

図表1-2-2 NGOの設立のきっかけ n=277



第3節 設立母体組織

▶ 設立母体組織がないNGOが70%、市民団体を母体とするNGOが12%

ここで、既存組織の活動から派生したNGO(設立母体組織のあるNGO)について考えたい。図表1-3-1は、設立母体組織の有無/種別についての回答をまとめたものである。これより「なし」(70%)が多数派であり、特定組織とのつながりをベースとせず設立された団体が最も多いことがわかる。また母体組織があると回答した24%の団体の中では、市民団体が半数(12%)を占め一番多い区分となっており、市民団体での活動をベースに新しいNGOが立ち上がることがNGO設立の一つの定石となっていることがわかる。これは更に、母体組織の活動の一部を専門的に行うために設立された団体⁷、母体組織の活動を発展させるために設立された団体⁸、国際NGOの日本支部・事務所として

ブ、交流から)」(4%)、「NGOを支援するため」(4%)、「国際協力を実施する日本人への技術支援」(0.4%)の合計である。

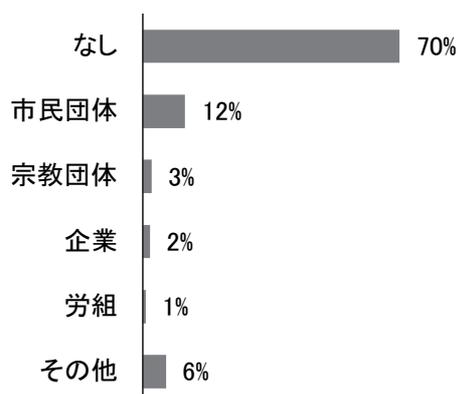
⁵ この「現地訪問を機に支援を始めるため」は、「「南」を訪れて貧困などの問題に接して」(14%)、「過去の国際協力活動を発展(例:母団体での国際協力活動を踏まえてのNGOの設立)させて(過去の国際協力の反省にたつて)」(5%)、「青年海外協力隊OB/OGによって(ODA関係者のイニシアティブ)」(4%)の合計である。

⁶ この「国外からの要請を機に支援を始めるため」は、「国際NGOの日本支部設立によって/国際社会からの支援要請をきっかけに(先進国などからの呼びかけ・刺激を受けて)」(8%)、「「南」からの要請を受けて」(5%)の合計である。

⁷ この例として、国際保健医療支援に特化した活動実施のために日本国際ボランティアセンター(JVC)の医療関係ボランティアを中心に結成されたシェア=国際保健協力市民の会、中長期支援に特化するためにアムダの海外事業本部を別法人化したAMDA社会開発機構等がある。

設立された団体⁹等に分けることができる。なお、この他の母体には、宗教団体¹⁰(3%)、企業¹¹(2%)、労組¹²(1%)が続いている。また、その他が6%あるが、この内訳は、医師団体¹³、大学の研究グループ¹⁴、生協組織¹⁵等で、それぞれはすべて1%以下である。

図表1-3-1 設立母体組織 n=225



第4節 法人格

▶ 特定非営利活動法人が全体の67%、財団法人・社団法人が8%、法人格なしが25%

ここで、NGOの使用法人格について見ていきたい。図表1-4-1はNGOの使用法人格の割合である。なお、財団法人・社団法人・公益財団法人・公益社団法人は現在制度移行中であるため、同一の区分としている。またこれと同様に、特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人も、同一の区分として下記では示している。

これより、NGOが最も多く取得している法人格は特定非営利活動法人(NPO法人)(認定を含む)¹⁶であり、全体の67%が利用していることがわかる。なお、特定非営利活動法人格取得団体の内、認定特定非営利活動法人格取得団体は9%(全体の6%)に留まっており、税制優遇を受けられる団体はまだ僅少であるといえる。また次に、財団法人・社団法人(8%)、法人格なし(25%)が続いている。

⁸ この例として、佐賀の文化的環境の向上のために設立された佐賀フランス研究会が、地域づくりと国際協力の分野に活動を広げたことにより設立された地球市民の会、名古屋市内で活動する12の市民団体の緩やかな連合体である名古屋第三世界交流センターの活動を深めるために設立された名古屋NGOセンター等がある。

⁹ この例として、国境なき医師団日本、日本リザルツ等がある。

¹⁰ この例として、シャンティ国際ボランティア会(曹洞宗)、れんげ国際ボランティア会(大乘仏教)等がある。

¹¹ この例として、大阪市の繊維関係の企業7社が家庭に眠る不要な衣類を集め、海外における衣料困窮者や災害などの被災者に提供する事を目的に設立された日本救援衣料センター、株式会社デンソーの創立50周年記念事業として設立されたアジア車いす交流センター等がある。

¹² この例として、自治労(全日本自治団体労働組合)が社会貢献事業として開始したアジアの子どもへの支援事業を引き継いだエファジャパン等がある。

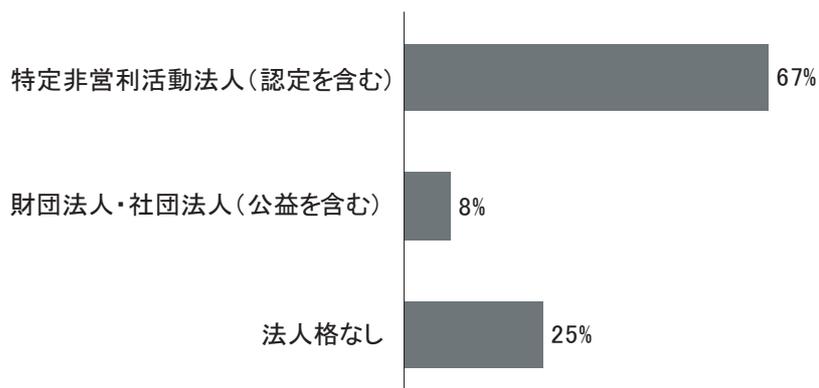
¹³ この例として、中国への医師・看護師等の派遣を起源とする日本キリスト教海外医療協力会(JOCS)等がある。

¹⁴ この例として、大学の研究グループから、研究成果を現地に還元するために設立された環境修復保全機構がある。

¹⁵ この例として、湾岸戦争被災者へのカンパ活動からはじまった地球市民交流基金EARTHIAN等がある。

¹⁶ 特定非営利活動法人とNPO法人は、法的には同一のもの(特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人)を指す。ただし、団体によってどちらの名称を使うかは固定化されている場合が多い。詳細はコラム1を参照のこと。

図表1-4-1 NGOの法人格 n=240



《コラム5：NGOの法人格》

1998年まで、日本の国際協力NGOの多くは法人格を持たない任意団体であった。当時は、公益事業を行う団体のための法人格は社団法人・財団法人しかなく、それらは数億円の資金が取得に必要だったためである。

しかし、1995年の阪神淡路大震災の救援・復興活動でのボランティアの活躍が追い風となって1998年に成立したNPO法によって、この状況は大きく変わった。法が指定する17種の特定非営利活動¹⁷を行う団体なら、名前と住所を明らかにすることが出来る10名以上の社員（会員）と事務所・規約（定款）のみで、4ヶ月以内に法人格がほぼ自動的に取得できるようになったのである。この結果、1990年代・2000年代に法人格を持つNGOが激増した。

しかし、NPO法で法人格（特定非営利活動法人）を付与された団体には、税制優遇等、活動を資金面で円滑にする制度が十分には与えられなかった。そこで、特定非営利活動法人のうち、“その運営組織及び事業活動が適切であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすもの”として、国税庁長官の認定を受けた団体¹⁸を認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）として認定し、優遇する制度（認定NPO法人制度）が2001年にできた。そして認定特定非営利活動法人は、その団体への寄付金が寄付者の税額控除の対象となるとともに、その団体の行う収益事業が法人税の減税対象となるようになったのである。

この制度の活用を、NPO/NGOの活動の促進のために期待する声は大きい。しかし、特定非営利活動法人¹⁹が41,864団体²⁰ある中で、認定特定非営利活動法人の数は198法人²¹（0.5%）²²に留まっており、その法人格の取得は十分に進んでいるとはいえない。この原因として、認定要

¹⁷ 2003年5月に修正される以前は12種だった。なお、この中の一つが「国際協力の活動」である。

¹⁸ 国税庁、「認定NPO法人の手引き」内「認定NPO法人制度～解説編～」の「認定NPO法人制度の概要」、<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/tebiki/pdf/01/01.pdf>、アクセス日時：2011年2月27日

¹⁹ なお、この数は認定特定非営利活動法人数を含んでいる。

²⁰ 2011年1月31日現在。内閣府「特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等」、<https://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html>、アクセス日時：2011年3月6日

件が厳しいことや取得手続きの負担の大きさと比べ税額控除幅が少ないこと等が挙げられている。それらの改善のため、更なる同法の改正が2011年3月現在も議論されている。

なお公益法人制度は、2008年に大幅に改正されている。それまでの社団法人と財団法人が廃止され、代わりに一般社団法人と一般財団法人、更に一定の条件を満たした同法人に対し税制優遇を行う法人格である公益社団法人と公益財団法人が新設されたのだ。この2つの法人格は、以前の法人格より格段に取得が容易になっている²³。そのため、今後はこれらの法人格を有したNGOが増加することが推測される。

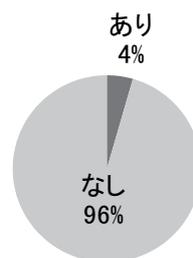
このような制度改正は、JANICも参加しているシーズ・市民活動を支える制度をつくる会²⁴等によって提言・推進されており、民主党政権下の「新しい公共」円卓会議等を中心とした「新しい公共」の推進によっても前進したものである。この「新しい公共」とは、“官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する”²⁵ことであり、NGO/NPOの活動分野を更に広げうる概念である。今後、この方針に基づいた官民共同等が進むことで、非営利活動の規模はより拡大していくことが予想される。

第5節 関連する会社等の保持

▶ 保持しないNGOが96%

ここで、事業を推進するための会社等を保持しているNGOについて、見てみたい。図表1-5-1は、NGOによる会社等の保持状況をまとめたものである。

図表1-5-1 会社等の保持 n=224



²¹ 2011年3月1日現在。国税庁、「認定NPO法人名簿」、<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/meibo/01.htm>、アクセス日時：2011年3月6日

²² なお、認定特定非営利活動法人の中で国際協力の活動を行う団体は102法人（52%）である。しかし、この申請は国際協力を主たる活動とする団体でなくても行うことができるため、ここでの国際協力団体数は、本書での調査対象NGOよりもかなり広義で国際協力を行う団体の数を示していると考えられる。

²³ 一般社団法人は定款、理事、社員（2人以上）、事務所の申請で、一般財団法人は定款、財産（300万円以上）、評議員、理事、監事、事務所の申請で、取得できる。詳細は内閣府「新公益法人制度」ホームページ（※）を参照のこと。
※ <http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/14/new-system-for-charitable-corporation.html>（アクセス日時：2月27日）

²⁴ シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、<http://www.npoweb.jp/>、アクセス日時：2011年2月27日

²⁵ 内閣府「『新しい公共』推進会議 会議の趣旨」、<http://www5.cao.go.jp/npc/suishin.html>、アクセス日時：2011年2月27日

「なし」が圧倒的多数（96%）であるが、「あり」のNGOもあることがわかる（4%）。この「あり」の内訳は、フェアトレード製品の販売を行う会社（APLA、ソルト・パヤタス等）や、開発コンサルティングを行う会社（ジーエルエム・インスティテュート等）、植林の推進を行う会社（アジア植林友好協会等）、医療支援を行う歯科医院（南太平洋医療隊等）であり、ここからNGOが企業体の形で活動を展開することで効率的な事業推進を図ることも可能であることが見えてくる²⁶。

第6節 活動拠点

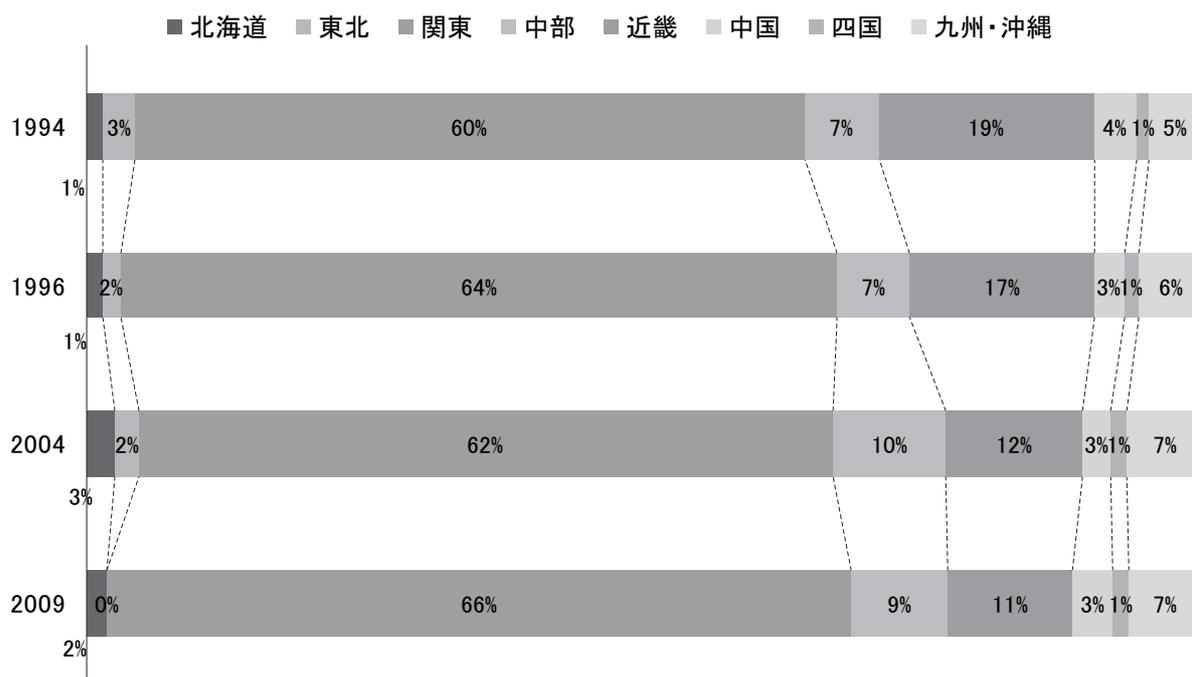
この節は、NGOの活動拠点を本部、国内支部・事務所、海外事務所に分けてみていきたい。

第1項 本部

▶ 関東に本部をおくNGOが66%、うち東京都におくNGOが52%

ここからは、NGOの本部所在地について見たい。図表1-6-1-1²⁷はNGOの本部所在地の割合の推移である。

図表1-6-1-1 本部事務所所在地方 n=240



これにより、関東地方に本部を置く団体が最も多く（66%）、またその傾向は年々僅かながら強まっていることが分かる。また、次に近畿地方（11%）、中部地方（9%）、九州・沖縄地方²⁸（7%）、中国地方（3%）、東北地方（3%）、北海道（2%）、四国地方（1%）が続き、この比率は1994年以降大

²⁶ 今回の調査では社会企業家（ソーシャルベンチャー）についての調査を実施しなかったが、これらの企業はその源流の一つともいえるのではないかと考えられる。

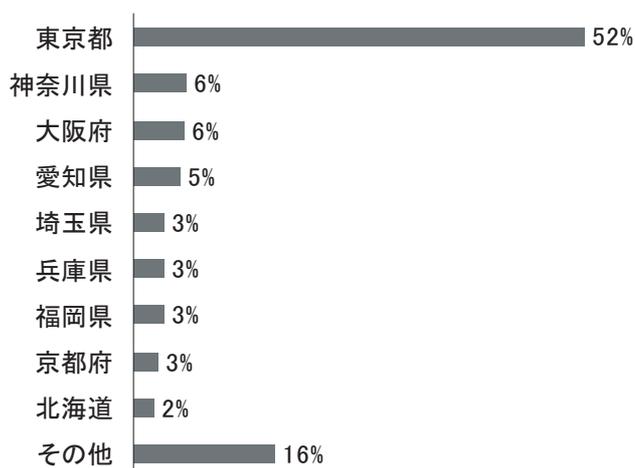
²⁷ 1992、1996、2004年度のデータは、それぞれNGOデータブック1994、'96、2006より引用している。また、1996年から2004年の間は調査を行っていない。

²⁸ 前回調査で九州・沖縄を同一カテゴリーとしていたため、比較のために便宜的にまとめた。なお、沖縄県は全体の1%を占めている。

きく変化していないこともわかる。関東・中部・近畿地方に86%のNGOがあることから、全国に均一にNGOが分布している状況ではないともいえる。

では、これを都道府県別に見てみよう。

図表1-6-1-2 本部事務所所在都道府県 n=240



図表1-6-1-2を見ると、東京都に本部を置く団体が圧倒的に多く（52%）、次に神奈川県（6%）、大阪府（6%）、愛知県（5%）、埼玉県（3%）、兵庫県（3%）、福岡県（3%）、京都府（3%）、北海道（2%）が続くことがわかる。なお、他の都道府県は全て1%以下である。東京・神奈川・大阪・愛知の4都府県で69%、また北海道までの9都道府県に84%のNGO本部が集中していることから、NGOの本部は全国に均一に分布しているのではなく、一定の都道府県に集中しているといえるだろう²⁹。

第2項 国内支部・事務所

▶ 支部/事務所を持たないNGOが70%、1支部/事務所を持つNGOが22%、うち大阪府の支部/事務所が19%

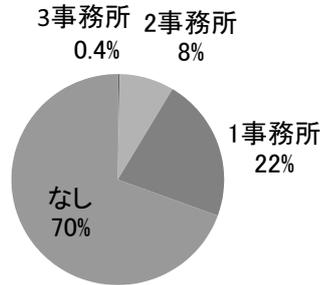
次に、国内支部・事務所について見ていきたい。図表1-6-2-1はNGOの国内支部・事務所数の保有割合である。これを見ると国内支部・事務所を持っているのは、全体の30%であり、そのうち国内に2つ以上支部・事務所を持っているのは全体の8%に留まっていることがわかる。

では、どの都道府県に支部・事務所が多いのか、見ていきたい。図表1-6-2-2は、国内支部・事務所数の所在都道府県別の設置割合³⁰である。

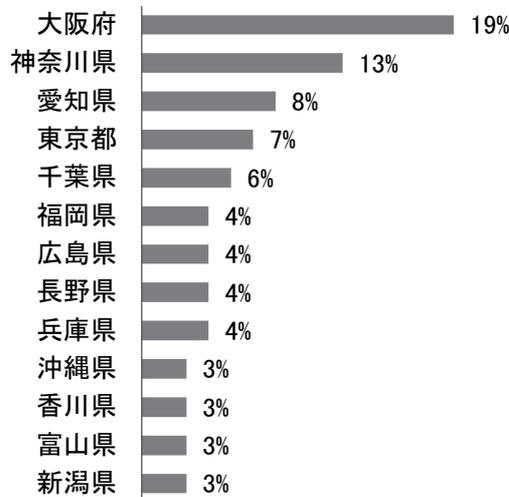
²⁹ 2004年度以前の都道府県別のデータは一部地域しかないため比較ができないが、2009年度と同様に東京一極集中型の分布をしていることが推測できる。

³⁰ 母数は、全団体である。

図表1-6-2-1 国内支部・事務所数 n=240



図表1-6-2-2 国内支部・事務所所在都道府県 n=71



最も国内支部・事務所数が多い都道府県は大阪府の（19%）であり、次に神奈川県（13%）、愛知県（8%）、東京都（7%）、千葉県（6%）が続く³¹。これより、本部程の集中度はないものの、国内支部・事務所も特定都市に集中する傾向があることがわかる。

なお、東京都に本部を置く団体で国内支部・事務所を持つ団体は14%で、国内支部・事務所を持つ団体の半数を占める。またそのうち、大阪府に支部・事務所を置く団体は4%であり、他の都道府県との組み合わせは全て1%以下である。また本部と同じ都道府県に支部・事務所を持つ団体は、4%である。

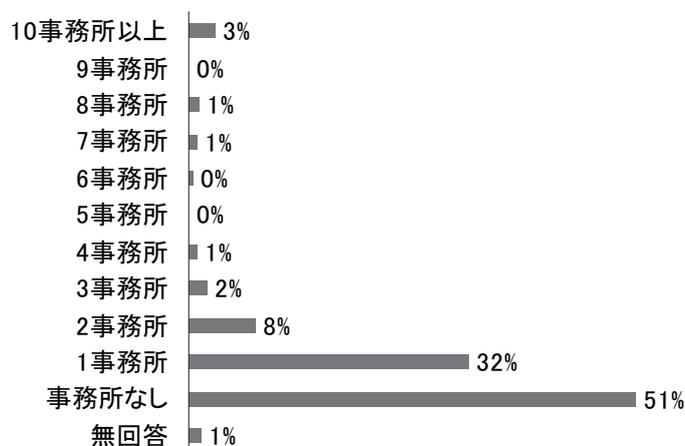
第3項 海外事務所

▶ 事務所なしが51%、1事務所が32%、主にアジアに分布

続いて、海外事務所について見ていきたい。図表1-6-3-1はNGOの海外事務所数の有無である。これを見ると、最も多いのは「事務所なし」（51%）である。また国内活動のみを行う団体が最大

³¹ この後の都道府県（埼玉県、栃木県、京都府、滋賀県、岐阜県、北海道、宮城県、福島県、鳥取県、島根県、山口県）は全て、1%以下である。

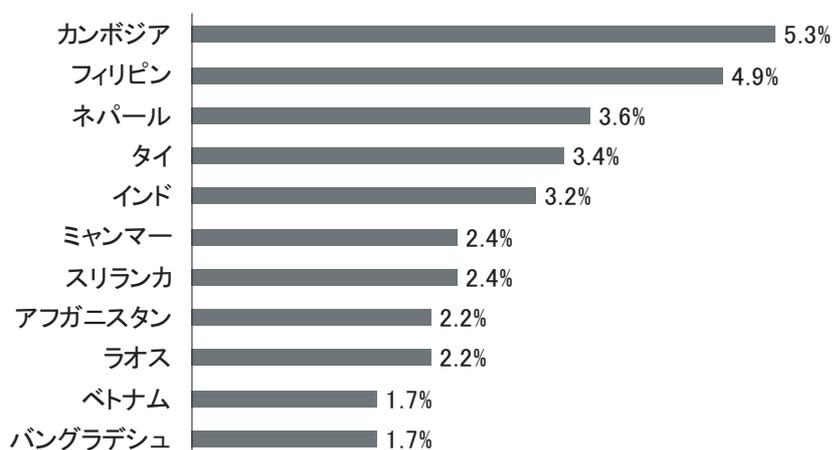
図表1-6-3-1 海外事務所数 n=240



10%であることから³²、海外事務所を持たずに国際協力を行う団体が少なくとも41%あることがわかる。また、海外事務所を持っている団体は48%であり、その中でも1事務所の団体が最多(32%)である。次いで、2事務所(8%)が多く、1・2事務所の合計で40%に達する。なお、9事務所以上の事務所を持つ団体は7団体あり、オイスカ(12事務所)を除く6団体は、海外に本部もしくは同じ名前のネットワークを持つNGOである³³。

ここで、日本のNGOの海外事務所が多い国も図表1-6-3-2で見てみたい。

図表1-6-3-2 海外事務所所在国 n=240



³² 第3章を参照のこと。

³³ ルーム・トゥ・リード・ジャパン(13事務所)、ケア・インターナショナルジャパン(14事務所)、国境なき医師団日本(18事務所)、グッドネーバーズ・ジャパン(25事務所)、サービス・シビル・インターナショナル日本本部(38事務所)、ワールド・ビジョン・ジャパン(96事務所)である。

最も NGO の事務所が多い国はカンボジア (5.3%) であり、次にフィリピン (4.9%)、ネパール (3.6%) が続く。上位をほぼアジアの国が占めており、日本の NGO がアジアを中心に活動を行っていることが、改めてわかる³⁴。なお記載をしていない国は、その割合が 1.0% 以下の国である。また、今回の調査では NGO の事務所は 81ヶ国³⁵にあった³⁶。

³⁴ 第3章で活動国については詳細を検討するため、事務所以外の情報について第3章を参照のこと。

³⁵ 欧州 27ヶ国 (アイルランド、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、モルドバ、ルーマニア)、アジア 17ヶ国 (インド、インドネシア、韓国、カンボジア、スリランカ、タイ、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス)、アフリカ 17ヶ国 (ウガンダ、エジプト、エチオピア、ケニア、ザンビア、ジブチ、スーダン、タンザニア、チャド、ナイジェリア、ブルキナファソ、ベナン、マラウイ、マリ、南アフリカ、モーリシャス、ルワンダ)、中南米 7ヶ国、オセアニア 6ヶ国 (オーストラリア、ソロモン諸島、ツバル、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー)、中東 5ヶ国 (アフガニスタン、イエメン、イスラエル、イラク、バーレーン)、北米 2ヶ国 (カナダ、米国) である

³⁶ ただし、この数字には海外に本部を置く NGO の海外支部を含んでいる。

第2章 活動国 / 活動地域・事業分野・活動対象者

この章では、NGOの活動国 / 地域と事業分野、活動対象者について、分析する。

第1節 総論

NGOのうち、海外・国内双方で活動している団体は56%、海外のみの団体は38%である。海外活動国数は、1か国が最多(44%)であり、特に1地域で活動するNGOが67%と多い。また、最も活動しているNGOが多い地域は、アジア(80%)であり、アフリカ(25%)、中南米(14%)、中東(12%)、欧州(7%)、オセアニア(5%)と続く。NGOが最も取り組んでいる事業分野は「人材」(70%)であり、次に「生活」(55%)、「救援」(45%)、「コミュニティ」(44%)、「地球環境」(40%)、「産業」(31%)、「平和、政治」(21%)、「人権全般」(17%)、「金融」(16%)が続く。その活動対象者としては、「子ども(海外)」(48%)、「女性(海外)」(34.5%)等が多い。ミレニアム開発目標(MDGs)の中で最も多くのNGOが取り組んでいるゴールは、ゴール2(教育)(58%)であり、「ゴール1(貧困・飢餓)」(54%)、「ゴール7(環境)」(39%)がそれに続いている。

第2節 活動国 / 活動地域

この節では、NGOの活動国と活動地域について、概観したい。

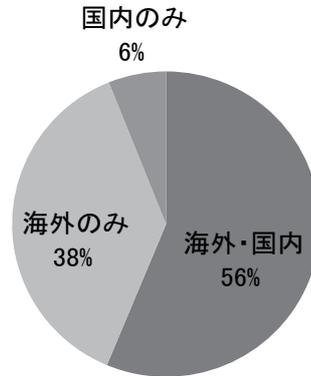
第1項 海外・国内別 NGO 活動割合

▶ 海外・国内双方で活動している団体が56%、海外のみの団体が38%

はじめに、その活動場所を海外としているNGO、国内としているNGO、また海外・国内の双方としているNGOのそれぞれの割合について見たい¹。

¹ 本項の分析は、アンケートパート1の設問B8での事業分野への回答(◎もしくは○での集計)を元に行っている。また、海外・国内での活動状況を示すデータとして、B8の他に、B7(国際協力対象国数)、B9(海外、国内、海外・国内を問わない事業形態)がある。本来であればこれら3つの各項目の集計結果は論理的につながる(計算上一致する)ものになるはずであるが、今回の調査結果ではつながっていない。この原因は、B7の回答では日本を含めるかどうかの判断が団体によって異なっていること、B8の回答では活動国数が多い一部の団体が全ての活動国を回答していないこと、B9の回答では国内のみで活動を行っているが国内事業に設問で分類される事業形態ではなく、海外・国内を問わない事業形態に当てはまる活動を行っている団体があり、国内のみの活動であるが海外・国内を問わない事業形態で回答を行っていること等が考えられる。そのため、本章の各項目の集計においては、それぞれの項目の特性に応じ、もっともよく実態を反映できていると思われる数字を選択して分析を行っているが、これらの数字を統計学的に正確なものとするためには、より詳細な集計が必要であることを添えておく。

図表2-2-1-1 海外・国内別NGO活動割合 n=231



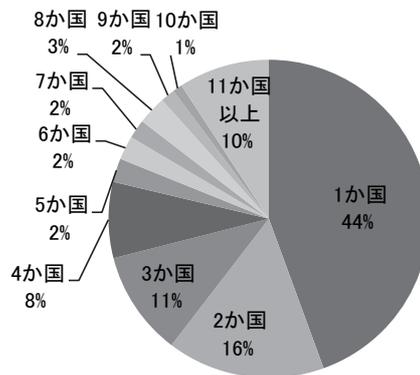
図表 2-2-1-1 を見ると、海外・国内の双方で活動をしている団体が最多（56%）であり、その次に海外のみ（38%）と国内のみ²（6%）が続いている。総じて見ると、海外で活動を行う団体は94%、国内で活動を行う団体は62%となっており、ほとんどの団体が海外での活動を行っていることがわかる。

第2項 海外活動国数

▶ 1か国で活動する団体が44%

では、海外活動を行っている NGO は、何か国で活動を展開しているのだろうか。図表 2-2-2-1 で見たい³。

図表2-2-2-1 海外活動国数 n=207



² 国内のみで活動を行う NGO としては、関西 NGO 協議会等のネットワーク NGO、開発教育ネットワーク等の開発教育 NGO、すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク等の在日外国人支援を行う団体等があげられる。

³ 本項の分析は、アンケートパート1の設問 B8 での活動対象国への回答（「中心となる活動対象国」もしくは「活動対象国」に記入された国名の集計）を元に行っている。

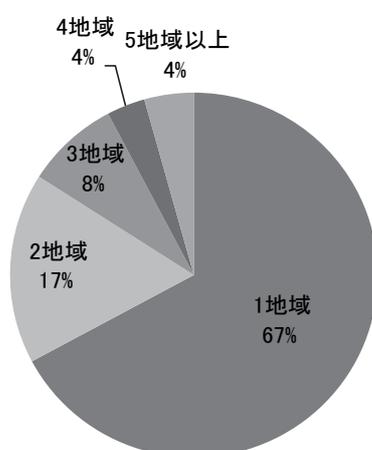
海外での活動国数で最も多いのは1か国（44％）であり、次に2か国（16％）、3か国（11％）、4か国（8％）がその後に続いている。これより、海外で活動を行っている NGO の79％が、4か国以下での活動展開であることがわかる。また、11か国以上のなかで、“全世界”⁴等と回答した団体は3％である。なお、平均活動国数は2.5か国、中央値は1か国である。

第3項 海外活動地域数

▶ 1地域で活動する NGO が67％

では、地域数で見たとき、NGOは何地域⁵で活動を展開しているのだろうか。図表2-2-3-1で見たい。

図表2-2-3-1 海外活動地域数 n=207



これより、地域数で見ると1地域が最多（67％）であり、2地域（17％）、3地域（8％）と続くことがわかる。海外活動国数に比べ、少ない地域数に集中していることから、同一地域内の複数箇所で活動を行う NGO が多いことが推測される。なお、平均活動地域数は1.2地域、中央値は1地域である。

第4項 海外活動地域 / 活動国

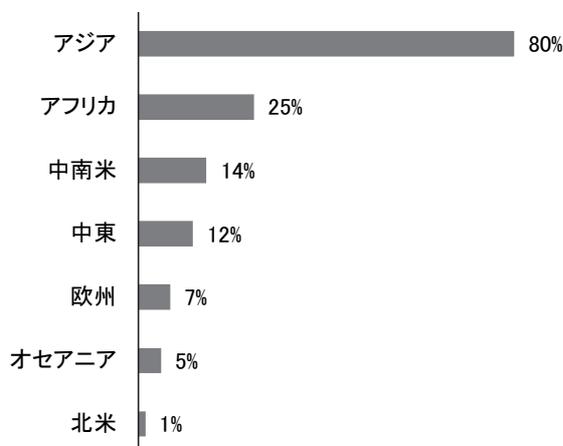
▶ アジアで活動する NGO が80％

ここからは、地域別 / 国別にどのような活動が行われているのか、複数回答で集計した結果を見ていきたい。まずは、NGOの地域別活動状況を見てみよう。

⁴ 世界中、世界各国等の同種の表現を含む。なお、第3項以降の集計には、“全世界”等は含まれていない。

⁵ 本章での地域の分け方は、以下である。まず、外務省ホームページで使用されている分類方法を用い、世界をアジア、中東、北米、中南米、アフリカ、オセアニア、欧州の7地域に分けた。（出典：外務省、「各国・地域情勢」、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、アクセス日時：2011年2月26日）次に、左記ホームページには掲載がないが、アジアの国に朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を加えた。また“世界中”等15か国以上の世界各国の活動地域を示した表現以外の漠然とした地域名（アフリカ各国、東南アジア等）及び領有権の帰属が争われる地域（台湾、パレスチナ、西サハラ等）を挙げた団体は、その項目のみ、集計を省いた。

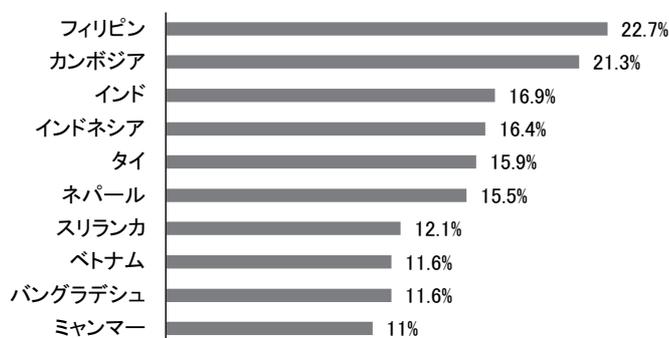
図表2-2-4-1 海外活動地域 n=207



図表 2-2-4-1 を見ると、海外で活動を行う NGO の 80% が、アジア⁶で活動を行っており、その割合が突出していることがわかる。また、次にアフリカ (25%)、中南米 (14%)、中東 (12%)、欧州 (7%)、オセアニア (5%)、北米⁷ (1%) と続いていることも明らかになる。

では、国別ではどのようなになっているのだろうか。図表 2-2-4-2 で、10%以上の団体が活動している国を見たい。

図表2-2-4-2 海外活動国 n=207



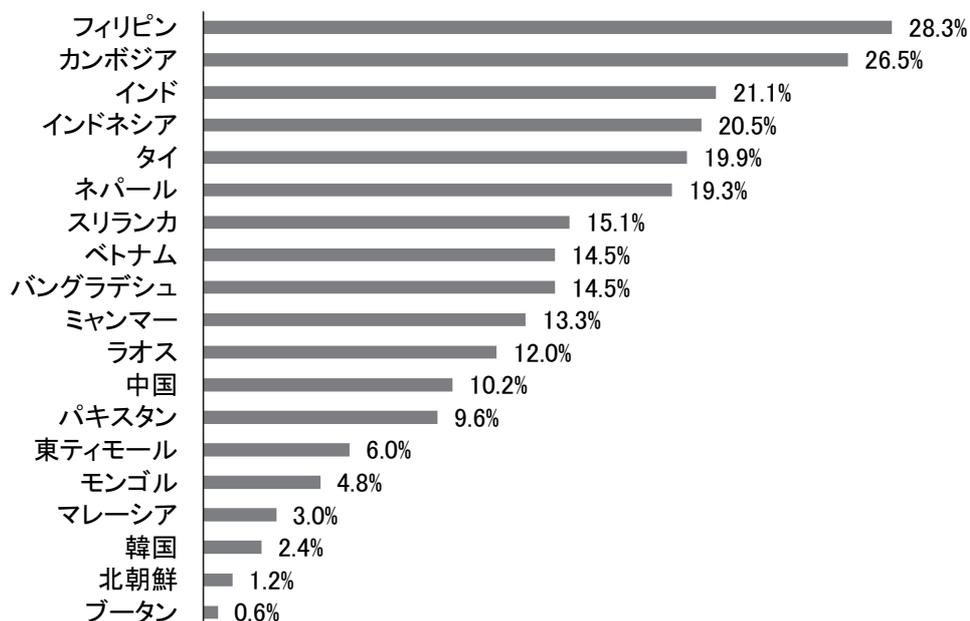
最も多くの NGO が活動しているのは、フィリピン (22.7%) であり、次にカンボジア (21.3%)、インド (16.9%)、インドネシア (16.4%)、タイ (15.9%)、ネパール (15.5%) 等が続いている。10%以上の団体が活動しているのはすべてアジアの国であり、日本の NGO がアジアを中心に多く展開していることが、改めてわかる。

ここからは地域別に詳細を見てみたい。まずは、アジアの活動国を見たい。

⁶ アジアの中に、日本は含まれていない (国内活動として集計している)。

⁷ 北米で活動する団体は、3 団体である。

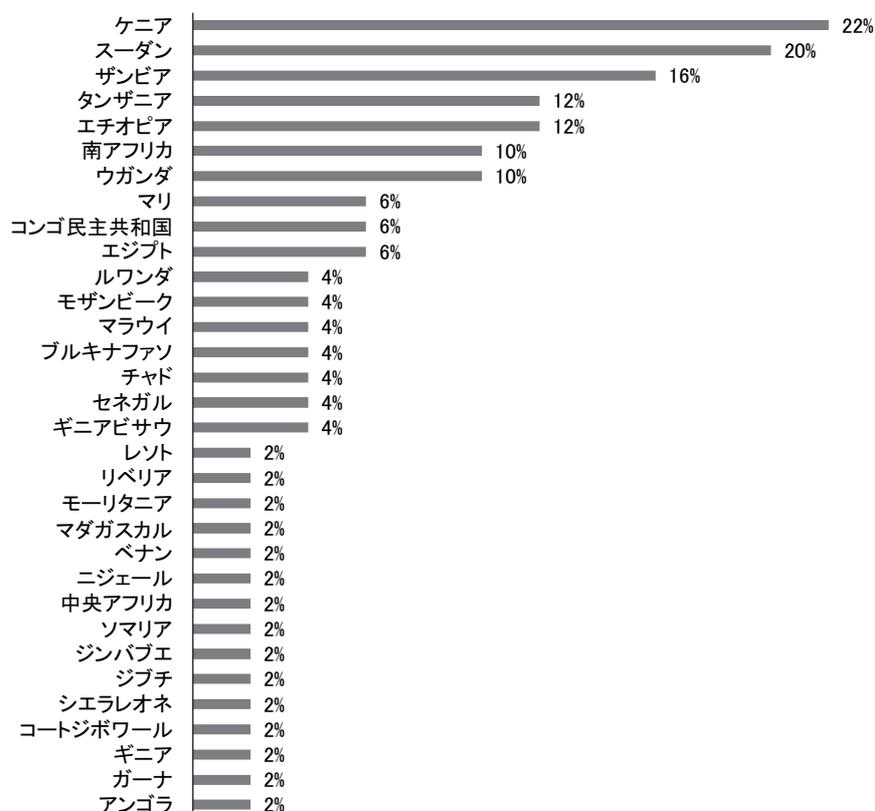
図表2-2-4-3 海外活動地域（アジア） n=166



図表 2-2-4-3 は、回答のあったアジアの全 19 か国の活動状況をまとめたものである。フィリピン（28.3%）、カンボジア（26.5%）といったアジアで活動する団体の 4 分の 1 以上が展開する国がある一方で、ブータン（0.6%）、北朝鮮（1.2%）等のごく少数の団体のみが活動する国もあることがわかる。また日本を除く、アジア 21 か国中 19 か国（86%）で 1 団体以上の NGO が活動しており、地域カバー率は高いといえる。

次に、アフリカについて見ていきたい。

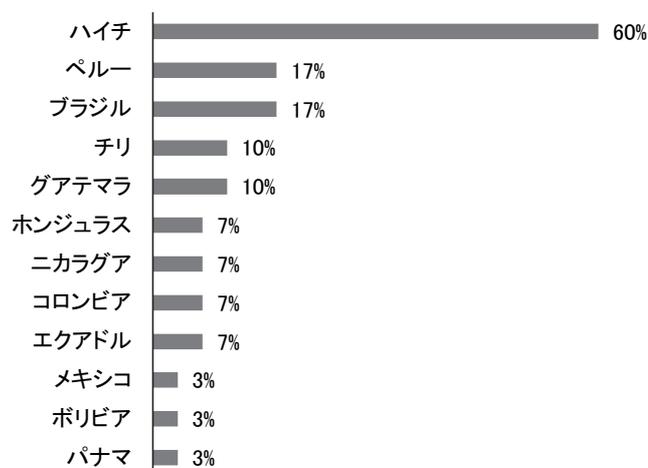
図表2-2-4-4 海外活動地域（アフリカ） n=51



図表2-2-4-4は、回答のあったアフリカの全32か国の活動状況をまとめたものである。ケニアで活動している団体が最多（22%）であり、次にスーダン（20%）、ザンビア（16%）、タンザニア、エチオピア（各12%）、南アフリカ、ウガンダ（各10%）、マリ、コンゴ民主共和国、エジプト（各6%）と続くことがわかる。またアフリカ53か国中32か国（60%）の国で活動しており、アジアと比較すると地域カバー率が低く、特定国に支援が集まっている傾向にあるといえるだろう。

次に、中南米について見たい。

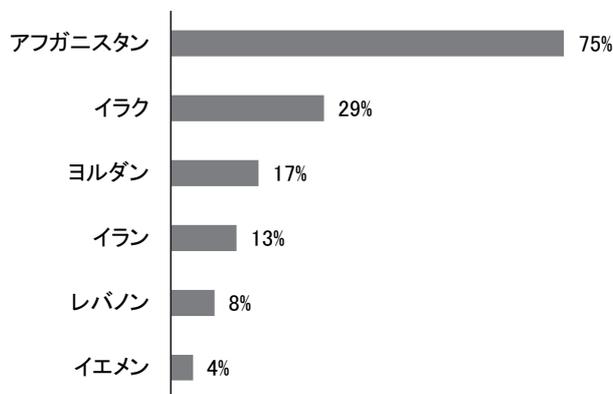
図表2-2-4-5 海外活動地域（中南米） n=30



図表 2-2-4-5 を見ると、中南米ではハイチで活動をしている団体が 60%と、突出している。これは、2010 年 1 月にハイチ大地震が起こった影響で、多くの緊急救援の団体がハイチで支援を行ったためだと考えられる⁸。またハイチを除いた他国の活動団体数は、20%以下で分散している。なお、地域カバー率は中南米 33 か国中 12 か国（36%）であり、アジア・アフリカよりも低い。

次に、中東について見たい。

図表2-2-4-6 海外活動地域（中東） n=24

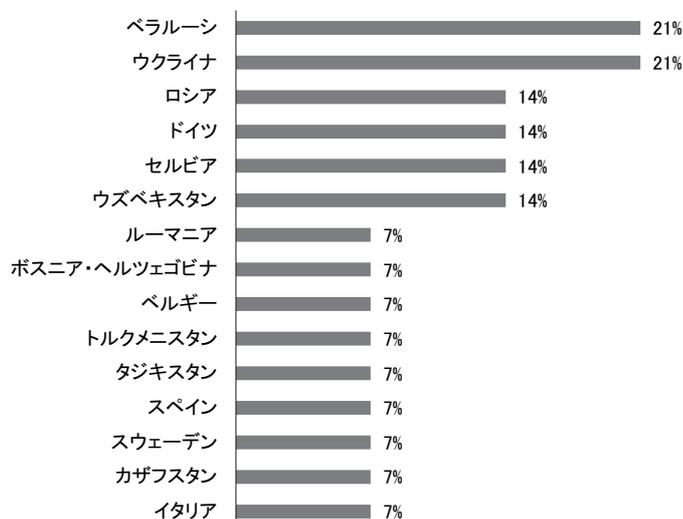


図表 2-2-4-6 を見ると、中東では、アフガニスタンでの活動が突出（75%）している。この理由として、長期に渡る内戦に加え、9.11 後の対テロ戦争の戦場となり、支援が集まったこと等がいえるだろう。また次には、イラク（29%）、ヨルダン（17%）が続く。地域カバー率は、15 か国中 6 か国（40%）である。

⁸ アムダ、ピースウインズ・ジャパン等の緊急救援を実施する団体が、活動地にハイチを含めている。なお、ハイチの会等、地震発生以前からハイチで活動をしている団体も存在する。

次に、欧州について見たい。

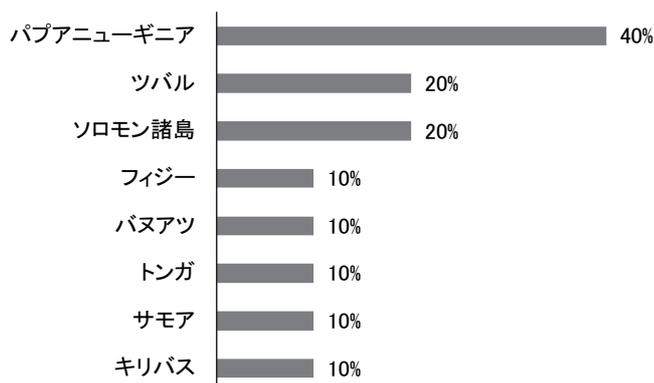
図表2-2-4-7 海外活動地域（欧州） n=14



図表 2-2-4-7 を見ると、欧州ではベラルーシ、ウクライナが突出している。これは、チェルノブイリでの原子力発電所事故の被災者に支援を行う団体⁹が、この地域で活動を行っているためである。なお、地域カバー率は 54ヶ国中 15 か国（28%）である。

最後に、オセアニアについて見たい。

図表2-2-4-8 海外活動地域（オセアニア） n=10



図表 2-2-4-8 を見ると、オセアニアではパプアニューギニアで活動をしている団体が 40%と突出しているが、他は均等に分散しているといえる。なお、地域カバー率は 14 か国中 8 か国（57%）である。

⁹ チェルノブイリ医療支援ネットワーク、チェルノブイリ子ども基金等である。

第3節 事業分野

この節では、NGOの事業分野を海外と国内、及び「主な事業分野」と「事業分野」に分けて見ていきたい。

第1項 概況

最も取り組んでいNGOが多い事業分野は「人材」(70%)であり、次に「生活」(55%)、「救援」(45%)、「コミュニティ」(44%)、「地球環境」(40%)、「産業」(31%)、「平和、政治」(21%)、「人権全般」(17%)、「金融」(16%)が続く。

また分野別では、人材分野では「教育」(海外)に取り組むNGOが64%、生活分野では「保健医療」(海外)に取り組むNGOが41%、救援分野では「自然災害」(海外)に取り組むNGOが28%、コミュニティ分野では「農村開発」(海外)に取り組むNGOが40%、地球環境分野では「植林・森林の保全」(海外)に取り組むNGOが29%、産業分野では「農業」(海外)に取り組むNGOが26%、平和、政治分野では「平和構築」(海外)に取り組むNGOが10%、人権分野では「人権全般」(海外)に取り組むNGOが64%、金融分野では「小規模融資」(海外)に取り組むNGOが14%で、それぞれ最多である。

第2項 全体の傾向

▶ 人材分野に取り組むNGOが70%、生活分野が55%

まず、NGOがどのような分野で活動をしているのか、見ていきたい。NGOの事業分野を「コミュニティ」¹⁰「産業」¹¹「人材」¹²「生活」¹³「金融」¹⁴「救援」¹⁵「地球環境」¹⁶「平和・政治」¹⁷「人権全般」¹⁸に9分類した時に、自団体がどの分類の活動を行っているかを集計したものが、図表2-3-2-1である¹⁹。

¹⁰ 「農村開発」と「都市(スラム)開発、住居」に細分化される。

¹¹ 「農業」「漁業」「小規模・地域産業」「零細企業・露店業」「適正技術」に細分化される。

¹² 「教育」と「職業訓練」に細分化される。

¹³ 「保健医療」「人口・家族計画」「給水・水資源」「在日外国人支援」に細分化される。

¹⁴ 「小規模融資」「債務・国際金融・貿易」に細分化される。

¹⁵ 「食糧・飢餓」「自然災害」「人災」「医療」「その他の救援活動(難民キャンプ支援を含む)」に細分化される。

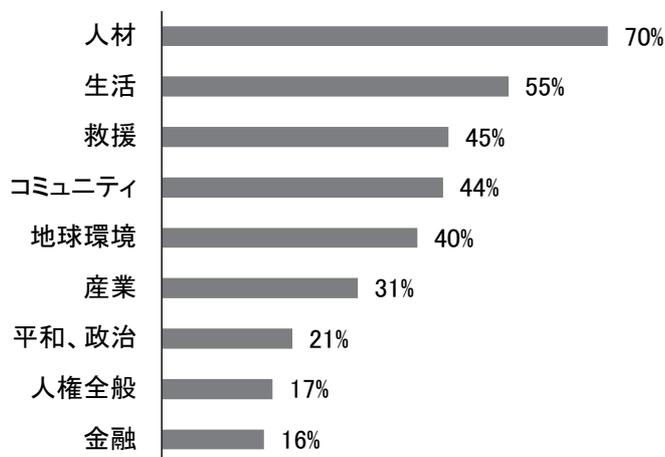
¹⁶ 「植林・森林の保全」「土壌・大気」「生物多様性」「代替エネルギー」「温暖化対策」「環境教育」「その他の地球環境問題」に細分化される。

¹⁷ 「民主主義・グッドガバナンス」「軍縮(地雷等の武器対策を含む)」「予防外交」「平和構築」「その他の平和活動」に細分化される。

¹⁸ 細分化した項目はない(「人権全般」のみで集計している)。

¹⁹ 複数選択式である。なお、図表2-3-2-1は、海外・国内、「主な事業分野」・「事業分野」問わずに集計したものである。

図表2-3-2-1 事業分野 n=223

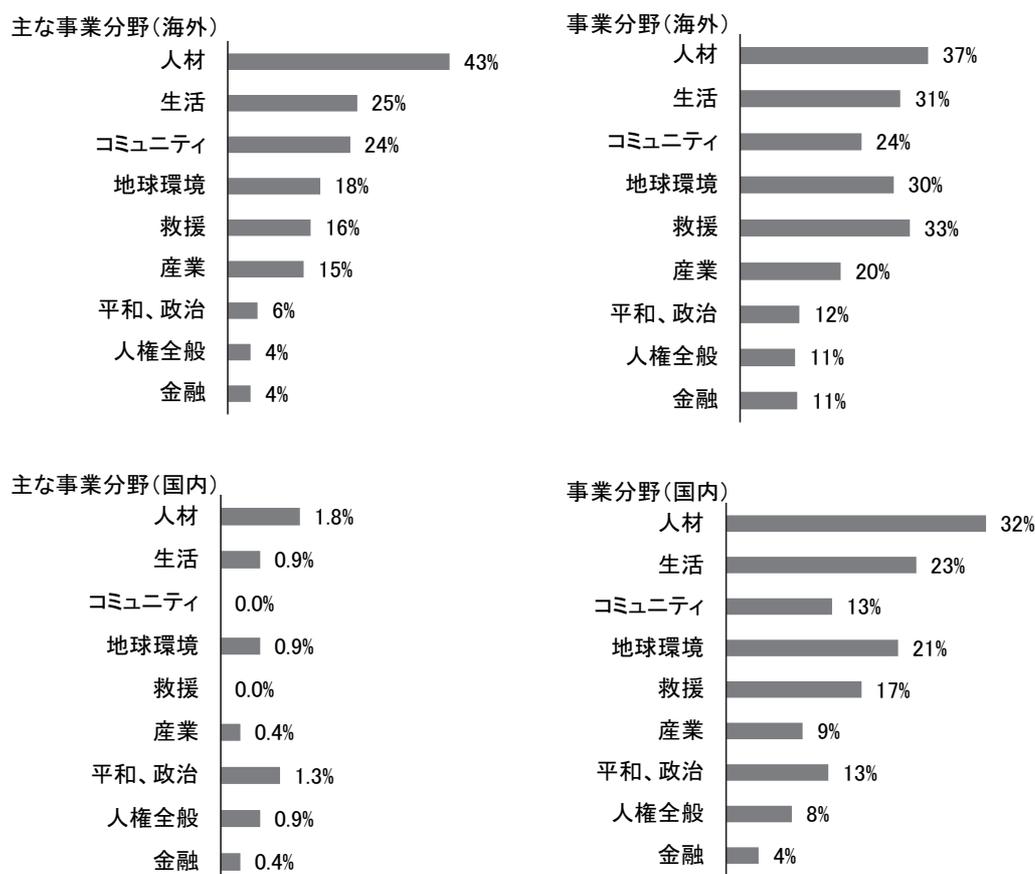


これより、NGO が最も取り組んでいる事業分野は「人材」(70%)であり、次に「生活」(55%)、「救援」(45%)、「コミュニティ」(44%)、「地球環境」(40%)、「産業」(31%)、「平和、政治」(21%)、「人権全般」(17%)、「金融」(16%)と続くことがわかる²⁰。

では、これを海外・国内と、「主な事業分野」・「事業分野」に分けて見てみよう。

²⁰ ただし、このデータの解釈の際には、本調査の回答団体が開発 NGO を中心としており、環境 NGO や人権 NGO については十分にカバーしていないことを念頭におくべきだろう。なお、環境 NGO と人権 NGO については、本章のコラム 7・9 も参照のこと。

図表2-3-2-2 事業分野（海外/国内、主な事業分野/事業分野別）



図表 2-3-2-2 から、最も取り組む NGO が多い事業分野はどのカテゴリーでも「人材」であるが、2 番目以降は、「主な事業分野（海外）」では「生活」（25%）、「コミュニティ」（24%）、「地球環境」（18%）と続くが、「事業分野（海外）」では「救援」（33%）、「生活」（31%）、「地球環境」（30%）、「主な事業分野（国内）」では「平和、政治」（1.3%）、「生活」、「地球環境」、「人権全般」（各 0.9%）、「事業分野（国内）」では「生活」（23%）、「地球環境」（21%）、「救援」（17%）と、違いがあることがわかる。事業分野の傾向は、海外・国内だけではなく、「主な事業分野」と「事業分野」で傾向が異なるといえるだろう²¹。

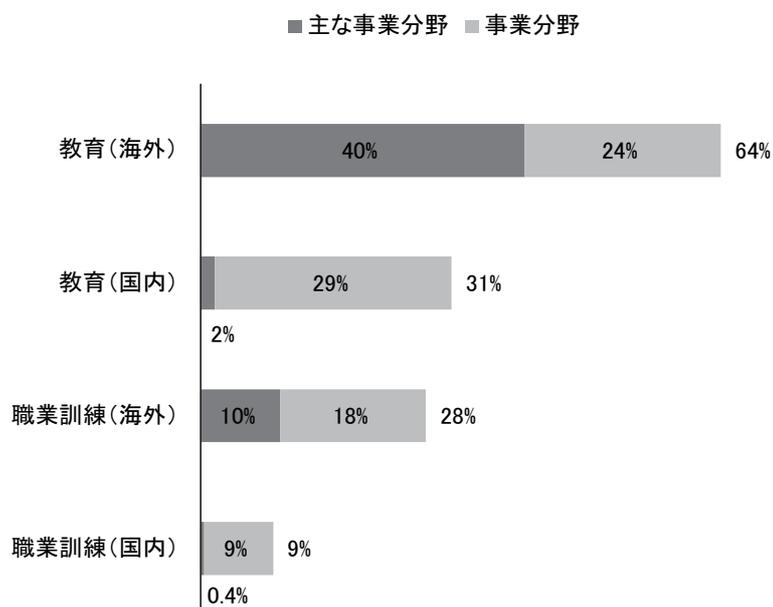
第3項 人材

▶ 海外での教育分野に取り組む NGO が 64%

では、分野別に詳細を見ていきたい。まずは人材分野について図表 2-3-3-1 で考えたい。

²¹ ただし、この数字の解釈の際には、「主な事業分野」と「事業分野」を分ける基準が、団体によって異っており（例：ある団体は、すべての分野を「主な事業分野」として選択しているが、ある団体はすべての分野を「事業分野」として選択している）、統計学的な正確さはないことを念頭に置かなければならないだろう。なお、その選択基準の不一致を踏まえ、以降では「主な事業分野」と「事業分野」を合計した値を各値とともに明記しているため、参考にされたい。

図表2-3-3-1 人材 n=223



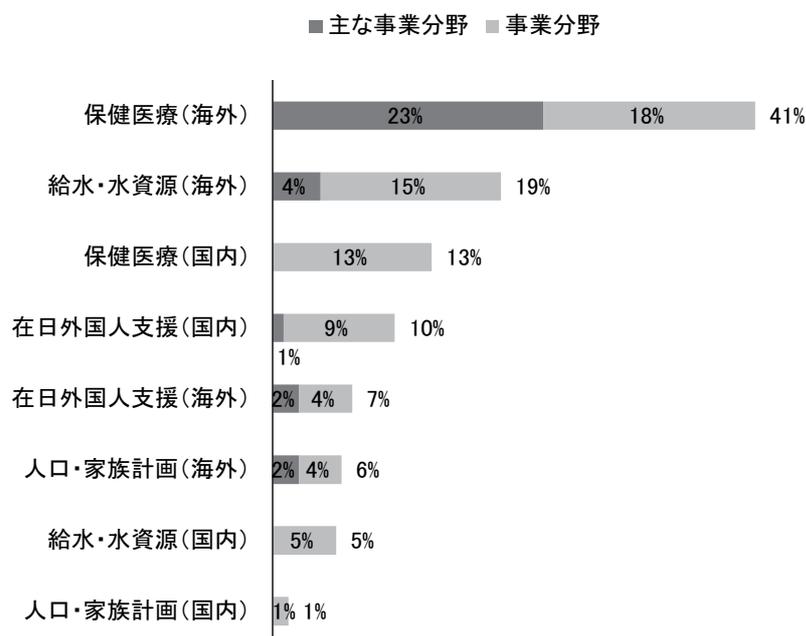
これを見ると、人材分野ではとりわけ「教育」に力を入れた活動が、国内外ともに行われており、特に海外での主な活動とする団体が多い（40%）ことがわかる。また、「教育（国内）」は開発教育を指していると考えられ、NGOの31%が、何らかの形で取り組んでいることがわかる。

第4項 生活

- ▶ 海外での保健医療分野に取り組む NGO が41%

では次に、生活分野を図表 2-3-4-1 で見てみたい。

図表2-3-4-1 生活 n=223



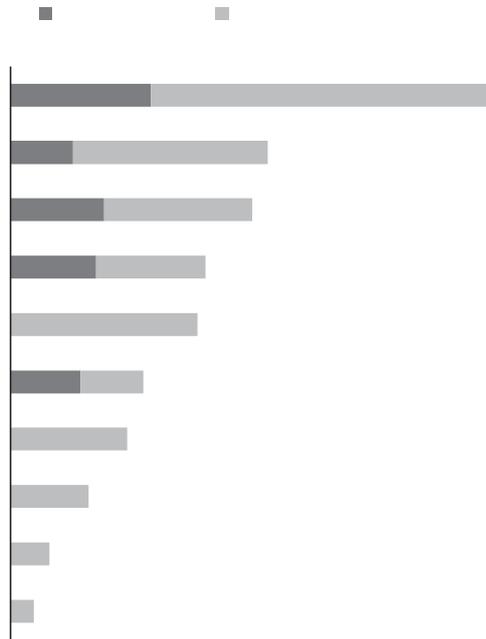
生活分野では、海外で「保健医療」を手掛ける団体が最も多く（41%）、またこれを主な事業分野とする団体も多い（23%）ことがわかる。また、海外の「給水・水資源」（19%）、国内の「保健医療」（13%）がそれに続いている。

第5項 救援

▶ 海外での自然災害分野に取り組む NGO が28%

続いて、救援分野を図表2-3-5-1で見たい。救援分野では、海外での「自然災害」が最も多く（28%）、次に海外の「食糧・飢餓」（15%）と海外での「医療」（14%）が続いていることがわかる。また既述の人材・生活と異なり、「主な事業分野」として回答している団体の割合が少ない。これは、平時には他の活動を行っているが、災害時には緊急救援活動を行う団体が一定程度あるためだと思われる。

図表2-3-5-1 救援 n=223



《コラム6：緊急救援 NGO とジャパン・プラットフォーム（JPF）》

同じ NGO の活動でも、緊急救援と開発支援では、求められるものが大きく異なる。災害（地震・津波等）・紛争を始めとする緊急時の救援活動では、人命救助・食糧提供等の支援が、迅速かつ大量になされることが必要とされる。一方、貧困からの脱却等、日常生活を変えていくために行われる開発支援では、被支援者が支援に依存せず、自力で状況を改善できるようになることを目標とするため、緊急救援と比べ外からの支援を少なくしていく傾向がある。

このような違いにより、緊急救援を行う NGO が効果的に活動を行うためには、開発 NGO とは異なった活動を可能にする仕組みが求められる。それは、緊急救援の必要が生じた際に、即座に多くの資金と人材を提供できるよう、それらの資源を日常的にプールしておく仕組みである。

以前の日本の NGO は、そのようなプールを行う仕組みを持たず、救援募金が集まってから、つまり緊急事態が終わった頃からしか救援活動を行うことができなかった。この問題を解決し、緊急時に NGO が迅速に活動を展開できるよう、緊急救援 NGO を支える組織である「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」が NGO、経済界、政府の連携により 2000 年に創設された。

JPF には、政府や民間企業等から緊急時のために供与された、億単位の資金²²がプールされている。JPF の評議会が支援対象とすることを決めた緊急事態の発生時には、JPF の「NGO ユニッ

²² 2011 年度の予算では、賛助会員会費収入は 2123 万円、政府支援金収入を 23 億円としている。（出典：JPF、「2011 年度全体収支予算」、http://www.japanplatform.org/report/2011/2011jpf_plan.pdf、アクセス日時：2011 年 3 月 8 日）

ト」に参加している団体は JPF に救援資金の提供を申請できる仕組みがつくられているのだ^{23,24}。

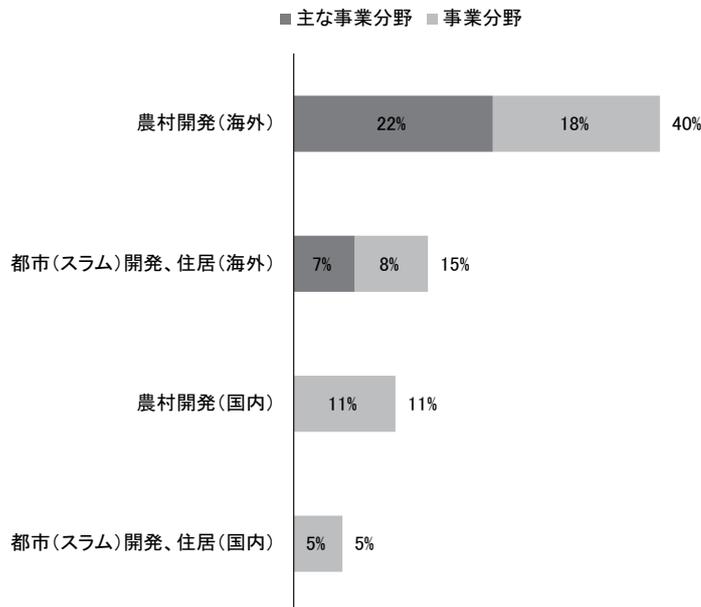
救援内容による資金源の違い²⁵や、JPF に拠出された政府資金は税金由来であるが JPF の「NGO ユニット」に参加した団体しか受け取ることが出来ないことに対する疑問²⁶等、課題も見られるが、JPF は更なる緊急救援 NGO の発展のための一つの仕組みとして機能しているといえるだろう。

第 6 項 コミュニティ

▶ 海外での農村開発分野に取り組む NGO が 40%

ここで、コミュニティ分野を図表 2-3-6-1 で見てみたい。

図表2-3-6-1 コミュニティ n=223



²³ JPF、「JPF による緊急人道支援の流れ」、<http://www.japanplatform.org/work/zindo/0903.html>、アクセス日時：2011 年 3 月 8 日

²⁴ 「NGO ユニット」には、2011 年 3 月現在 32 の NGO が参加している。(出典：JPF、「ジャパン・プラットフォーム NGO 参加団体一覧」、http://www.japanplatform.org/work/ngo_unit.html、アクセス日時：2011 年 3 月 8 日)

²⁵ 自然災害に対しては民間企業からの支援が多いが、紛争に関連する支援についてはほぼ全額を政府資金に依存している。(出典：JPF、「JPF 2010 年度事業計画 5. 安定的な運営のためのさらなる民間資金の導入と企業連携の発展」、http://www.japanplatform.org/report/2010/2010jpf_program.pdf、アクセス日時：2011 年 3 月 8 日)

²⁶ 外務省は、JPF の「NGO ユニット」に参加していない緊急救援 NGO に対する資金提供も別途行っているため、この課題が常に顕在化しているわけではない。

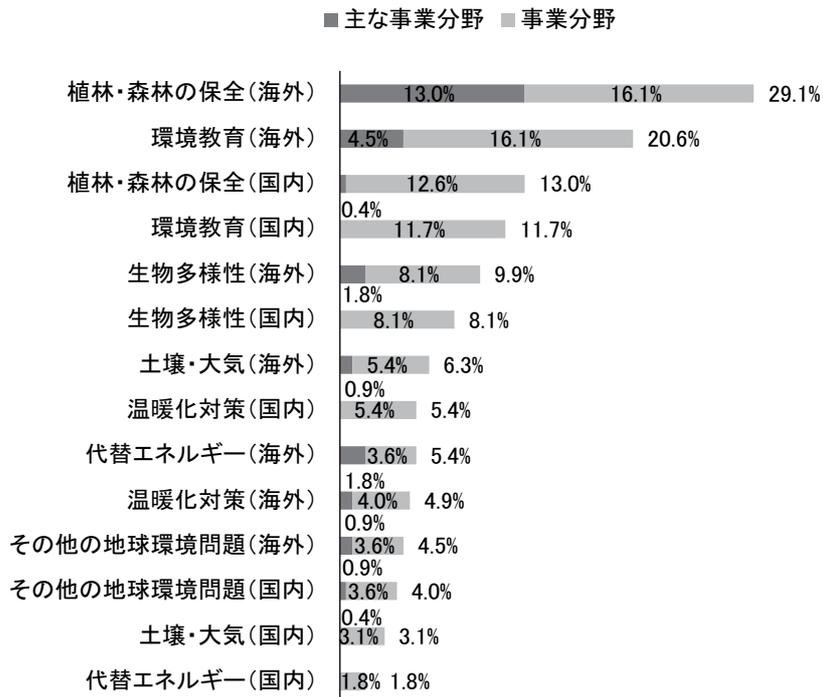
コミュニティ分野では、圧倒的に海外の「農村開発」が多く（40%）、続いて「都市（スラム）開発・住居」（15%）を行っている団体が多いことがわかる。

第7項 地球環境

▶ 海外での植林・森林の保全分野に取り組む NGO が 29%

次に、図表 2-3-7-1 で地球環境分野を見てみたい。

図表2-3-7-1 地球環境 n=223



地球環境分野では、海外での「植林・森林の保全」に取り組む NGO が最も多く（29.1%）、次いで海外での「環境教育」（20.6%）、国内での「植林・森林の保全」（13.0%）、国内での「環境教育」（11.7%）に取り組む団体が多いことがわかる。

《コラム 7：環境 NGO の活動》

図表 2-3-7-1 では、他分野と比較し、国内活動を多く行う環境 NGO の回答を反映した集計結果が出ている。他方、本調査では、開発 NGO のアンケート回答率が高いのに対し、環境 NGO、平和、政治 NGO、人権 NGO のそれは十分ではないため、集計結果に実態が反映されていない側面もある。そのためコラムにてこれらの NGO についての動向を補足したい。

「平成 20 年度環境 NGO 総覧」²⁷には、環境 NGO として 4,532 団体が掲載されている。しかし、そのうち海外活動を行っている団体は、10%である。また「国際環境 NGO 実勢調査」²⁸によると、環境 NGO の海外活動地域はアジアが最多（38%）²⁹であり、中でも中国やインドネシアなどの割合が高いという。海外での活動内容は、環境教育（55%）や植林・森林保全（50%）、生物多様性、温暖化対策（各 32%）が主であり、事業形態は、海外では調査研究（45%）、実践活動³⁰（41%）等、国内外を問わないものでは、NGO 間ネットワーク（68%）、政策提言（59%）等（複数回答含む）が多くを占めているようだ。

本調査での情報収集が十分でないことからわかるように、従来開発 NGO と環境 NGO の間の連携は、十分に行われていなかった。しかし、2008 年の G8 サミット NGO フォーラムのアドボカシー活動での協働を機に、連携を深めていこうという動きが見られている。今後は、ともに市民の立場からグローバル・イシューの解決にあたるアクターとして、より一層の協働が求められるといえるだろう³¹。

第 8 項 産業

▶ 海外での農業分野に取り組む NGO が 26%

続いて、産業分野を見ていきたい。図表 2-3-8-1 は産業分野の活動状況である。

²⁷ 環境再生保全機構、「平成 20 年度環境 NGO 総覧作成調査」、<http://www.erca.go.jp/jfge/NGO/shosai.html>、アクセス日時：2011 年 3 月 8 日

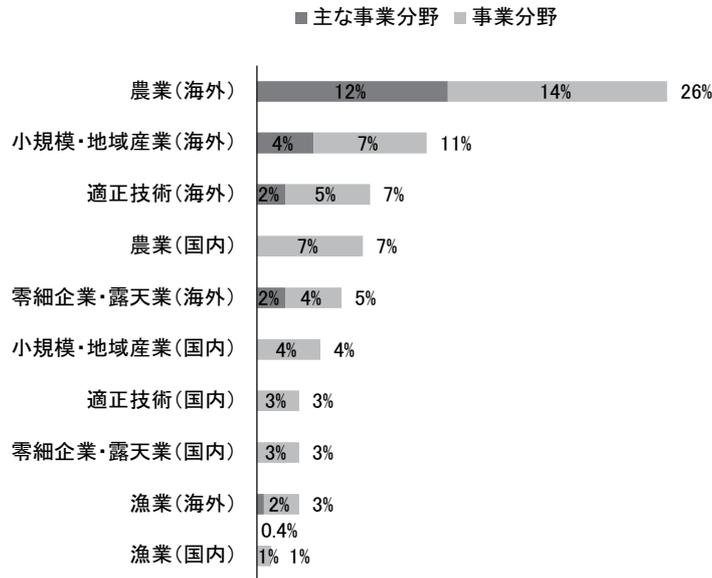
²⁸ JANIC、「国際環境 NGO 実勢調査 2009」、http://www.janic.org/mt/img/activity/research_environmentngo.pdf、アクセス日時：2011 年 3 月 8 日

²⁹ 他地域については、中南米（9%）、旧ソ連・東欧（6%）、オセアニア（3%）、記載なし・その他（44%）となっている。

³⁰ ごみ拾い等、「実際の行動を通して変化をもたらす活動」を指す。（出典：JANIC、「国際環境 NGO 実勢調査 2009」9 ページ脚注、http://www.janic.org/mt/img/activity/research_environmentngo.pdf、アクセス日時：2011 年 3 月 8 日）

³¹ 連携活動の詳細については、「開発 NGO と環境 NGO の連携のあり方に関する調査」を参照のこと。（出典：JANIC、「開発 NGO と環境 NGO の連携のあり方に関する調査」、<http://www.janic.org/mt/img/activity/H21NGOresearch.pdf>、アクセス日時：2011 年 3 月 8 日）

図表2-3-8-1 産業 n=223



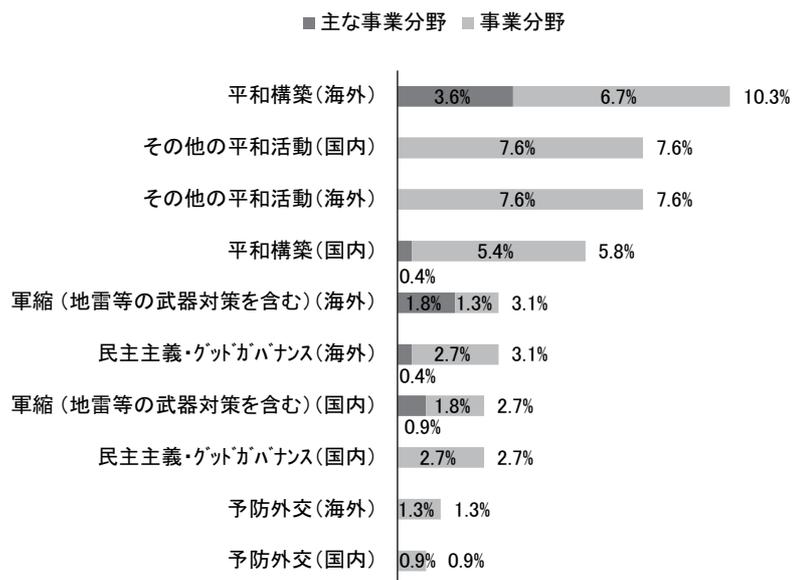
産業分野では、海外での「農業支援」を行う団体が突出して多く（26%）、次に海外での「小規模・地域産業」（11%）、海外での「適正技術」（7%）が続くことがわかる。

第9項 平和、政治

▶ 海外での平和構築分野に取り組む NGO が10%

次に、平和、政治分野を図表 2-3-9-1 で見ていきたい。

図表2-3-9-1 平和、政治 n=223



平和、政治分野では、海外での「平和構築」(10.3%)、海外・国内での「その他の平和活動」(各 7.6%)に携わる団体が主であることがわかる。

《コラム 8：平和、政治 NGO の活動》

図表 2-3-9-1 では、環境 NGO と同じく、平和、政治 NGO では他分野よりも、国内活動を多く回答した団体が多いという集計結果が出ている。ただし、十分な集計率ではないため、こちらでも追記をしたい。

平和、政治 NGO には、代表的なネットワーク団体がなく、網羅的な団体リストもない。そのため、団体の総数などは明らかではない。その理由は、草の根（小規模）NGO が非常に多く存在することに加え、専従職員を擁することの多い開発 NGO と異なり、他の職業を本業とする市民³²が個人として NGO を設立することが多いことにある。この傾向を表す例として、国際的な NGO キャンペーンである「武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ（GPPAC）」が、NGO だけでなく個人の賛同を含む形で成立していること等があげられるだろう。

また、平和、政治 NGO は、軍縮 NGO³³、反戦 NGO³⁴、平和構築 NGO³⁵ などアプローチ毎に詳細に分類されることも多い。それぞれの特徴としては、軍縮、反戦の NGO に特に小規模な NGO が多いこと、平和構築の NGO では、政府と密接な協力関係を持ち、予算規模が 10 億円を超える大規模 NGO も少数存在すること等がいえるが、更なる調査が待たれている。

第 10 項 人権

▶ 海外での人権全般分野に取り組む NGO が 64%

次に、人権分野を図表 2-3-10-1 で見たい。

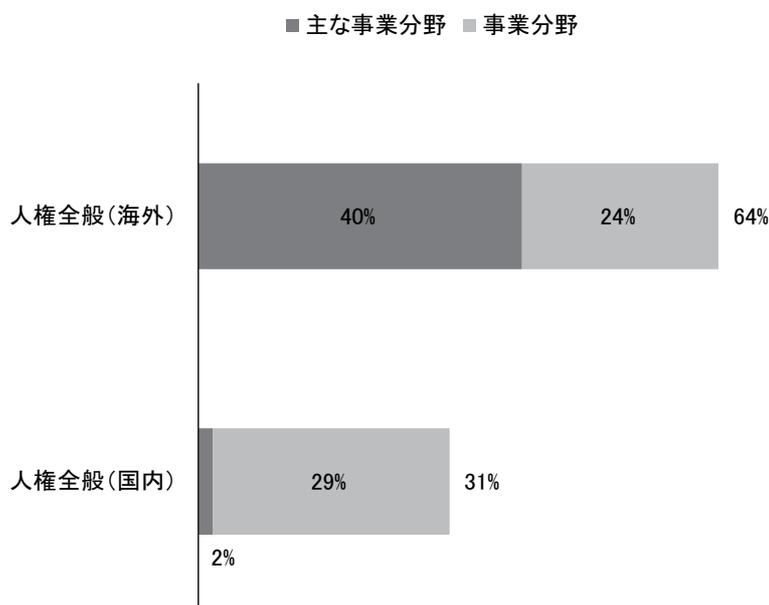
³² 大学教員などを含む専門家だけでなく、企業等に勤める一般市民が主催する団体もある。

³³ 軍縮 NGO は、核軍縮・廃絶（非核地帯の設置や核実験廃止を含む）、化学兵器・生物兵器など核兵器以外の大量破壊兵器の軍縮・廃絶、通常兵器の軍縮・軍事基地の縮小、小火器の軍縮、地雷撤廃、武器貿易規制等の取り組み分野別に、更に分けることができる。

³⁴ 反戦 NGO は、戦争被害者の救済（従軍慰安婦問題を含む）、非暴力運動（憲法 9 条関連問題を含む）等の取り組み分野別に、更に分けることができる。

³⁵ 平和構築 NGO は、紛争予防、平和構築等の取り組み分野別に、更に分けることができる。

図表2-3-10-1 人権 n=223



人権分野では、海外での活動を行う NGO が 64% に上る一方で、国内での活動も 31% の NGO が行っている。なお、「人権全般」以上の詳細な集計は、今回行っていない。

《コラム 9：人権 NGO の活動》

図表 2-3-10-1 の項目が少ないことからわかるように、人権 NGO についての集計率は、十分ではない。そのため、ここでも補足をしたい。

人権 NGO も平和、政治 NGO と同様に、網羅的な団体リストを持たず、団体の総数などは不明である。しかし、その総数を推計する上で有意義な数字はいくつかあるので、示していきたい。たとえば、2008 年 1 月に人種差別撤廃条約の定期報告書審査に向け、NGO が外務省に提出した申し入れ書にある賛同団体は、83 団体である。また同年 2 月に国連人権理事会の普遍的定期審査 (UPR) に関し、ジュネーブの人権高等弁務官事務所へ送った NGO 文書の署名団体は 52 団体である。そのため、これらの団体数以上は国際活動に関心を持つ人権 NGO があるのではないかと推測をすることができる。

人権 NGO は、子ども、女性 (ジェンダー差別、複合差別を含む)、障がい者 (身体および精神障害など)、先住民族・マイノリティ (アイヌ民族、琉球・沖縄民族、在日コリアンなど)、難民・国内避難民、外国人 (永住者などの外国籍住民など)、高齢者、職業・世系に基づく差別 (被差別部落)、性に関する差別 (同性愛者、性同一性障がい者など)、病気に基づく差別 (ハンセン病元患者、HIV/AIDS 感染者など)、非正規労働者 (ホームレス、ハウジングプアーを含む)、被拘禁者 (拷問など)、犯罪被害者とその家族、婚外子、医療崩壊と生存権、貧困と人権、死刑 (残酷な刑罰などの) 廃止、戦争犯罪、宗教と人権、人権教育など、非常に多様なテーマで活動して

いる。また、その歴史は、1776年の米国独立宣言や1789年のフランス人権宣言、1948年の世界人権宣言等まで遡ることができる。特に世界人権宣言については、国連がこれを基礎に国際人権規準の設定（国際人権法の展開）と国連人権機関の設置を行ったため、これら国際人権規準の世界各国における普遍的適用と各国社会での実体化を監視することを目的とした今日の人権 NGO の活動の発端となったといえるだろう。日本における人権 NGO の誕生としては、被差別部落の解放を求めた1922年の全国水平社、1970年のアムネスティ・インターナショナル日本の設立等があげられる³⁶。

《コラム 10：開発・環境 NGO と平和、政治・人権 NGO のアプローチの違い》

開発・環境 NGO と平和、政治 NGO、人権 NGO のアプローチには、大きな違いがある。それは、開発・環境 NGO には特定の地域・コミュニティ等、対象とする支援地を明確に持つ団体が多い³⁷ 一方、平和、政治・人権 NGO は明確な支援地を持たず、代わって政府に対して政策提言活動を³⁸ 行う団体が多い³⁹ ことであろう。そのため、平和、政治・人権 NGO の主要な活動場所は、国連機関やその他の国際機関が開催する重要な国際会議となる場合が多々ある。国連の NGO 協議資格を持つ日本の NGO の多くが、平和、政府 NGO と人権 NGO であることは、この現状をよく表しているといえよう。また海外活動のみならず、条約やその監視機関の勧告の実施などを踏まえた平和、政治・人権状況の改善を国内で行う団体も見られる。

政策提言活動に力を入れる人権・平和、政治 NGO の活動は、開発・環境 NGO との相乗効果をもたらすことも多い。その好例が、新たな支援概念や枠組みの提唱である。たとえば、平和、政治 NGO による東アジア非核地帯構想や武器貿易禁止条約の提案や人権 NGO による「人権（権利）基盤アプローチ（RBA）」や、「利害関係者（stakeholders）」から「権利保持者（rights-holders）」・「責務履行者（duty-bearers）」への転換の提唱は、開発・環境 NGO の活動手法にも大きな変化をもたらしている。

とはいえ、このような政策提言活動を中心とする NGO を支援するスキームは十分に構築されておらず、特に日本では平和、政治 NGO ・人権 NGO とともにその規模は小さいことが多い。これから、一層の発展が期待されているといえよう。

³⁶ NGO の歴史の詳細については、序章を参照のこと。

³⁷ なお、政策提言型等、明確な支援地を持たない NGO も多く存在する。

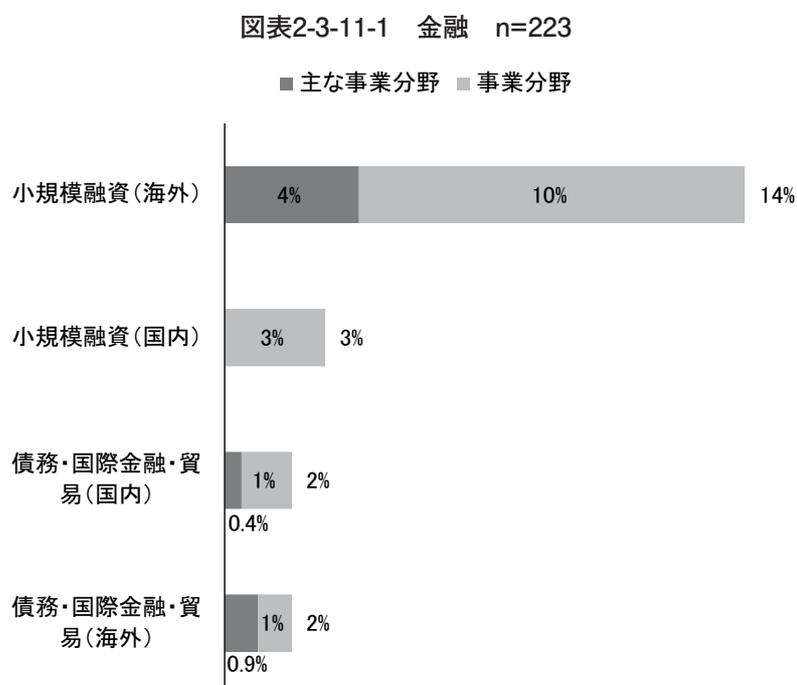
³⁸ 人権 NGO の場合は、国連人権理事会等の国際人権条約の監視機関、平和 NGO の場合は国連軍縮会議や NPT 再検討会議、GPPAC などの国際的枠組みへの参加・報告、各種基準設定等に向けたロビイング等を指す。

³⁹ なお、武装解除・動員解除・社会復帰（Disarmament, Demobilization, Reintegration：DDR）を行う団体等、明確な支援地を持つ NGO も多く存在する。

第11項 金融

▶ 海外での小規模融資分野に取り組む NGO が 14%

最後に、金融分野を図表 2-3-11-1 で見ていきたい。



金融分野では海外での「小規模融資」(マイクロ・クレジット⁴⁰を含むマイクロ・ファイナンス)⁴¹を行う団体が圧倒的(14%)でありながら、それを主な事業分野とする団体が少ないことが分かる。これは、もともと農村開発等を行っていた団体が、次第に「小規模融資」も行うようになっていったため、見られる結果であると推測できる。

第4節 活動対象者

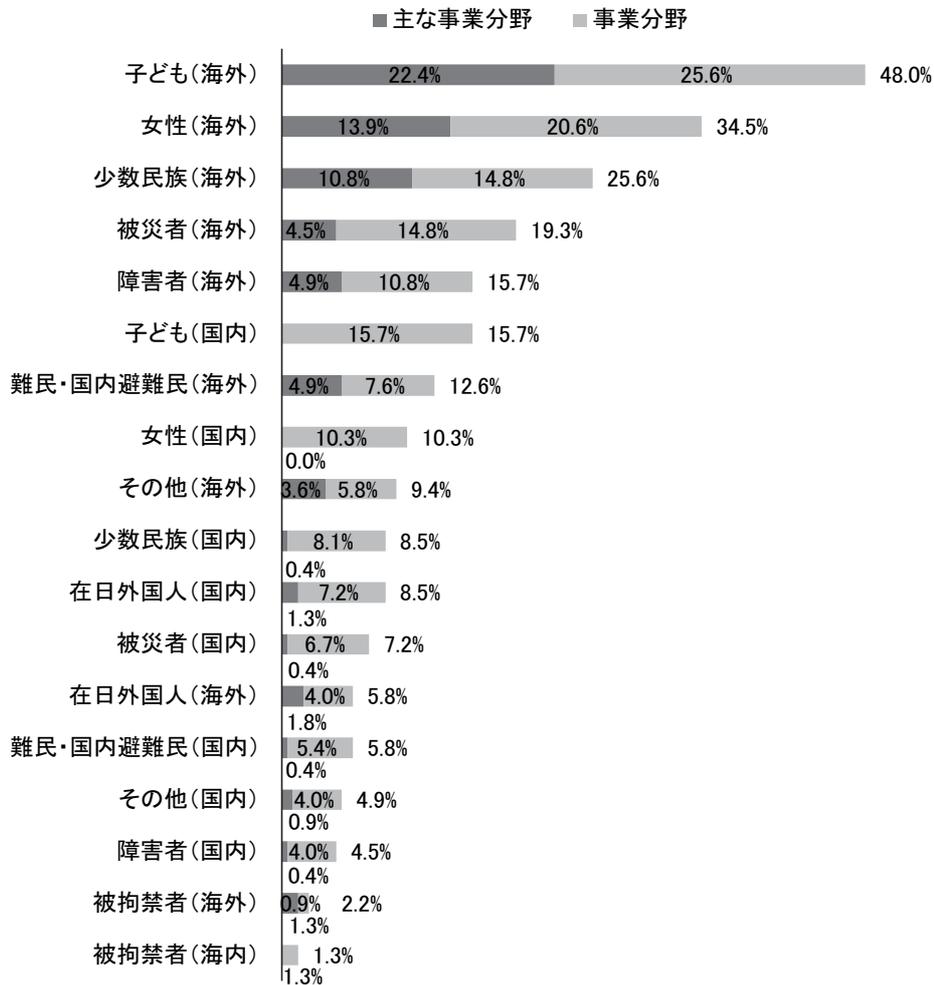
▶ 海外で子どもに支援をする NGO が 48%、海外で女性に支援する NGO が 35%

これまでは、事業分野から活動を見てきたが、これを支援を受ける人(活動の対象者)の視点から見ると、どうなるのだろうか。図表 2-4-1 で見てみたい。

⁴⁰ 貧困層に対し、無担保で小額の融資を行う貧困層向け金融サービスのこと。2006年に、マイクロ・クレジットをバングラデシュで推進してきたグラミン銀行と、創始者であるムハマト・ユヌス総裁が、ノーベル平和賞に選ばれた。(出典：日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所、「金融-マイクロ・ファイナンス」、<http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Theme/Eco/Microfinance/index.html>、アクセス日時：2011年3月8日)

⁴¹ 貧困層に対し、「融資(クレジット)のみならず、貯蓄や保険等の広範な金融(ファイナンス)サービス」を提供することを、マイクロ・ファイナンスと呼ぶことが多い。(出典：脚注40に同じ)

図表2-4-1 対象者別 n=223



これを見ると、最も多いNGOの活動の対象者は「子ども（海外）」（48％）であり、次に「女性（海外）」（34.5％）、「少数民族（海外）」（25.6％）等が続いていることがわかる⁴²。支援の上で、社会的弱者にも多くの配慮がなされていることがわかるといえよう。

第5節 取り組んでいる国連ミレニアム開発目標（MDGs）のゴール

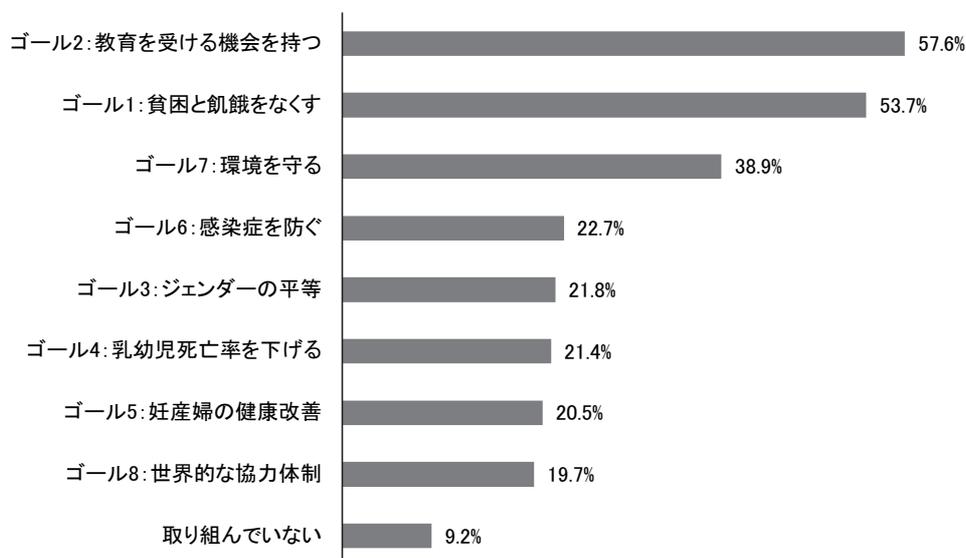
▶ ゴール2（教育）に取り組むNGOが57.6%

今回、調査実施年度が開発途上国の貧困問題の解決のために国連や各国政府などの諸機関が共通の目標として掲げた国連ミレニアム開発目標（MDGs）⁴³達成の期限まであと5年であることから、各NGOに主に取り組んでいるMDGsのゴールを聞いた。

⁴² なお、集計値を見ると、コミュニティ支援の中で大人と共に子どもを支援している団体等、この対象者以外に対しても支援を行っているNGOが、対象者の一部としてこの対象者群を支援していることが多いため、解釈の際に念頭におかれない。

⁴³ 詳細は、JANICのMDGs2015キャンペーンのホームページを参照のこと：<http://www.janic.org/more/mdgs/>

図表2-5-1 取り組んでいる国連ミレニアム開発目標（MDGs）のゴール n=229



図表 2-5-1 より、91%の NGO が何らかの MDGs のゴール達成に取り組んでいること、また最も NGO が取り組んでいるゴールは、「ゴール 2(教育)」(57.6%)であり、「ゴール 1(貧困・飢餓)」(53.7%)、「ゴール 7(環境)」(38.9%) がそれに続くことがわかる。今後も MDGs 達成のために、より一層の取り組みが求められるといえるだろう。

《コラム 11：ミレニアム開発目標（MDGs）とは》

ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）とは、国連や各国政府等が掲げている、2015年までに達成すべき8つの世界共通の貧困削減目標（合意）のことである。その達成に向けて、各国政府や国連・NGOは、21のターゲットと60の指標を通してその進捗を測定しているが、まだ目標の達成は遠いとされている⁴⁴。

⁴⁴ 外務省、「MDGs プログレスチャート 2010（仮訳）」、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>、アクセス日時：2011年3月8日

第3章 事業形態

この章では、NGO がどのような形（方法）で国際協力をしているか（事業形態）と、海外事業の実施主体を分析する。

第1節 総論

最も多くの NGO が取り組んでいる事業形態は、地球市民教育（62%）であり、これに海外への資金支援（61%）、海外への人材派遣（50%）、海外・国内を問わないネットワーキング（45%）等が続く。また2004年度と比較すると、海外・国内を問わない政策提言（7ポイント）、海外への資金支援、海外への緊急救援（各5ポイント）、海外への物資供給、海外への人材派遣（各4ポイント）を行う団体の伸びを見ることができる。海外事業実施主体として、最も多い形態は自団体のみ（41%）であり、次に現地 NGO のみ（30%）、自団体と現地 NGO（17%）が続くことがわかる。

第2節 事業形態

▶ 国内での地球市民教育に取り組む NGO が 62%、海外への資金支援に取り組む NGO が 61%

まずは、事業形態について見ていきたい。事業形態として、下記の海外事業、国内事業、海外・国内を問わない事業の3つのカテゴリの中より、自団体の活動に当てはまるものを、活動の中で特に力を入れている「主な事業形態」と「事業形態」に分けて複数選択式で回答してもらった¹。これを合計したのが、図表 3-2-1 である²³：

- (1) 海外事業…「資金支援」「物資供給」「人材派遣」「情報提供」「緊急救援」「調査研究」「その他」
- (2) 国内事業…「資金支援」「物資供給」「人材派遣」「研修生受け入れ」「情報提供」「地球市民教育」「調査研究」「その他」

¹ ただし、同じ事業分野で、「主な事業分野」と「事業分野」の双方を選択することはできない。

² 集計結果より、団体によって「主な事業形態」と「事業形態」のどちらを選択するかについての基準が異なっていることが明らかになったため、まずは「主な事業形態」と「事業形態」を足したものを図表 3-2-1 に示している。

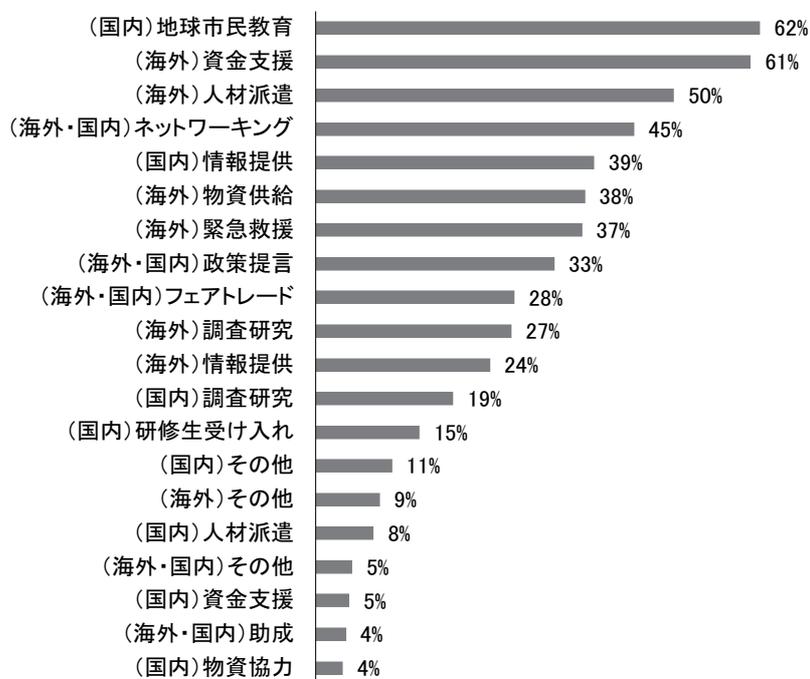
³ 各項目の定義は、下記である。なお、下記をアンケートに明記し、調査を行っている：

【海外事業】▼資金支援（奨学金事業を含む）…「南（いわゆる途上国）の人々が必要とする資金を提供する形の協力、▼物資供給…「南」の人々が必要とする物資を提供する形の協力、▼人材派遣…技術を持った専門家や現地事務所責任者、プロジェクト調整員やボランティアなどを日本や他の国々から派遣する形の協力、▼情報提供…「南」に対して、政治、経済、社会、文化、環境、法律、技術、その他の情報を提供する形の協力、▼緊急救援…自然災害（洪水、干ばつ、地震等）や人災（戦争、紛争、原発事故等）によって、生命を脅かされた人々（被災民、難民、避難民等）を当面の脅威から救うために、緊急に資金助成、物資協力、人材派遣、情報提供などを行う形の協力、▼調査研究…現地が抱える問題や課題、また国際協力に関連する海外の調査研究活動を行うことによる協力

【国内事業】▼資金支援（奨学金事業を含む）…「南」の諸国出身の在日外国人などが必要とする資金を国内で提供する形の協力、▼物資協力…在日外国人などが必要とする物資を提供する形の協力、▼人材派遣…在日外国人などの必要に応じて日本語支援、生活一般支援、法律相談などのために人を派遣（配置）する形の協力、▼研修生受け入れ…「南」の人々を日本に受け入れて研修するなどして人材を育成する形の協力、▼情報提供…日本社会に対して、政治、経済、社会、文化、環境、法律、技術、その他の情報を提供する形の協力、▼地球市民教育（開発教育、環境教育、人権教育、平和教育）…日本社会に対して「南」の現状を知らせ、貧困、抑圧、紛争、環境破壊などの問題や、南北の格差が縮まらないことについての構造的な原因について理解を深め、それを正す行動を促す学習活動を深める「開発教育」や、環境、人権、平和などの問題を学び、地球的視野で考え行動する地球市民を育てるといった教育活動による協力、▼調査研究…現地が抱える問題や課題、また国際協力に関連する国内の調査研究活動を行うことによる協力【海外・国内を問わない事業】▼フェアトレード…「南」の生産者が作った製品を不当に安く買うような貿易ではなく、正当な対価を得られるような貿易の実現を図る協力。公正貿易、草の根貿易、▼政策提言（アドボカシー）

- (3) 海外・国内を問わない事業…「フェアトレード」「政策提言」「ネットワーキング」「助成」「その他」

図表3-2-1 事業形態 n=233

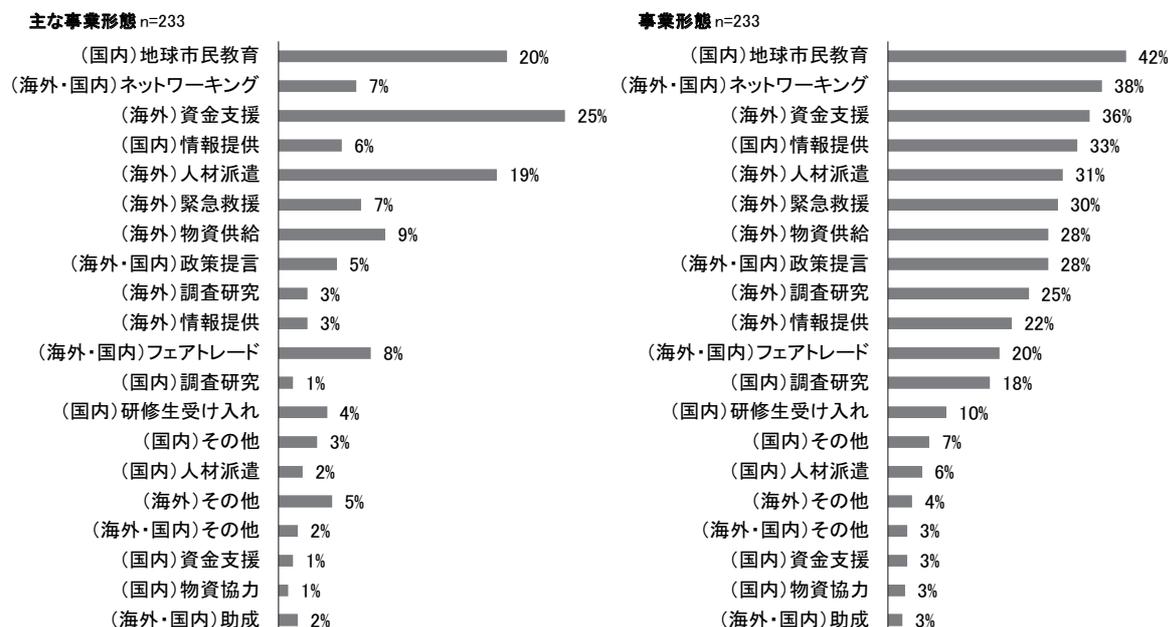


上記より、日本の NGO が最も多く取り組んでいる事業形態は、「国内での地球市民教育」であり、62%の団体が取り組んでいることがわかる。また次に、「海外への資金支援」(61%)、「海外への人材派遣」(50%)、「海外・国内を問わないネットワーキング」(45%)等を行う団体も多いことがわかる。

では次にこれを、「主な事業形態」と「事業形態」にわけて、見ていきたい。

…不公正をなくし、持続可能な地球社会を築いていくために、政府や企業の批判に留まらず建設的な提案を行っていく協力、▼ NGO 間ネットワーキング…ネットワークを形成することで、情報交流や資源の共有、協力体制の強化などを進める協力、▼助成…日本の国際協力活動実施団体への事業費等資金提供協力

図表3-2-2 主な事業形態・事業形態

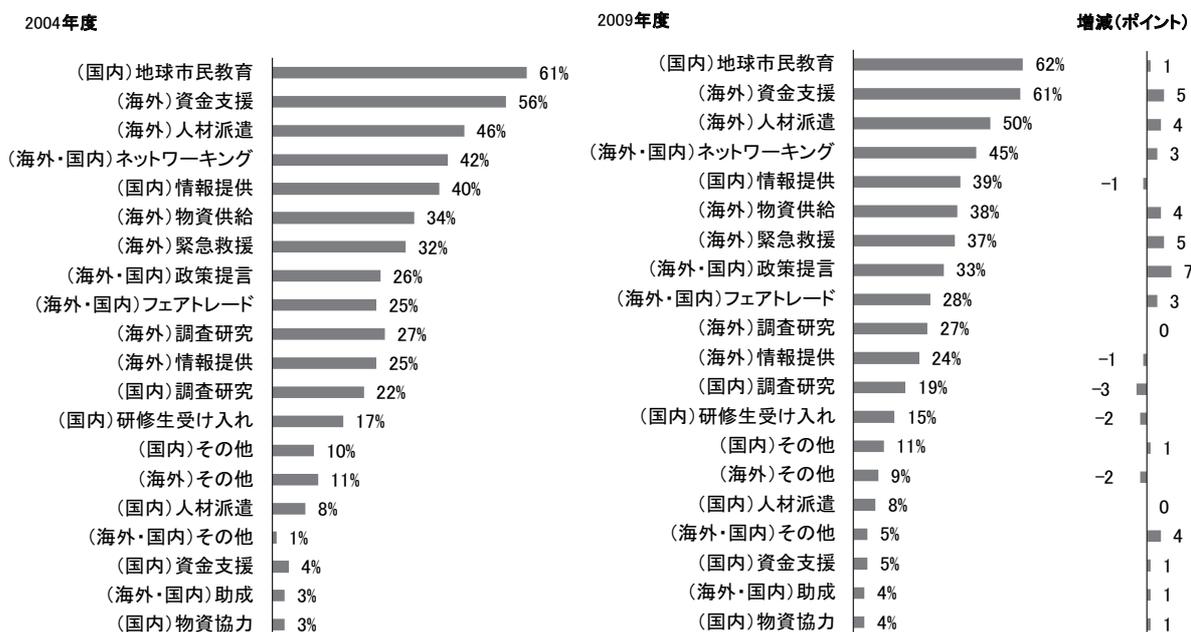


図表 3-2-2 より、「主な事業形態」として多いものは、「海外への資金支援」(25%)、「国内の地球市民教育」(20%)、「海外への人材派遣」(19%)、「海外への物資供給」(9%) 等であるが、「事業形態」として多いものは「国内の地球市民教育」(42%)、「海外・国内を問わないネットワーキング」(38%)、「海外への資金支援」(36%)、「国内への情報提供」(33%) である。これより「主な事業形態」と「事業形態」で、順位に違いがあることがわかる。この理由として、「地球市民教育」・「ネットワーキング」等は「主な事業形態」から派生する形で実施する必要性が生じるため、「主な事業形態」と並行して行う団体が多い⁴ ことが推察される。

また図表 3-2-1 を 2004 年度の結果と比較したものを、図表 3-2-3 に示す。

⁴ たとえば、海外のプロジェクトを行う理由(課題)や現地の状況を国内に伝え、活動への賛同者/支援者を増やすために、国内で地球市民教育を行う団体も多い。

図表3-2-3 事業形態の推移



これを見ると、全体の傾向が顕著に変化したわけではないものの、「海外・国内を問わない政策提言」(7ポイント)、「海外への資金支援」、「海外への緊急救援」(各5ポイント)、「海外への物資供給」、「海外への人材派遣」(各4ポイント)を行う団体の伸びを見ることができる。これは、2008年のG8サミット等を経て政策提言活動を行う団体が増加したこと、またNGOの規模・事業範囲が全体として拡大傾向にあることにより、多分野にわたる活動を実施するようになったNGOが多いためであると推測できる。

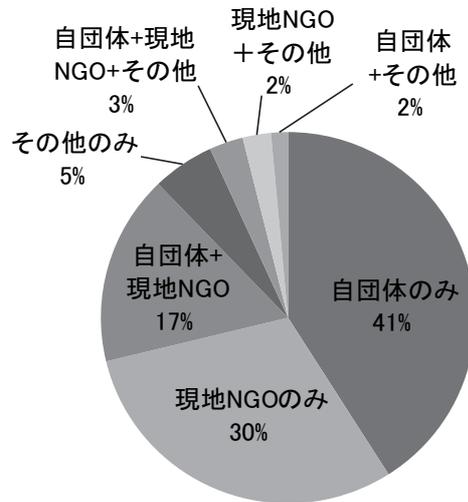
第3節 海外事業実施主体

▶ 自団体のみで実施するNGOが43%、現地NGOのみで実施するNGOが35%

では、海外事業実施主体⁵を見たい。実施主体を、「自団体」、「現地NGO」、「その他」から複数選択式で集計したものが図表3-3-1である。

⁵ ここでの「実施」とは、プロジェクトに「案件形成」、「実施」、「モニタリング・評価」の三段階があると考えた際の、「実施」段階を指す。

図表3-3-1 海外事業実施主体 n=205



これより、最も多い海外事業の実施主体は、自団体のみ（41%）であることがわかる。また、次に現地NGOのみ（30%）、自団体と現地NGO（17%）が続いている。なお、ここでの「その他」は現地のNGO以外の団体⁶を示す。なお、海外事業実施団体に自団体を含むNGOは63%、現地NGOを含むNGOは52%である。自団体を実施主体とするNGOの方が現地NGOを実施主体とするNGOより11ポイント多いという現状が見えるが、現地NGO等、途上国の当事者によりオーナーシップを持たせた支援を行う潮流の高まりをふまえ、この数字は今後より注目していかなければならないだろう。

⁶ その他として、政府機関、現地財団、現地宗教団体、現地医療機関、現地教育機関等が挙げられている。ただし、アンケートでの回答を見る限り、回答団体が事業毎のすべての実施主体を本項目に記載しているとは考えにくく、正確なデータを得るためにはより一層の精査が必要であると思われる。

第4章 他組織との連携

この章では、NGOがどのような団体と連携を取って活動をしているのかを分析する。

第1節 総論

活動での連携を見ると、国内団体とは、国内活動での連携があるNGOが54%、海外活動での連携があるNGOが47%である。また海外団体とは、68%のNGOが海外活動で連携を行っている。

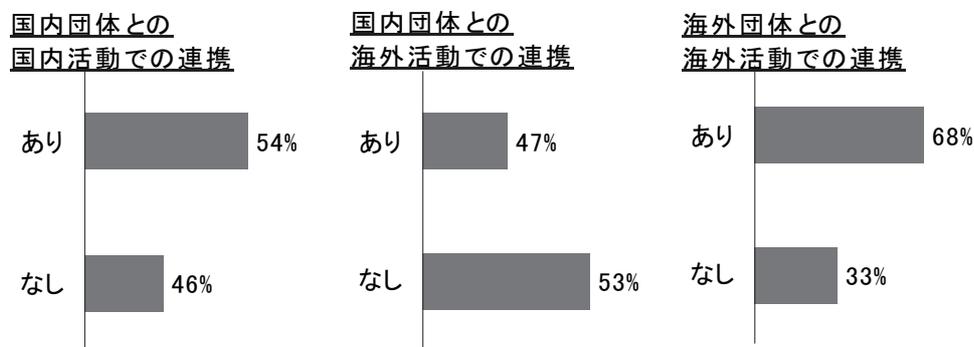
ネットワーク組織への加盟状況を見ると、85%のNGOが国内ネットワークに参加しているものの、海外ネットワークに加盟するNGOは20%に留まっている。

第2節 活動での連携

- ▶ 国内団体と国内活動で連携があるNGOが54%、
海外活動で連携があるNGOが47%、海外団体と、海外活動で連携があるNGOが68%

まず、NGOがどのような団体と連携を取って活動を進めているのか、以下の3パターン：「国内団体との国内活動での連携」・「国内団体との海外（現地）活動での連携」・「海外（現地）団体との海外（現地）活動での連携」に分けて考えたい¹。なお、本書では“連携”を、“他団体と恒常的にネットワークを構築し、国内外における活動をともに行うこと”として定義する²。

図表4-2-1 連携団体有無 n=240



図表4-2-1より、国内団体と国内活動を連携して行っているNGO（54%）が、僅かに国内団体と海外活動を連携して行っているNGO（47%）より多いことがわかる。また、海外団体と海外活動での連携をしている団体は68%で、海外活動は国内団体よりも海外団体と連携して行っている団体が多いことがわかる³。

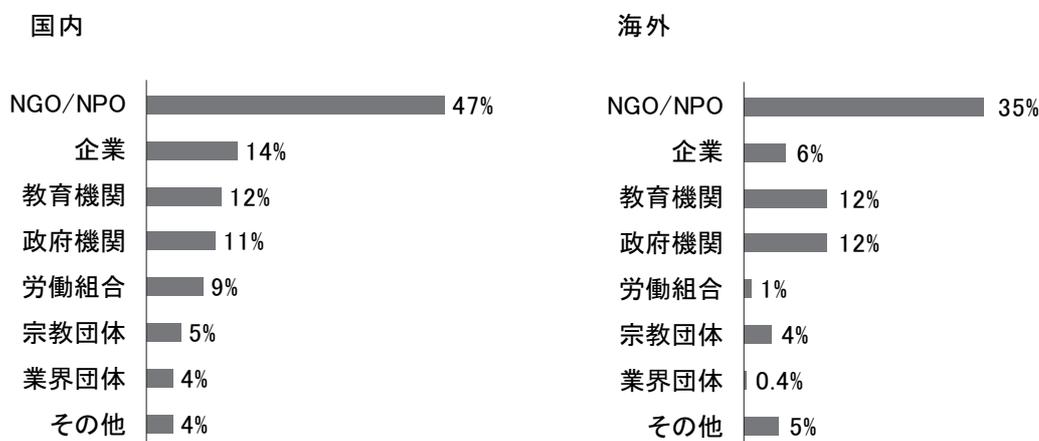
¹ 海外団体との国内活動での連携については、今回は調査していない。

² 資金提供を受けるのみの場合は、連携しているとはみなさない。第5章（財政）にて助成金等、他組織からの資金支援については分析を行っているので、詳細は、そちらを参照のこと。

³ ただし、今回はどのような活動において連携しているかを具体的には調査していないため、この結果から一概に海外団体の方が国内団体より連携が進んでいるとはいえない。

では次に、連携先の団体について考えたい。図表 4-2-2 は、連携先である国内団体を、国内活動・海外活動別にまとめたものである⁴⁵。

図表4-2-2 連携団体 n=240



これより、活動の国内外を問わず、最も多くの NGO が連携している団体の種別は NGO/NPO（国内では 47%、国外では 35%）であることが分かる⁶。

しかし、2 位以降の順位は微妙に異なっている。まず、企業は国内では 2 位（14%）であるが、国外では 4 位（6%）である。これは従来、寄付・助成金等の“企業から NGO への金銭の提供”が主だった企業と NGO のつながりが、国内では企業の社会的責任（CSR）/組織の社会的責任（SR）⁷の高まり等と共に変化し、より多くの連携がなされるようになってきたためだと考えられる⁸。一方、海外（現地）では、一部の NGO では協働が見られるが、まだ国内ほどには連携が進んでいない状況にあると思われる。

⁴ 分母は、全団体数である。

⁵ 連携先の海外団体の詳細調査は、今回は十分な結果を得られる形では行っていない。NGO ダイレクター 2010 に連携団体名等が記載されているので、より詳細な調査の際はそちらが参考になるだろう。なお、同記載から推測すると、連携先としては NGO/NPO、現地行政（政府・地方自治体）、国際機関、教育機関、医療機関等が多いことが推測できる。

⁶ 詳細は、次項を参照のこと。

⁷ CSR は“企業の（C）社会的責任”を示すため、企業以外も含めた“すべての組織の社会的責任”を示す際に SR が使用される。なお、NN ネット・ISO26000 等の NGO の SR への取り組みは第 10 章を参照のこと。

⁸ 現在は、“企業と NGO の協働事業”が増えているという。寄付等に留まらない戦略的 CSR（CSR 部門・広報部門等がカウンターパート）や、協働マーケティングの実施（コース・リレーテッド・マーケティング（CRM）等でマーケティング部門・営業部門等がカウンターパート）等、担当者・担当事業等で複層的に関係が発展している。コース・リレーテッド・マーケティング（CRM）とは、売り上げの一部を NGO/NPO 等へ寄付することで、事業を社会的課題の解決に役立てるとともに、社会貢献性を持つことを消費者に伝え、売上増加・企業イメージ向上等を目指すマーケティング手法のことをさす。CSR 推進 NGO ネットワークでは、企業と NGO の連携を「寄付や助成金」、「施設の提供や商品の提供（無償提供）」、「ボランティアや専門家の派遣」、「各種キャンペーンへの参加や協力」、「社員教育」、「CSR 関連コンサルティング」、「ステークホルダーダイアログへの参加」、「アドバイザー（助言委員会）への参加」、「コースマーケティング（寄付つき商品）」、「共同事業」の 10 項目に分けて紹介している。（出典：CSR 推進 NGO ネットワーク、「地球規模の課題解決に向けた企業と NGO の連携ガイドライン Ver.2」、2011 年、14～17 ページ）

また教育機関は、国内では3位、海外では2位であるが、ともに12%を占めている。労働組合(9%)は、国内では5位(5%)、海外では6位(1%)であるが、これは国内ではNGO-労働組合国際協働フォーラム¹⁰等、労働組合とNGOの間に安定したネットワーク体制が確立していることが理由ではないかと推察できる。なお、その他には国内では医療機関・児童養護施設等が、国外では医療機関・研究機関等が含まれている。

《コラム12：NGOと企業の連携》

地球規模の課題解決の必要性や、BOP¹¹ビジネス¹²への参入ニーズの高まり、民間企業の規模拡大/グローバル課題に対する影響力増大等に伴い、NGOと企業の連携の必要性は、現在かつてない程に増しているといえよう。それは、双方が連携することによって多くのメリットが生まれるためである。

たとえば、NGOが持つ“支援を通じて得た現場のナレッジ¹³”を企業は持っていない反面、企業の“ビジネス・スキル¹⁴”をNGOは持っていないことが多い。そのため、連携することでお互いの知識を共有し、よりグローバルに双方にとって効果的な戦略を立案/実行できるようになることがメリットとしていえる。たとえばCAREバングラデシュは、ユニリーバやグラミン銀行、ダノン等と連携し、主に貧困層の女性にセールスレディとしての研修を行うとともに、商品流通のハブとなる小売店経営者に対して、マネジメントやビジネスのトレーニングを実施している。このケースの企業のメリットとして、「地元の情報やネットワークをもつNGOと連携することによるマーケティング面での有利性」だけではなく、「卸売価格の17%を占めていたマーケティングコストを9%まで下げることができた」こと、「一定の商品を単独で販売することでなかなか収益を上げることが難しいが、複数の企業と連携することで商品の多様化をはかり、

¹⁰ 2004年に発足。MDGsを含む国際課題の解決のために、NGOと労働組合が協働して、シンポジウムの開催や、課題についての冊子の発行等を行っている。また、児童労働、HIV/エイズ等感染症、母子保健の3つの課題別グループがあり、それぞれ勉強会等を行っている。(出典：連合、「NGO-労働組合国際協働フォーラム～国連ミレニアム開発目標の実現に向けて～」、<http://www.jtuc-rengo.or.jp/kokusai/kaihatsukyouryoku/ngoforum.html>、アクセス日時：2011年2月27日)

¹¹ Base of the Economic Pyramid層。一人当たり年間所得が2002年購買力平価で3,000ドル以下の階層を指す。全世界人口の約7割(40億人)が属するとされる。(出典：BOPビジネス支援センター、「BOPビジネスとは」、<https://www.bop.go.jp/bop/>、アクセス日時：2011年2月27日)

¹² 一方で、現在各所で用いられている経済力のみを基準とするBOP層の定義は、人間開発の視点を欠いており、彼らの発展を阻害する可能性があるとして懸念する意見もある。また、“BOPビジネス”という言葉が社会に浸透する一方で、本来この言葉が内包する“BOP層の貧困削減に資するビジネス”という意味は十分に浸透しているとはいえないことにも、憂慮する声がある。これらの課題の解決のため、CSR推進NGOネットワークは、BOP層を経済的貧困層に加え、女性・少数民族・障害者等を含む層として捉えるとともに、“BOPビジネスを補完する名称”として「BOP層のための社会的責任ビジネス」を“BOPビジネス”と一体的にサブタイトルとして用いることを提言している。(出典：JANIC、「地球規模の課題解決に向けた企業とNGOの連携ガイドライン Ver.2」、2011年、11ページ)

¹³ たとえば、C.K. プラハラードによれば、企業はNGOと連携することにより、「現地の慣習を容易に認識」でき、ビジネスの実行にどのような方策が適当か判断することができるようになる上、「NGOが保有する人間関係やインフラを活用」することによって、低コストでビジネスを拡大することができるとしている。(出典：C.K. プラハラード、「ネクスト・マーケット」、2005年、146ページ・406ページ)

¹⁴ たとえば、CSR推進NGOネットワークによれば、NGOは企業と連携することにより「資金力、営業力やマーケティング力、製品・サービス等の技術力」を活用することができる。(出典：CSR推進NGOネットワーク、「地球規模の課題解決に向けた企業とNGOの連携ガイドライン Ver.1」、2010年、5ページ・8ページ)

収益の維持や拡大が望める」ことが指摘されている¹⁵。もちろん、この事業は女性の自立を強くサポートするものであるため、CAREにとっても大きなメリットがある¹⁶。

更に、営利目的である企業と非営利目的である NGO の協働は、企業にとっては社会的課題に対応する積極的な姿勢のアピールとなり、コーポレート・ブランドの向上に資する。NTT データスミスの調査によれば、世界の消費者の 4 分の 3 もが、社会貢献をしていると感じることができ、企業の商品・サービスを利用しようとしているといい、社会貢献をしている企業をサポートしようとする消費者は日本や欧米諸国、中国で 8 割以上に達するという¹⁷。また、NGO にとっては企業の信頼性や知名度を自団体の信頼性・知名度につなげ、支援や事業の拡大をはかることもできる。

また、企業の影響力が増している現在、企業の協力なくしては達成され得ない NGO の目的も多い。たとえば、児童労働の撲滅を目指す NGO の場合、企業が児童の雇用を止めない限り、目的は達成されない。そのため、そのような NGO では友好的・積極的に企業に関わり、自団体の目的を企業と協働して達成しようとする団体も少なくない。児童労働問題に取り組む ACE では、児童労働禁止を企業の行動規範・方針などに明記する企業の数を増やすことを目指し、企業の労働についての国際規格取得のための基礎調査や、取得支援セミナーを実施したり、企業の CSR 調達¹⁸の推進に力を入れたりしている¹⁹。このような場合、児童労働のスペシャリストである ACE のナレッジは、企業が効果的・効率的に CSR 対応をするために有益であり、また ACE にとっても目的の達成に直結し、非常に有益である。

上記のように多くのメリットを生み出す企業と NGO の連携を更に加速させるため、2008 年には「CSR 推進 NGO ネットワーク」という企業と NGO のネットワークが結成されている。このネットワークでは、NGO 職員と企業の CSR 担当者等によるワークショップや勉強会、シンポジウムの開催等によって、企業と NGO の相互理解が促進されている他、「企業と NGO の連携ガイドライン」²⁰の策定等、企業と NGO の連携促進のための環境整備も行っている。

¹⁵ CSR 推進 NGO ネットワーク、「2010 年度第 3 回定例会 議事録前半－「BOP ビジネス」の役割と課題について」、2010 年、http://www.janic.org/mt/img/csr_1/csrnetwork_3rd_2.pdf、アクセス日時：2011 年 2 月 27 日

¹⁶ とはいえ、日本の現状としては、NGO は貧困等の社会課題解決につながる事業に、反対に企業はビジネスチャンスにつながる事業にそれぞれ連携の重きを置く姿勢が強いため、「企業と NGO が考える『BOP ビジネス』には相当な開きがある」といえる。また、BOP の盛り上がりの背景には「経済産業省や JICA などの政治セクターの存在」があり、その「民間企業の海外投資や新しい市場を作って欲しいという思惑」や「ODA を有効活用して欲しいという傾向」もあることも、念頭に置いておくべきであろう。（出典：CSR 推進 NGO ネットワーク、「2010 年度第 3 回定例会 議事録前半－「BOP ビジネス」の役割と課題について」、2010 年、http://www.janic.org/mt/img/csr_1/csrnetwork_3rd_2.pdf、アクセス日時：2011 年 2 月 27 日）

¹⁷ NTT データスミス、「国によって大きく異なる CSR への期待や意識」、

<http://www.jmra-net.or.jp/pdf/document/membership/release/csr20090916.pdf>、2009 年

¹⁸ 調達先に対し CSR に関わる調達基準を提示し、それに対する遵守を要請すること。

¹⁹ ACE、「CSR プロジェクト」、<http://acejapan.org/modules/tinyd9/>、アクセス日時：2011 年 2 月 27 日

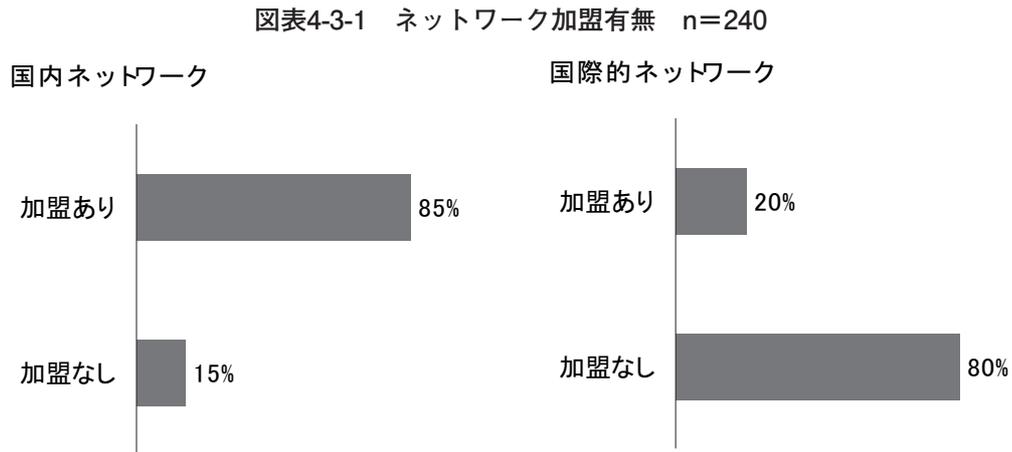
²⁰ JANIC、「地球規模の課題解決に向けた企業と NGO の連携ガイドライン Ver.1」、

http://www.janic.org/mt/img/csr_1/PartnershipGuideline.pdf、アクセス日時：2011 年 2 月 27 日

第3節 ネットワーク組織への加盟と連携

- ▶ 国内ネットワーク組織に加盟する NGO が 85%、
国際的ネットワーク組織に加盟する NGO は 20%

次に、ネットワーク組織への加盟と連携について考えたい²¹。ネットワーク組織への加盟有無を、国内ネットワークと国際的ネットワーク²²に分けて調査した結果が、図表 4-3-1 である。



これより、何らかのネットワークに加盟している団体が国内ネットワークについては 85% に上る一方、国際的ネットワークについては 20% に留まっており、ネットワーク化の程度が国内外で大きく異なることがわかる。これは、国内では地域型・分野型等多くのネットワーク組織が存在していること等が関係しているように思われる。なお今回、各団体の国内加盟ネットワーク組織を自由記述により集計したところ、ネットワーク組織の数は 99 ネットワークにも達した。以下図表 4-3-2 がその内訳である。

これより、国内で最も数が多いネットワーク組織の形態は、活動分野別ネットワーク組織（53 ネットワーク組織）²³ であり、次に国内地域別ネットワーク組織²⁴（36 ネットワーク組織）、最後に国別ネットワーク組織（10 ネットワーク組織）と続くと考えられる²⁵。

²¹ 活動での連携とネットワーク組織での連携を分けて考察している理由は、ネットワーク組織への加盟目的が活動での連携に留まらず、情報共有・研修受講等多岐に渡るためである。

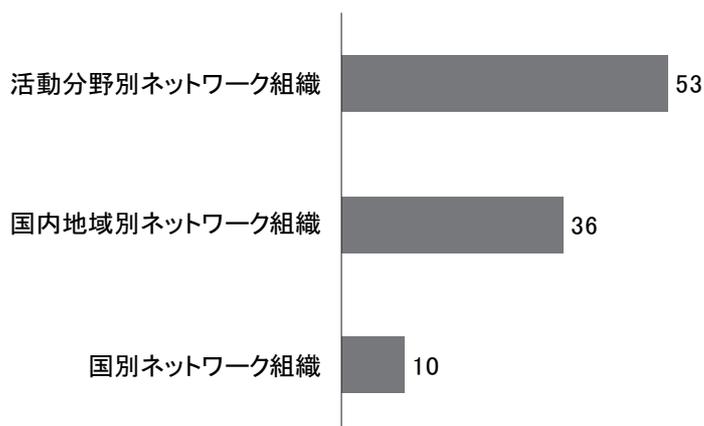
²² 国際的団体への日本支部としての加盟（「世界的な連盟や機構の日本支部」として調査）と、支部としてではない加盟（「対等な海外ネットワーク」として調査）の双方を含む。詳細は後述する。

²³ NGO 間のネットワーク組織のみを数えている。（カトリック中央協議会等、NGO 間のネットワーク組織でも地域別のネットワークで組織でもないネットワーク組織は、今回各 1 組織しか回答されていないため、別途集計することはしていない。）

²⁴ この中で、主に NGO のネットワーキングを行っていると考えられる組織は、JANIC・名古屋 NGO センター・関西 NGO 協議会等、19 組織である。日本 NPO センター等の他の 15 組織は、NPO 等、NGO 以外の団体も積極的に含めたネットワーキングを行っていると考えられる。なお、国内地域別ネットワーク組織には、全国型ネットワーク組織を含むものとする。

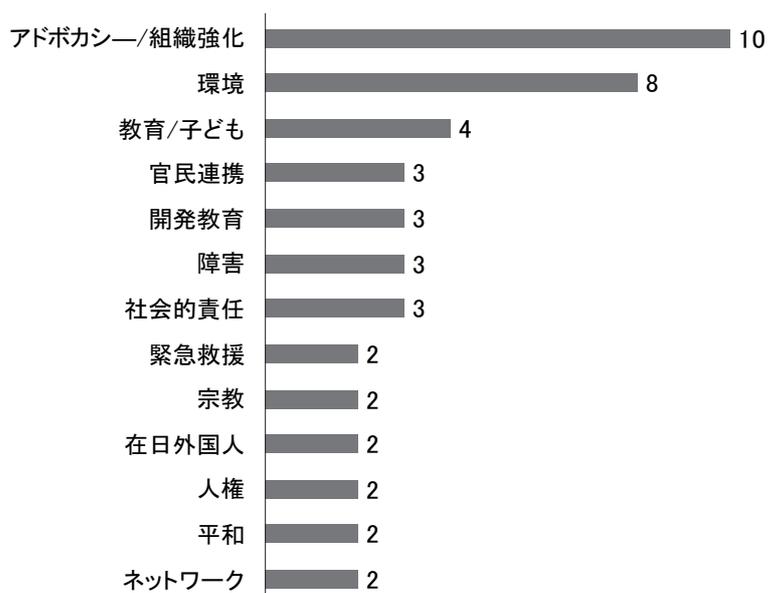
²⁵ ただし、加盟組織が多いため、主な加盟組織のみを記入する団体が多かったため、すべての加盟ネットワーク組織が記入されているわけではないと思われる。

図表4-3-2 ネットワーク組織数（国内）



では組織形態別に、ネットワーク組織を見てみたい。まずは、図 4-3-3 で活動分野別ネットワーク組織について考える。

図表4-3-3 活動分野別ネットワーク組織数（国内）



活動分野としては「アドボカシー／組織強化」に関するネットワーク組織が、10 ネットワーク組織²⁶と最も多いことがわかる。次に「環境」に関する8 ネットワーク組織²⁷、「教育/子ども」の4 ネットワーク組織

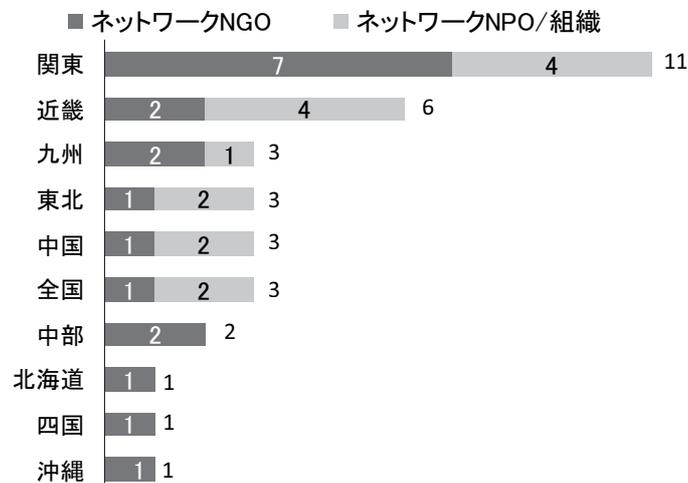
²⁶ 「動く→動かす」「ODA 改革ネットワーク」、「反貧困ネットワーク」等が挙げられている。

²⁷ 「気候ネットワーク」、「生物多様性条約市民ネットワーク (CBD 市民ネット)」、「国連環境計画 (UNEP) TUNZA ネットワーク」等が挙げられている。

トワーク組織²⁸、「官民連携」^{29,30}、「社会的責任」³¹、「障害」³²、「開発教育」³³の3ネットワーク組織、「緊急救援」³⁴、「ネットワーク」³⁵「平和」³⁶、「人権」³⁷、「在日外国人」³⁸、「宗教」³⁹の2ネットワーク組織が続く⁴⁰。

次に、国内地域別ネットワーク組織について、考えたい。図表4-3-4は、国内地域別ネットワーク組織をまとめたものである。なお、この中ではJANIC等の主にNGOのネットワークングを行っていると考えられる15組織をネットワークNGOとして、日本NPOセンター等のNGO以外の団体等も含めたネットワークングを行っている21組織をネットワークNPO/組織⁴¹として、分けて表示している。ただし、多くのNGOは複数のネットワークNGOに加盟していることから、今回の調査で加盟ネットワークを回答欄に書ききれなかった団体も多くあると推測できる。そのため、下記の団体数は、ネットワーク組織のすべてではなく、主要なもの数であろう点を添えておく。

図表4-3-4 国内地域別ネットワーク組織数（国内）



²⁸ 「教育協力ネットワーク（JNNE）」、「児童労働ネットワーク（CLネット）」等が挙げられている。

²⁹ 外務省・JICAとの連携推進のためのネットワーク組織として定義する。

³⁰ 「なんとかしなきゃプロジェクト」、「GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会」等が挙げられている。

³¹ 「CSR推進NGOネットワーク」、「NPO/NGO SR向上ネットワーク」等が挙げられている。

³² 「全国障害分野NGO連絡会（JANNET）」等が挙げられている。

³³ 「開発教育協会（DEAR）」等が挙げられている。

³⁴ 「日本UNHCR-NGOs評議会（J-FUN）」、「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」が挙げられている。

³⁵ 「NGOネットワーク協議会」、「ネットワークNGO連絡調整会議」が挙げられている。

³⁶ 「地雷禁止日本キャンペーン」、「なんみんフォーラム（FRJ）」が挙げられている。

³⁷ 「人種差別撤廃NGOネットワーク」、「国際人権NGOネットワーク」が挙げられている。

³⁸ 「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」、「外国人医療センター」が挙げられている。

³⁹ 「仏教NGOネットワーク（BNN）」、「人道援助宗教NGOネットワーク（RNN）」が挙げられている。

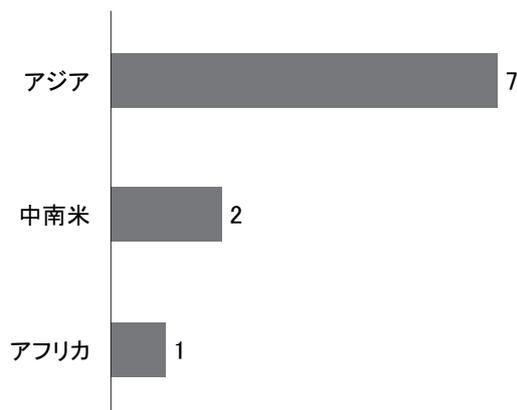
⁴⁰ また、1ネットワークがある分野として、「医療」（AMDAグループ）、「先住民」（世界先住民族ネットワークAINU）、「農業」（農業農村開発NGO協議会（JANARD）、ファンド（「ACC21」）、「労組」（NGO-労働組合国際協働フォーラム）等が挙げられている。

⁴¹ 商工会議所等、NPO以外のネットワーク組織を含んでいる。

また、図表 4-3-4 より、一番多くの団体があるのは関東の 11 団体⁴²であり、次に近畿地方の 6 団体⁴³、九州地方⁴⁴・全国⁴⁵・東北地方⁴⁶・中国地方⁴⁷の 3 団体、中部地方⁴⁸の 2 団体、北海道⁴⁹・四国地方⁵⁰、沖縄県⁵¹の 1 団体がそれに続くことがわかる。ここから、十分なサンプル数ではないが、ネットワーク組織も NGO 本部が特定地域に集中していたように、関東・中部地方に集中して存在していることが推測できる。

ここで、対象地域別ネットワーク組織についても考えたい。

図表4-3-5 対象地域別ネットワーク組織数（国内）



対象地域別ネットワーク組織の数は、アジアが突出しており、7 ネットワーク組織⁵²が挙げられている。次に中南米⁵³の 2 ネットワーク組織、アフリカ⁵⁴の 1 ネットワーク組織が続いている。

最後に、日本の NGO の国際的ネットワークへの加盟形態について考えたい⁵⁵。

⁴² ネットワーク NGO では「横浜 NGO 連絡会 (YNN)」、「埼玉国際協力協議会」等が、ネットワーク NPO/ 組織では「三鷹市ボランティア連絡協議会」、「よこはま国際協力・国際交流プラットフォーム」、「生活クラブ生協千葉グループ」等が挙げられている。

⁴³ ネットワーク NGO では「関西 NGO 協議会」、「関西国際交流団体協議会」が、ネットワーク NPO/ 組織では「京都府国際センター」、「兵庫県国際交流協会」等が挙げられている。

⁴⁴ ネットワーク NGO では「NGO 福岡ネットワーク」、「福岡国際関係団体連絡会」が、ネットワーク NPO/ 組織では「福岡商工会議所 (FUKU-NET)」が挙げられている。

⁴⁵ ネットワーク NGO では「JANIC」、ネットワーク NPO/ 組織では「日本 NPO センター」等が挙げられている。

⁴⁶ ネットワーク NGO では「ふくしま地球市民ネットワーク (ふぐネット)」、ネットワーク NPO/ 組織では「うつくしま NPO サポートセンター」等が挙げられている。

⁴⁷ ネットワーク NGO では「岡山県国際団体協議会」、ネットワーク NPO/ 組織では「ネットワーク広島」等が挙げられている。

⁴⁸ ネットワーク NGO での「名古屋 NGO センター」、「ぎふ NGO センター」が挙げられている。

⁴⁹ ネットワーク NGO での「北海道 NGO ネットワーク協議会」が挙げられている。

⁵⁰ ネットワーク NGO での「四国 NGO ネットワーク」が挙げられている。

⁵¹ ネットワーク NGO での「沖縄県国際交流団体連絡会」が挙げられている。

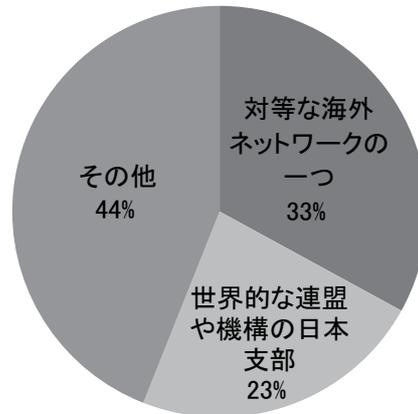
⁵² 「カンボジア市民フォーラム」、「スリランカフォーラム」、「ネパール NGO 連絡会」等が挙げられている。

⁵³ 「ハイチ支援ネットワーク」、「FOGO (Friends of Galapagos Organization) ネットワーク」が挙げられている。

⁵⁴ 「アフリカ日本協議会 (AJF)」が挙げられている。

⁵⁵ 図表 4-3-1 の国際的ネットワークに「加盟あり」とした団体の加盟形態の内訳である。

図表4-3-6 ネットワーク加盟形態（海外） n=48



図表4-3-6をみると、最も多い国際的ネットワークへの加盟形態は「対等な海外ネットワークの一つ」(33%)⁵⁶であり、次に「世界的な連盟や機構の日本支部」(23%)⁵⁷が続くことがわかる。⁵⁸

⁵⁶ IUCN (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources : 国際自然保護連合) (日本自然保護協会)、Asian South Pacific Bureau of Adult Education (シヤンテイ国際ボランティア会)、等が挙げられている。

⁵⁷ アムネスティ・インターナショナル日本、ケア・インターナショナルジャパン、国境なき医師団日本、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、日本フォスター・プラン協会 (プラン・ジャパン)、ルーム・トゥ・リード・ジャパン等である。

⁵⁸ その他を選択した団体の理由は、「ワールド・ビジョンでは本部事務所はなく、それぞれのオフィスが独立して活動」(ワールド・ビジョン・ジャパン)を始め、多様である。

第5章 財政

この章では、NGOの財政について、収入・支出の両面から、各勘定科目毎の詳細も含めて分析する¹。

第1節 総論

NGOの総収入は、275億円である。1団体あたりの収入合計の平均は、1億2,277万円であるが、1,000万円未満（32%）と1億円以上（18%）に多く分布するという、二極化が強く見られるため、中央値は1,910万円に留まっている。この二極化の傾向は、収入合計のみならず、支出合計、また一部の勘定科目にも見られることである。たとえば収入の勘定科目では、会費収入では100万円未満（49%）と1,000万円以上（13%）に、自主事業収入では100万円未満（33%）と1,000万円以上（22%）に、受託事業収入では100万円未満（40%）、1億円以上（13%）に、それぞれ分かれている傾向を見ることができるし、支出合計も1,000万円未満（32%）と1億円以上（17%）に二極化をしている。

ただし、すべてのデータを見る際に、一部の大規模団体の影響が非常に強いこと、また今回の調査結果は勘定科目毎にサンプル数が違うこと等を忘れてはならない。

第2節 収入

NGOの収入について、総収入と、寄付収入、会費収入、自主事業収入、受託事業収入等の主な勘定科目から見ていきたい。

第1項 総収入

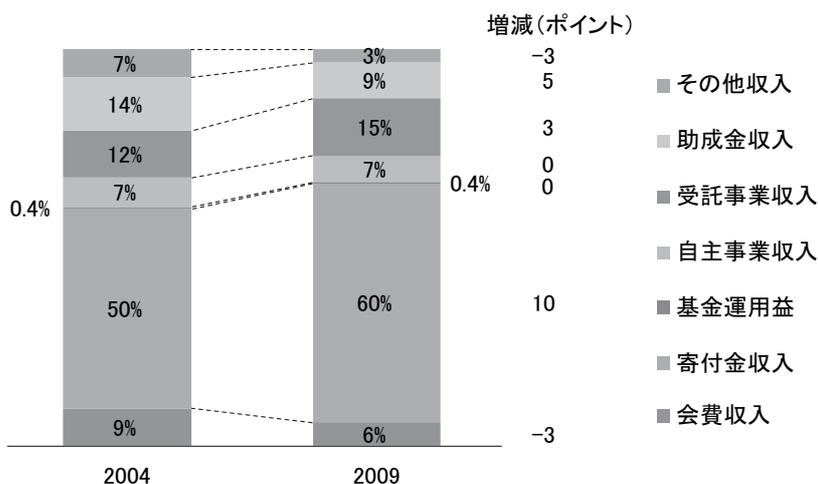
▶ 総収入は275億円、総寄付金収入が60%

まずは、総収入²について見たい。NGOの総収入は27,501,109,751円である。その内訳を、図表5-2-1-1で推移とともに見たい。

¹ 特記がない限り、数字は本調査で対象とした2009年度のものを使用している。ただし、一部団体については事業年度の関係等により、それ以外のデータを使用している。

² ここでの総収入とは、本調査の回答団体中、アンケートパート1のE2への回答を行った224団体の会費・寄付金・基金運用益・自主事業収入・受託事業収入・助成金収入・その他収入の合計を指す。

図表5-2-1-1 総収入割合推移



2009年度の総収入の60%を占めるのは寄付収入(165億円)であり、受託事業収入(15%、40億円)、助成金収入(9%、25億円)、自主事業収入(7%、18億円)、会費収入(6%、16億円)、その他収入(3%、10億円)、基金運用益(0.4%、1億円)がそれに続く。また推移でみると、助成金収入割合が5ポイント減、会費収入割合・その他収入割合が3ポイント減、自主事業収入割合が1ポイント減となっている一方、寄付金収入率は10ポイント増、受託事業収入率は2ポイント増であることがわかる。NGOの収入の内、2009年度においては会費収入(6%)と寄付収入(60%)を足した66%が、市民からの財源といえ、市民にNGO活動が支えられているようすが鮮明になったといえる。また、受託事業収入(15%)と助成金収入(9%)を足した24%は、行政や財団・企業等の外部機関からの財源といえ、NGO以外のセクターにもNGOの活動が支えられていることも浮き彫りになったといえよう。なお、自主事業収入の割合は7%に留まっており、NGOが非営利事業主体であることがよく表れている。

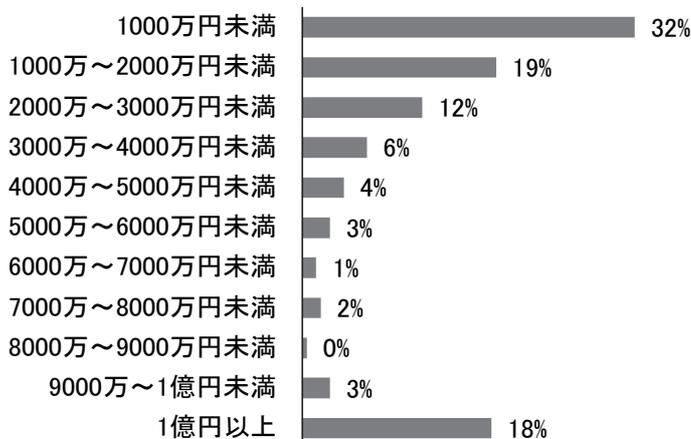
第2項 収入合計

▶ 1,000万円未満(32%)と1億円以上(18%)に“二極化”

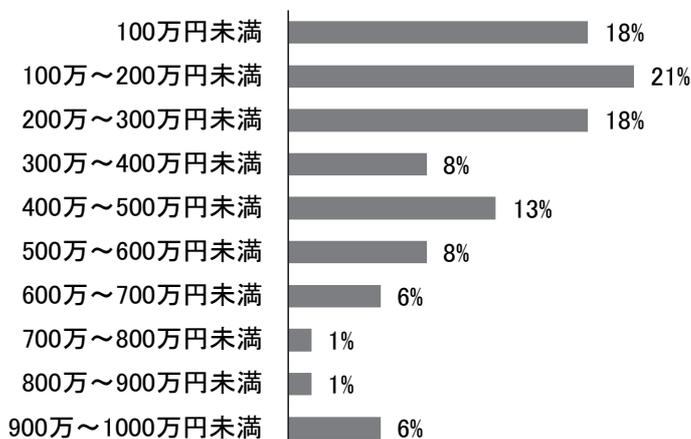
では次に、各団体の収入について考えたい。図表5-2-1-2で、NGOの収入合計³の分布を見たい。これより、最も多いのは1,000万円未満(32%)であり、次に1億円以上(18%)、1,000万~2,000万円未満(19%)、2,000万~3,000万円未満(12%)と続くことがわかる。3,000万円未満の団体が63%を占める一方で、1億円以上の団体が18%を占めることから、NGOの収入には“二極化”が見られるとあってよいだろう。下記の図表5-2-2-2で1,000万円未満の分布の詳細を見ると、1,000万円未満では100万~200万円未満の21%を筆頭に、500万円以下が78%を占めることがわかり、この傾向が一層鮮明になる。なお、NGOの収入合計の平均値は122,772,811円、中央値は19,109,177円である。

³ 収入合計とは、各団体の会費・寄付金・基金運用益・自主事業収入・受託事業収入・助成金収入・その他収入の合計を指す。

図表5-2-2-1 収入合計 n=224

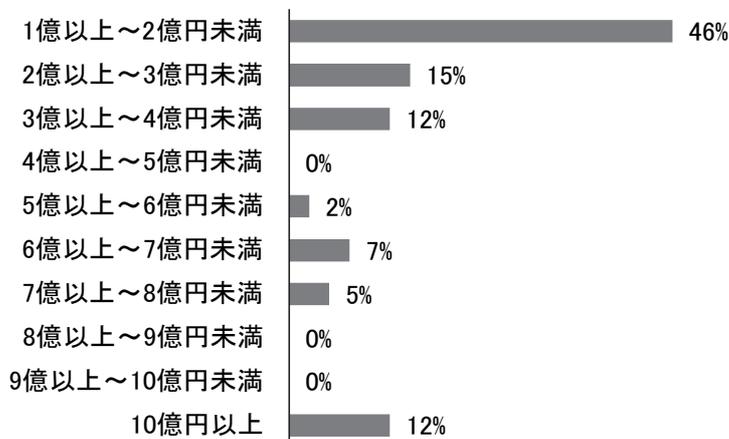


図表5-2-2-2 収入合計（1000万円以下） n=72



なお、1億円以上の団体では、図表5-2-2-3で示されるように、1億～2億円未満の団体が46%を占める一方で、10億円以上の団体も12%存在するという構造になっている。全体だけではなく、この枠の中でも“二極化”を見ることができるといえよう。

図表5-2-2-3 収入合計（1億円以上） n=41

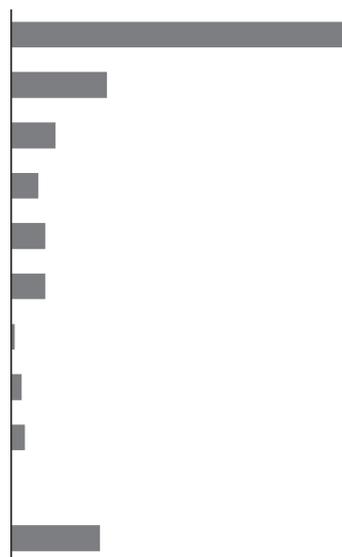


第3項 会費収入

▶ 会費収入のある団体が90%、うち100万円未満が49%、1,000万円以上が13%

ここからは、各勘定科目の詳細について見ていきたい。まずは、会費収入について、図表5-2-3-1で検討したい。

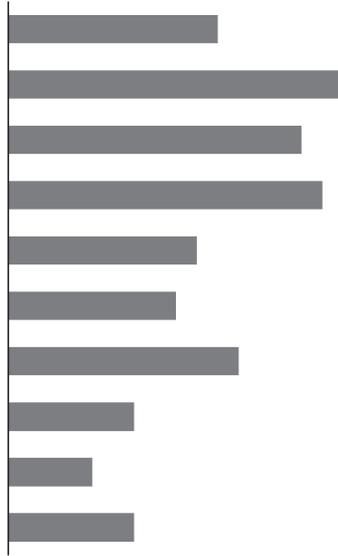
図表5-2-3-1 会費収入 n=203



これを見ると、202団体（90%）が会費収入があると回答しており⁴、会費を収入源の一つとすることがNGOに定着していることがわかる。また、その金額帯は100万円未満（49%）が最多であり、次に100万~200万円未満（14%）、1,000万円以上（13%）が続く。これより、会費収入でも収入合計と同じように“二極化”が起こっているといえよう。なお、100万円未満の団体の分布は、図表5-2-3-2で示すように、10~20万円未満が多く（16%）、また40万円未満が55%を占めており、比較的低い金額帯に集まっていることがわかる。

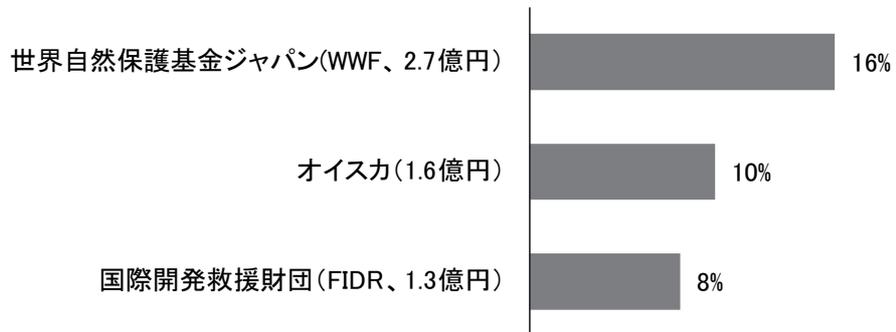
⁴ アンケートパート1のE2（財政）への回答があった224団体を、母数としている。以降の各勘定科目の回答団体割合の母数は、すべて224団体である。

図表5-2-3-2 会費収入（100万円未満） n=99



では、会費収入が多い団体は、どの位の収入があるのだろうか。会費収入が1億円以上の3団体を図表5-2-3-3見ていきたい。

図表5-2-3-3 会費収入が1億円を超える団体



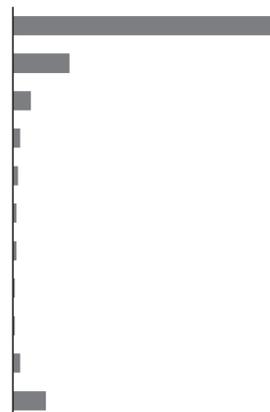
最も会費収入が多い団体は世界自然保護基金ジャパン（WWF、2.7億円）であり、全体の16%を占めている。上位3団体で総会費収入の34%を占めており、一部の団体に会費収入が集中していることが、改めて明らかになっているといえるだろう。なお、総会費収入は1,630,865,793円、平均値は8,033,822円、中央値は1,056,000円である。

第4項 寄付収入

- ▶ 寄付収入のある団体が98%、うち1,000万円未満が65%、1億円以上が8%

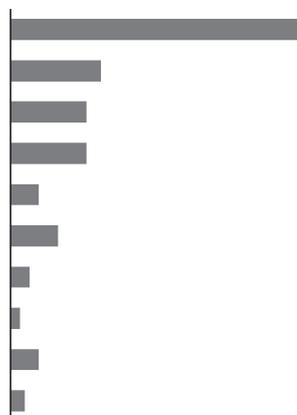
次に、寄付収入について見ていきたい。

図表5-2-4-1 寄付収入 n=220



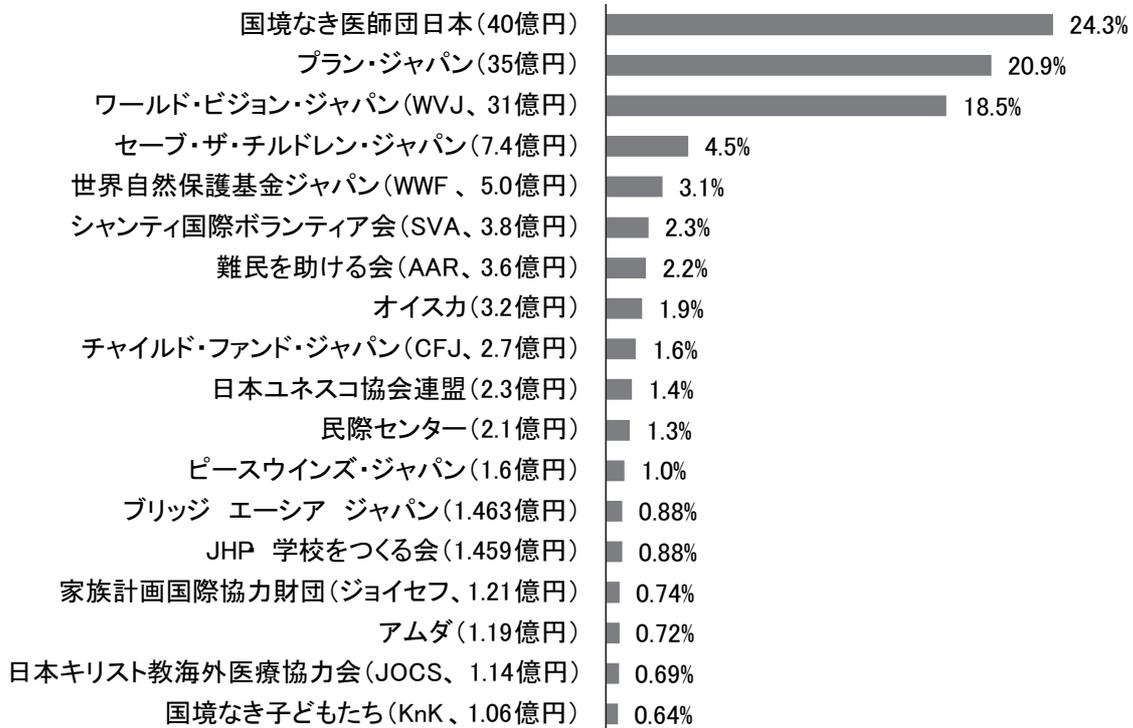
図表 5-2-4-1 によると、220 団体（98%）が寄付収入があると回答しており、NGO にとって寄付が収入源の一つとして定着していることがわかる。寄付収入帯で一番多いのは 1,000 万円未満（65%）であり、次に 1,000 万～2,000 万未満（15%）、1 億円以上（8%）が続いている。会費収入よりは極端ではないが、ここでも二極化が見られるといえるだろう。なお、1,000 万円未満の詳細は図表 5-2-4-2 である。これより、1,000 万円未満の中でも 100 万円未満が圧倒的に多くを占め（43%）、二極化の現状を一層よく見ることができる。

図表5-2-4-2 寄付収入 n=144



では、寄付収入が 1 億円以上の 18 団体を、図表 5-2-4-3 で見ていきたい。最も寄付額が多い団体は、国境なき医師団（41 億円）で、全体の 24.3% の寄付収入を有している。また、これらの 18 団体で全体の 87.4% を占めており、一部の団体に NGO への寄付の大部分が集まっていることがわかる。なお、総寄付収入は 16,548,726,694 円、平均値は 75,221,485 円、中央値は 3,953,796 円である。

図表5-2-4-3 寄付収入が1億円以上の団体 n=220



《コラム 13：日本の寄付市場》

NGOの総収入の60%を占めるとはいえ、日本の寄付市場は、決して大きいものではない。寄付総額⁵を名目GDP比で比較すると、アメリカ・イギリスがそれぞれ0.87%（2008年）、1.87%（2009年）であるのに対し、日本は0.22%（2009年）にすぎないためだ。この理由は、欧米では宗教団体によって古くから寄付文化が醸成されてきたこと、そして寄付に対する税の優遇制度が日本では十分に整備されていないこと⁶だと考えられている。

現在、民主党政権の「新しい公共」推進の動きに代表されるように、行政がこれまで提供してきた社会福祉等の行政の一部の機能を、民間企業やNGO/NPOが行政と委託契約等を結び、あるいは社会的企業・BOPビジネス等のビジネスの形を取って、公を担う潮流ができ始めている。この時、民間が行政の単なる下請けとして機能するのではなく、公のための民間組織として自立的に活動し、公を担う一翼として発展を続けるためには、寄付・会費・自主事業収入等のいわゆる“自己資金率”を向上させ、外部資金に依存することなしに一定の事業を続けることのできる財務体力をつける必要がある。とりわけ寄付収入は、その中でも諸外国の現状等に照らして、最も増加が期待されるべき項目だといえよう。行政の姿勢の変化という非営利組織の成長のチャンスを生かし、NGOが一層の飛躍を遂げるためにも、寄付市場の発展は今後更に強く望まれるのである。

⁵ 個人・法人の合計値である。また、NGO以外への寄付額も含まれている。出典：寄付白書、「寄付（個人・法人）の経済規模」、2011年、195ページ

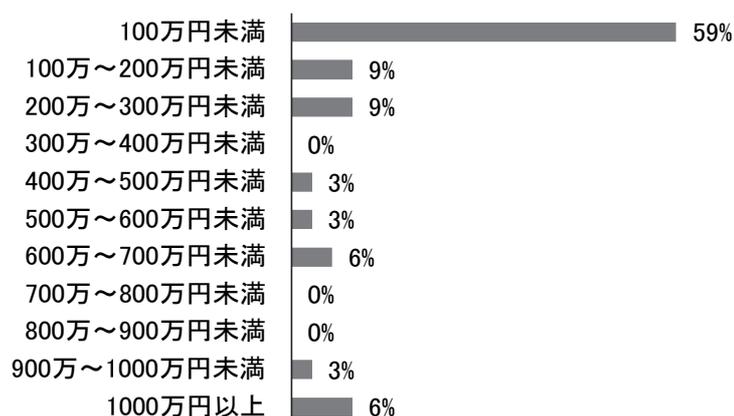
⁶ 優遇税制についての詳細は、コラム3を参照のこと。

第5項 基金運用益

▶ 基金運用益のある団体が15%、うち100万円未満が58%

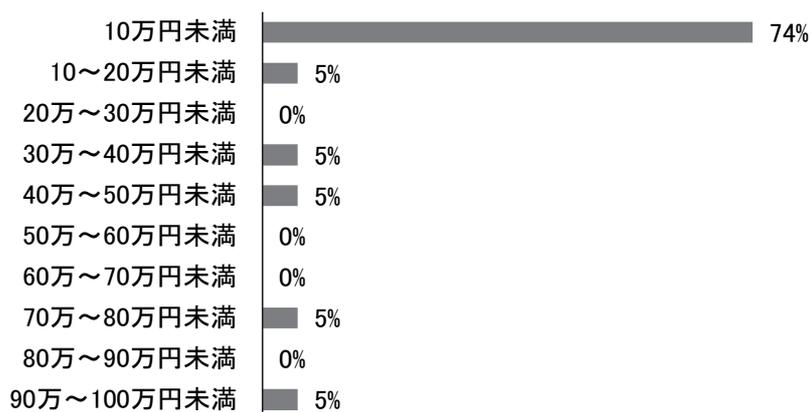
次に、NGOの基金運用益の分布を、図表5-2-5-1で見たい。

図表5-2-5-1 基金運用益 n=32



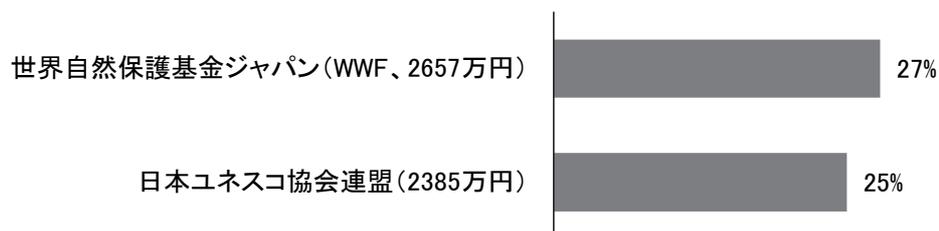
基金運用益について回答した団体は、32団体（14%）に留まっており、基金運用益がNGOの収入源として十分に定着していない状況が伺える。また、基金運用益として最も多い金額帯は100万円未満（59%）であり、次に100～200万円未満、200～300万円未満（各9%）が続いていること、また300万円未満の団体が78%に上ることがわかる。また、100万円以下の団体の詳細を図表5-2-5-2で見ると、運用益が10万円未満の団体が74%にも達していることから、NGOの基金運用益は非常に少数の団体による、少額のものが多いと見え、今後発展の余地があるといえるだろう。

図表5-2-5-2 基金運用益（100万円未満） n=19



ここで、基金運用益が1,000万円以上の団体を、図表5-2-5-3で見たい。

図表5-2-5-3 基金運用益が1000万円以上の団体



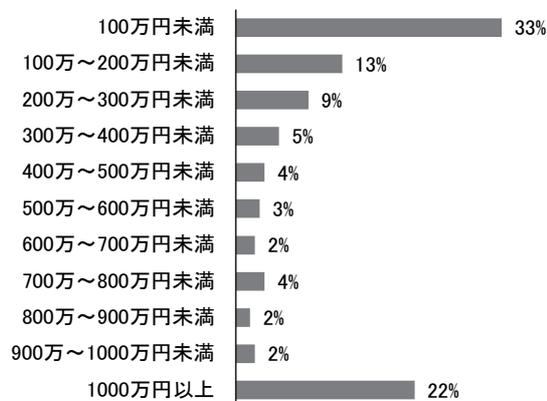
最も基金運用益が多い団体は、世界自然保護基金ジャパン（WWF、2657万円）で、全体の24%の運用益を得ている。また、これらの2団体で全体の52%を占めており、一部団体のみが基金を十分に運用していることが一層わかる。なお、総基金運用益は97,018,775円、平均値は3,031,837円、中央値は401,050円である。

第6項 自主事業収入

- ▶ 自主事業収入を持つ団体が74%、うち100万円未満が34%、1,000万円以上が22%

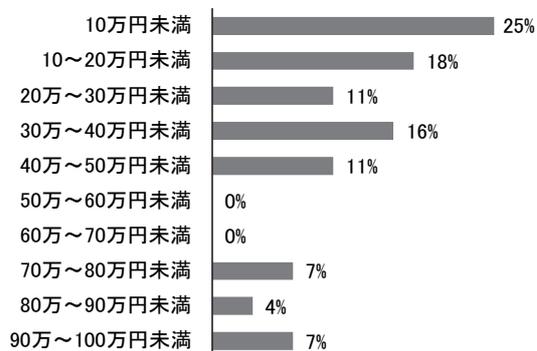
次に、自主事業収入の分布を、図表5-2-6-1で見ていきたい。

図表5-2-6-1 自主事業収入 n=166



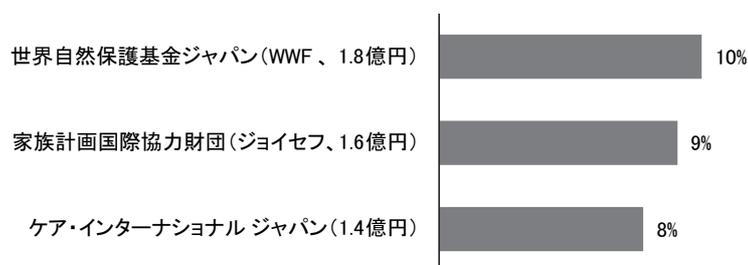
自主事業収入があると回答した団体は、166団体（74%）に上っており、自主事業収入を持つことは、NGOにとってある程度定着しつつあるのではないと思われる。また図表5-2-6-1を見ると、その金額帯で最も多いのは100万円未満（33%）であり、次に1,000万円以上（22%）、100万~200万円未満（13%）、200万~300万円未満（9%）と続き、会費・寄付収入で見られた“二極化”が、ここでも見られることがわかる。また図表5-2-6-2で100万円以下の分布を見てみると、10万円以下の団体が最多（25%）で、50万円未満が81%となっており、その傾向がより明らかとなる。

図表5-2-6-2 自主事業収入（100万円未満） n=55



では、続けて自主事業収入が全体の1億円以上を占める団体について見たい。

図表5-2-6-3 自主事業収入が1億円以上の団体



最も自主事業収入が多い団体は、世界自然保護基金ジャパン（WWF、1.8億円）で、全体の10%の収入を有している。なお、これらの3団体で全体の27%を占めている。総自主事業収入額は1,794,199,791円、自主事業収入の平均値は10,808,432円、中央値は2,386,787円である。

《コラム14：NGOの自主事業収入》

自主事業収入とは、「自団体で行う事業によって得る収入」のことである。では、非営利を目的とするNGOは、どのような自主事業を行い収入を得ているのだろうか。以下で見てみたい。

最も一般的な自主事業収入は、活動報告会・勉強会・スタディーツアー等のイベント運営による収入だろう⁷。また、有料での講師派遣を行っている団体も多い⁸。

会報誌や活動報告書、調査研究報告書等を販売している団体も多数ある。たとえば、調査研究活動に力をいれるJANICでは、会報誌であるシナジーや、NGOデータブック等のJANICが執筆

⁷ 参加費等による収入が、主となる。ただし、参加費が資料代に相当するイベントや、無料で開催されるイベントも多くあるため、一概にイベント開催が収益に結びついているとはいえない。

⁸ 講師派遣についての詳細は、第9章第2節第4項を参照のこと。

した書籍を、事務所やグローバルフェスタ等のイベントブース、書籍専門の通販サイト⁹等で販売している。

フェアトレード¹⁰は、NGOでは以前より行われていたが、近年の社会的な注目の高まりに伴い、実施する団体が更に増え、その規模・形態も大規模化・多様化している。たとえば、バングラデシュやネパールでコミュニティ支援や女性支援等を行うシャプラニールでは、1974年からフェアトレード商品の生産・販売を始めており、現在では国内187か所・海外1カ所の計188か所もの店舗や通販サイト¹¹等において、その商品を販売している。なお、商品の多くは、バングラデシュやネパールの貧困層の女性たちが作成した手工芸品である¹²。また、グローバル・ヴィレッジが母体組織¹³となって設立された、フェアトレードのブランドであるピープル・ツリーを展開するフェアトレードカンパニー株式会社¹⁴は、15か国50のパートナー団体¹⁵と協力し、国内の約350の小売店¹⁶でフェアトレード商品を販売している¹⁷。その商品は、衣料品、服飾雑貨、日用雑貨、食品等、多岐に渡っている。

団体独自のグッズを販売する団体も、増えてきている。環境保護活動を展開するWWF¹⁸では、「パンダショップ」¹⁹を展開し、団体のロゴ入りグッズを販売している²⁰。児童労働の撲滅を目指すACEでは、フェアトレード機構（HAND IN HAND）によって認定を受けた有機農家が生産した材料で作られた²¹てんとう虫型のチョコレートを、有限会社オーガニックフォレストより購入し、団体でリーフレット²²を同封して「しあわせを運ぶてんとう虫チョコ」として販売し

⁹ JANIC、「JANIC Books」、http://xc519.xbit.jp/b593/item_search/、アクセス日時：2011年3月5日

¹⁰ フェアトレードとは、「対話、透明性、敬意を基盤とし、より公平な条件下で国際貿易を行うことを目指す貿易パートナーシップ」のことである。国際的フェアトレード・ネットワーク FINE によれば、それは特に「『南』の弱い立場にある生産者や労働者に対し、より良い貿易条件を提供し、かつ彼らの権利を守ることににより」、「持続可能な発展に貢献する」ことを目的としているという。フェアトレード・ラベル・ジャパンによれば、その起源は「現在のグローバルな国際貿易の仕組みは、経済的・社会的にも弱い立場の開発途上国の人々にとって、時に『アンフェア』で貧困を拡大させるものだという問題意識から、南北の経済格差を解消する『オルタナティブトレード：もう一つの貿易の形』として始まった」ことだとされている。（出典：フェアトレード・ラベル・ジャパン、「フェアトレードって何？」、http://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/fairtrade/、アクセス日時：2011年3月5日）

¹¹ シャプラニール、「クラフトリンク南風」、<http://www.rakuten.ne.jp/gold/craftlink/org.htm#shaplaneer>、2011年3月5日

¹² シャプラニール、「シャプラニールのフェアトレード「クラフトリンク」」、<http://www.shaplaneer.org/craftlink/index.php#cl>、2011年3月5日

¹³ グローバル・ヴィレッジのフェアトレード部門が独立して、フェアトレードカンパニーとなった。

¹⁴ ピープル・ツリー、「私たちの使命」、<http://www.peopletree.co.jp/about/mission.html>、アクセス日時：3月5日

¹⁵ グローバル・ヴィレッジ、「自分が支援している途上国のプロジェクトの商品をピープル・ツリーで取り扱ってほしいのですが？」、<http://www.peopletree.co.jp/about/answer.html>、アクセス日時：2011年3月5日

¹⁶ ピープル・ツリー、「会社概要 主要取引先」、<http://www.peopletree.co.jp/about/index.html>、アクセス日時：2011年3月5日

¹⁷ グローバル・ヴィレッジ、「グローバル・ヴィレッジとは」、<http://www.globalvillage.or.jp/about/index.html>、2011年3月5日

¹⁸ ライセンス事業・クレジットカード収入・パンダショップ物販事業

¹⁹ WWF ジャパン、「パンダショップ」、<http://shop.wwf.or.jp/>、2011年3月4日

²⁰ 他にも、自然環境への負荷が小さい、等の条件をクリアした、様々な商品が販売されている。

²¹ ACE、「『てんとう虫チョコ』を買おう！」、<http://acejapan.org/choco/buy/>、アクセス日時：2011年3月5日

²² ACE、「『てんとう虫チョコ』 BigBag ! 2011年バージョン [008] 商品詳細」、<http://acejapan.ocnk.net/product/56>、2011年3月5日

ている²³。なお、このリーフレットには、ACEが支援している、チョコレートの原料であるカカオの栽培を行っている農園の経営改善及び教育/児童労働予防支援を目的としたガーナでのプロジェクト²⁴の様子や、チョコレートの商品情報が記載されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ²⁵を推進するジョイセフでは、啓発キャンペーングッズ²⁶やチャリティーグッズ²⁷、スクリーンセーバー、著名人と協働で作成したTシャツやアロマオイル等も販売している²⁸。

リサイクル関連事業も、多く見られる自主事業の一つだろう。中部リサイクル運動市民の会では、リサイクル品をスーパーマーケット等の駐車場で回収する「リサイクルステーション」を50会場で²⁹、物資を地域でリユースし、リユースできなかったものを既存のルートでリサイクルすることを推進する「リユースステーション」を13か所で、寄付品をを保管・選別・販売する「エコロジーセンターRe ☆創庫（りそうこ）」を1か所で運営し、リサイクル品の販売収益を上げている³⁰。WE21 ジャパンも、リユース・リサイクルショップ「WE ショップ」を53店舗展開し、年間9万件以上の衣類・雑貨の寄付を受け入れ、販売している³¹。

他にもロゴマークを付けた商品の一般販売によるライセンス収入³²（WWF）や、企業のWEBサイト制作の一部（HTMLコーディング）の受託収入（かものはしプロジェクト）³³等、NGOには多様な自主事業収入源がある。

これらの売上は、もちろん支援活動に使われることが多い。商品売り上げの何%かを支援に回すというのは、その最も一般的な手法の一つだろう。前述のWWFでは、パンダショップの売上の約15%を環境保全活動資金に³⁴、ジョイセフではチャリティーショップの売上の主に10~30%を女性支援資金に³⁵、ACEではてんとう虫型チョコレートの売上の30%をガーナでの教育支援

²³ ACE、「プロジェクト Q&A/Q2：「てんとう虫チョコ」の売上や募金は何に使われるの?」、<http://acejapan.org/choco/faq.html>、アクセス日時：2011年3月5日

²⁴ ACE、「ガーナでの支援活動『スマイル・ガーナ・プロジェクト』」、<http://acejapan.org/choco/smile/>

²⁵ リプロダクティブ・ヘルスとは、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること」である。（出典：ジョイセフ、「※リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは」、<http://www.joicfp.or.jp/jp/profile/>、2011年3月5日）

²⁶ ホワイトトリボン（ジョイセフの推進する妊産婦支援キャンペーン）関連グッズ等。携帯ストラップ、ピンバッジ等が販売されている。（出典：ジョイセフ、「ホワイトトリボン関連グッズ」、<http://www.joicfp-shop.com/item/wr/wrmenuindex.htm>、2011年3月5日）

²⁷ チャリティーを目的としたピンキーリング等。売上が、途上国の10~20代の女性支援に全額使用される。（出典：ジョイセフ、「GIRL Meets GIRL Charity Pinky Ring」、<http://charitypinky.com/index.html>、2011年3月5日）

²⁸ ジョイセフ、「ジョイセフ・ショップ」

²⁹ 年間1万7000件以上を収集しているという。

³⁰ 中部リサイクル運動市民の会、「2009年度活動報告書」（「リユースシステムづくり」3ページ）、<http://www.es-net.jp/pdf/AnnualReport2009.pdf>、アクセス日時：2011年3月5日

³¹ WE21 ジャパン、「2009年度年次報告書」5ページ、<http://www.we21japan.org/pdf/hokokusho2009.pdf>、アクセス日時：2011年3月5日

³² WWF ジャパン、「WWF ライセンス商品紹介」、http://www.wwf.or.jp/corp/fin/lic/lic_gds_index.html、2011年3月5日

³³ かものはしプロジェクト、「かものはしプロジェクト IT 事業部」、<http://www.kamonohashi-project.net/it/>、アクセス日時：2011年3月5日

³⁴ 扱う商品や、その年の売上げに応じて、値は変動する。（出典：WWF、「よくある質問 活動に回される金額が少ないように思うのですが・・・。」、<http://shop.wwf.or.jp/faq/>、アクセス日時：2011年3月5日

³⁵ チャリティーピンキーリング等、売上の100%が支援金となる商品もある。

資金に充てている³⁶。また、自主事業収入のある部門以外の部門において、支援事業を実施している団体も多い。たとえば、WE21 ジャパンはリユース・リサイクル事業とは別に、フィリピンでの台風被害からの復興支援事業等を行っているし³⁷、かものはしプロジェクトも IT 事業とは別に、カンボジアにハンディクラフト製品の工場の設立/女性の雇用等を行っている³⁸。

第7項 受託事業収入

この項では、受託事業収入について、全体の傾向に加え、政府・JICA 機関、国連機関、民間機関の各委託金の種目毎に分析する。

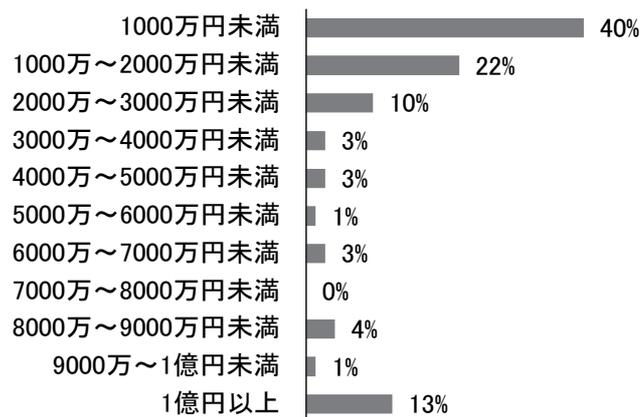
・受託事業収入合計

- ▶ 受託事業収入がある団体が 32%、うち 1,000 万円未満が 41%、政府・JICA 委託金が 42%

まずは、NGO の受託事業収入の分布を、見ていきたい。

本項目に 72 団体が回答していることから、32%の団体に受託事業収入があることがわかる。また

図表5-2-7-1 受託事業収入 n=72



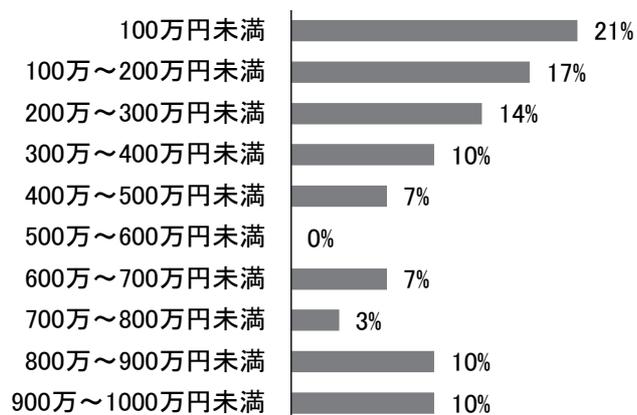
図表 5-2-7-1 を見ると、最も多い分布の区分は 1,000 万円未満 (40%) であり、次に 1,000 万～2,000 万円未満 (22%)、1 億円以上 (13%)、2,000 万～3,000 万円未満 (10%) と続いており、ここでも“二極化”が見られることがわかる。また 1,000 万円未満の詳細を図表 5-2-7-2 で見ると、100 万円未満が最も多く (21%)、次に 100 万～200 万円未満 (17%)、200 万～300 万円未満、300 万～400 万円未満 (各 13%) が続き、500 万円未満が 69% を占めることがわかる。

³⁶ 残りの 70% は、チョコレートの仕入れ代やパッケージ費用等に充てられている。販売価格は 500 円。(出典：脚注 19 に同じ)

³⁷ WE21 ジャパン、「民際支援事業」、<http://www.we21japan.org/minsai.php#action>、アクセス日時：2011 年 3 月 5 日

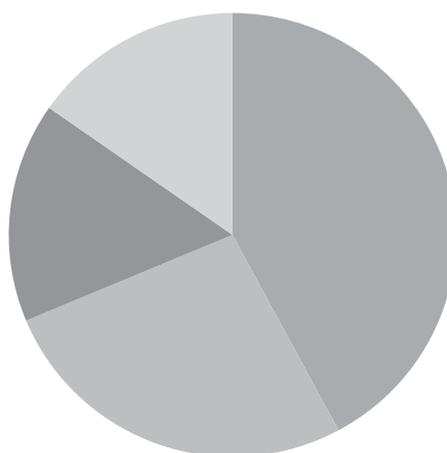
³⁸ かものはしプロジェクト、「団体情報 事業概要」、<http://www.kamonohashi-project.net/about/>、アクセス日時：2011 年 3 月 5 日

図表5-2-7-2 受託事業収入（1000万円未満） n=29



ここで、受託事業収入合計の内訳についても見てみたい。

図表5-2-7-3 受託事業収入合計内訳



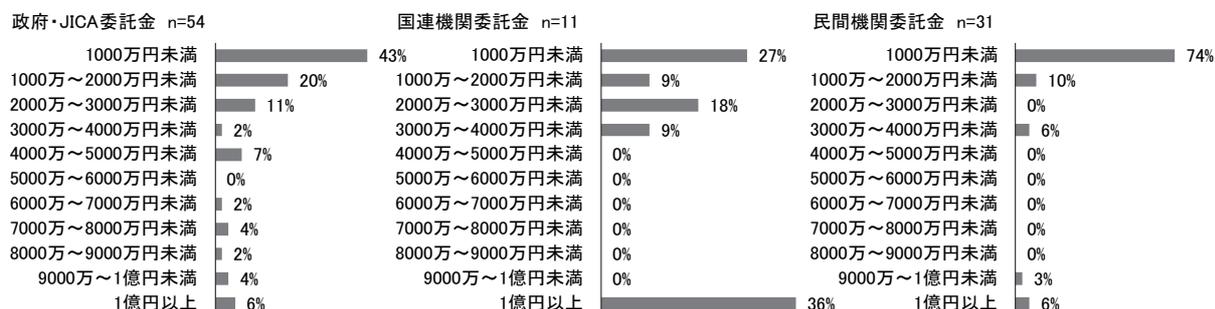
図表 5-2-7-3 より、受託事業収入合計の内訳としては、政府・JICA 委託金が最多（42%）であり、国連機関委託金（27%）、民間機関委託金（16%）が続くことが分かる。なお、その他としては、地方自治体委託金等があげられる。

・受託事業種別収入

- ▶ 政府・JICA 委託金収入は 1,000 万円未満が 43%、民間機関委託金は 1000 万円未満が 74%、国連機関委託金は 1 億円以上が 36%

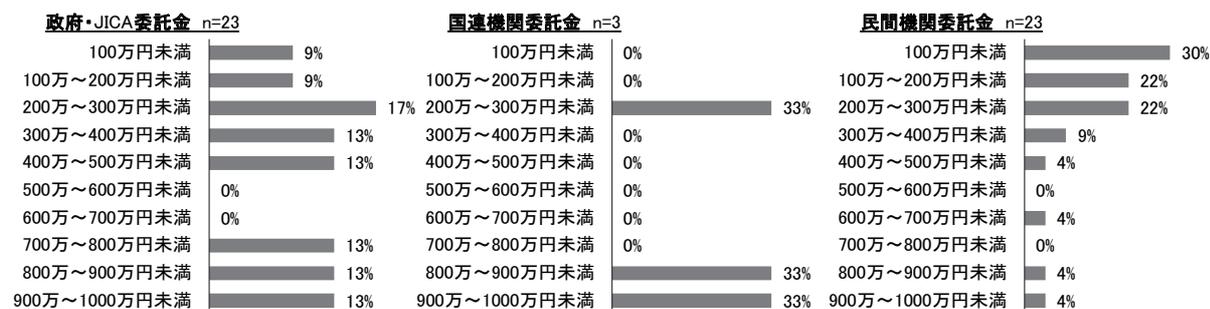
ここからは、政府・JICA 委託金、国連機関委託金、民間機関委託金の詳細について分析したい。

図表5-2-7-4 受託事業金種別収入



図表 5-2-7-4 を見ると、各委託金を受けている団体は、政府・JICA 委託金が 54 団体（24%）、国連機関委託金が 11 団体（5%）、民間機関委託金が 31 団体（14%）であり、政府・JICA 委託金を活用している団体が、最も多いことがわかる。また収入額分布帯としては、政府・JICA 委託金収入及び民間機関委託金は 1000 万円未満が最も多い（各 43%、74%）一方で、国連機関委託金は 1 億円以上が最も多く、受託金が種別によって異なる特徴を持つことがわかる。また、各委託金の 1,000 万円以下の区分を図表 5-2-7-5 で見ると、政府・JICA 委託金の最大値が 200 万円～300 万円未満の 17%であるのに対し、民間機関委託金は 100 万円未満が 50%を占め、国連機関委託金、政府・JICA 委託金・民間機関委託金の順で高額を受託がなされている。なお、総政府・JICA 委託金は 1,692,848,705 円、平均値は 31,349,050 円、中央値は 13,288,579 円、総国連機関委託金は 1,066,897,946 円、平均値は 96,990,722 円、中央値は 26,667,250 円、総民間機関委託金は 643,248,593 円、平均値は 20,749,955 円、中央値は 2,565,718 円である。

図表5-2-7-5 受託事業金種別収入（1000万円未満）



第 8 項 助成金収入

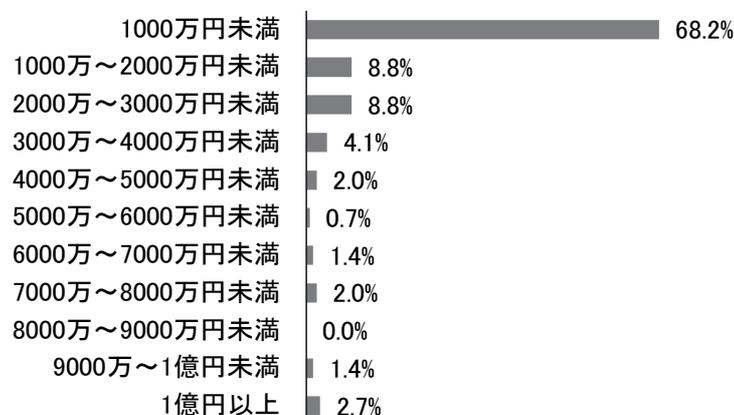
この項では、助成金収入について、全体の傾向に加え、日本郵政公社国際ボランティア貯金、地方自治体の補助金、外務省 NGO 事業補助金、環境再生保全機構地球環境基金、その他政府補助金の各助成金の面から分析する。

・ 助成金収入合計

- ▶ 助成金を有する団体が 32%、うち 1,000 万円未満が 68%

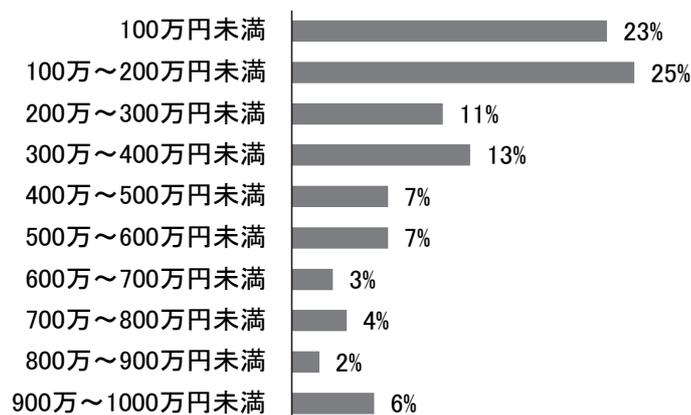
まずは、NGOの助成金収入合計の分布を、図表5-2-8-1で見たい。

図表5-2-8-1 助成金収入合計 n=148



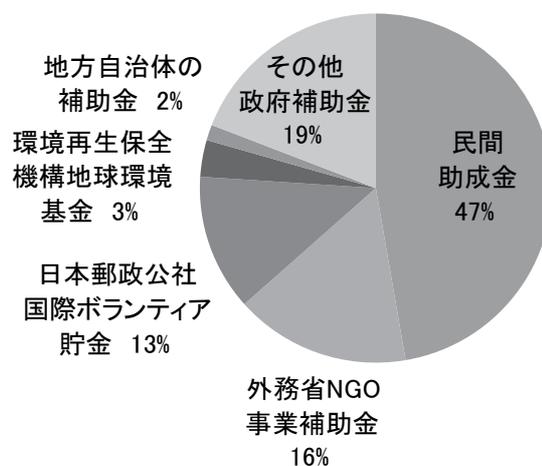
これを見ると、助成金収入のある団体は148団体（66%）であることがわかる。また最も多い金額帯は1,000万円未満（68.2%）であり、次に1,000万～2,000万円未満、2,000万～3,000万円未満（各8.8%）が続き、受託事業収入と比較すると低い金額帯に位置していることがわかる。なお、1,000万円未満の分布は図表5-2-8-2である。これを受託事業収入（図表5-2-7-2）と比較すると、500万円以下の割合が受託事業収入は69%であるが、助成金事業収入は79%であり、助成金収入が受託事業収入よりも低い金額帯に位置することが、よりわかる。

図表5-2-8-2 助成金事業収入合計（1000万円未満） n=101



なお、助成金収入合計の内訳は図表5-2-8-3である。

図表5-2-8-3 総助成金収入合計内訳



図表 5-2-8-3 より、助成金収入合計の内訳としては、民間助成金が最多（47%）であり、外務省 NGO 補助金（16%）、日本郵政公社国際ボランティア貯金（13%）、環境再生保全機構地球環境基金（3%）、地方自治体の補助金（2%）が続くことがわかる。

・助成金種別収入

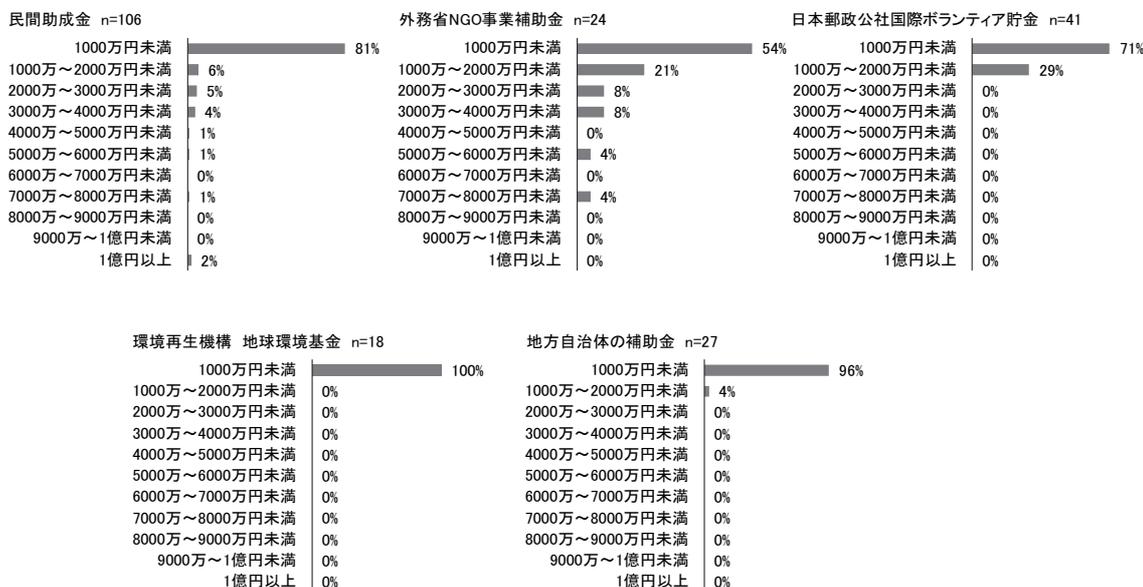
- ▶ 民間助成金と外務省 NGO 補助金は、比較的高額の助成も実施

ここからは、民間助成金³⁹・外務省 NGO 補助金・日本郵政公社国際ボランティア貯金⁴⁰・環境再生保全機構地球環境基金・地方自治体の補助金に分けて、助成金の詳細を見ていきたい。

³⁹ 民間助成金には、財団、公益信託、宗教法人、労働組合等からの助成金が含まれている。

⁴⁰ 日本郵政公社国際ボランティア貯金とは、通常貯金の利子の一部（20%から100%の間で10%単位で選択）郵政省（日本郵政公社）が取りまとめて国内の民間団体が行う海外援助活動に配分する制度である。なお、加入者数は一時2700万件に達したが、日本郵政公社の民営化に伴い、2007年9月末（通帳への表示は10月1日）をもって利子の一部の寄附を終了している。また、寄附金残高21億円は郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継し、引き続き国内の民間団体が行う海外援助活動に配分している。ゆうちょ銀行は、2008年10月1日「ゆうちょボランティア貯金」の取り扱いを開始しているが、これは「国際ボランティア貯金」とは別の制度である。（出典：郵便貯金・簡易生命保険管理機構、「国際ボランティア貯金」、<http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/new-volpost/New-index.html>）、アクセス日時：2011年3月6日

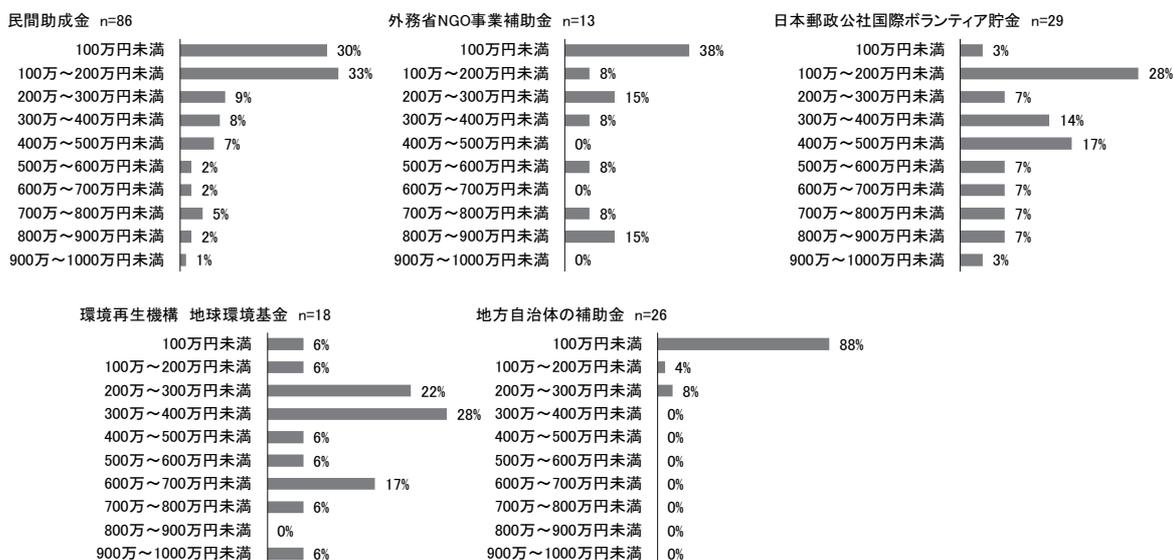
図表5-2-8-4 助成金種別収入



図表 5-2-8-4 を見ると、それぞれの助成金を活用している団体は、民間助成金は 106 団体（47%）、日本郵政公社国際ボランティア貯金は 41 団体（18%）、地方自治体の補助金助成金は 27 団体（12%）、外務省 NGO 補助金は 24 団体（11%）、環境再生保全機構地球環境基金は 18 団体（8%）であり、活用率は民間助成金が突出していることがわかる。また、どの助成金も 1,000 万円未満が分布の中心であるが、民間助成金と外務省 NGO 補助金は 2,000 万円以上にも若干の分布（各 13%、25%）があり、他の補助金制度に比べて高額な助成も行われているといえる。

では、分布の状況をより明らかにするために、分布が集中している 1,000 万円未満について、図表 5-2-8-5 で見てみたい。

図表5-2-8-5 助成金種別収入（1000万円未満）



これを見ると、民間助成金は200万円未満（63%）、地方自治体の補助金は100万円未満（88%）の1点を中心として集中が見られるものの、他の補助金は外務省 NGO 補助金（100万円未満に38%、200万～300万円未満、800万～900万円未満に各15%）、日本郵政公社ボランティア貯金（100万～200万円未満に28%、300～500万円未満に31%）、環境再生機構 地球環境基金（200万～400万円未満に50%、600万～700万円未満に17%）等、複数点に集中が見られ、それぞれ傾向が異なることがわかる。

なお、総民間助成金収入額は1,049,470,053円、平均値は9,900,661円、中央値は1,992,780円、総外務省 NGO 事業補助金収入額は357,900,049円、平均値は14,912,502円、中央値は8,924,816円、総日本郵政公社国際ボランティア貯金収入額は279,854,228円、平均値は6,825,713円、中央値は5,302,000円、総環境再生機構 地球環境基金収入額は75,461,610円、平均値は4,192,312円、中央値は3,447,000円、総地方自治体からの補助金収入額は32,066,284円、平均値は1,187,640円、中央値は236,000円、である。

《コラム 15：受託事業収入と助成金収入の違い》

受託事業収入と助成金収入とは、どのように違うのだろうか。受託事業収入とは、他機関から特定の事業を実施する依頼を受け（受託）、そのための費用として受け取る収入のことである。それはたとえば、地域 A で行われる事業 B の実施を、団体 C が受託した、という形で表現されることが多い。

一方、助成金とは、ある一定の目的を満たすための事業を行う団体等に対して、その事業を実施するための費用として提供（助成）される収入である。受託事業と異なり、必ずしも特定の事業の実施費用として提供されるものではなく、団体側の裁量範囲が広い場合も多い。また、同じ目的の元で複数団体に対して提供されることもよくある。たとえば、地域は問わないが、目的 D に資する事業（内容は団体によって異なる）を団体 E が行うために助成をする、という形で表現されることが多い。

どちらも自己財源が決して潤沢ではない NGO にとって、貴重な収入源となっていることは確かである。両収入への過度な依存は、自立的に事業を遂行すべき NGO として好ましくないが、両収入は多くが NGO 等民間非営利団体を通じた社会的課題解決への貢献を目指して提供されていることを踏まえ、団体の成長のための収入源多様化の手段の一つとして活用がされることが望ましいだろう。

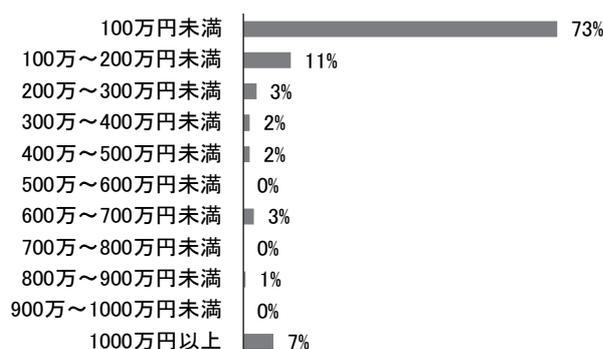
なお、両者は共に外部機関からの資金調達であるという点で共通しているゆえ、NGO 側が同資金にアプローチあるいは管理する際に混同しやすい傾向にあり、今回の調査の回答でも、認識の違い等が見られた。これは団体の活動やそれを支える資金の内容に関するアカウントビリティの面から問題であり、今後改善されるべきだといえよう。

第9項 その他収入

▶ 10万円未満が73%

次に、上記で議論した以外の収入について見てみたい。

図表5-2-9-1 その他収入 n=199



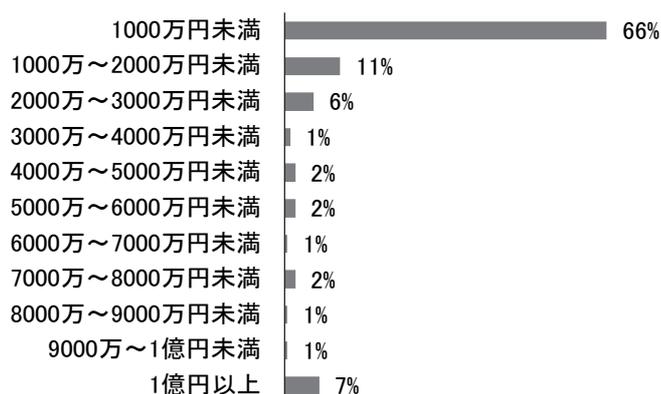
これを見ると、最も多いのは10万円未満（73%）であり、その他収入が収入全体に、大きな影響を及ぼしていないことがわかる。なお、その内訳は、利息収入等の雑収入が主であると考えられるが、1億円以上を計上している団体も2%存在する。

第10項 前年度繰越金

▶ 1,000万円未満が66%

収入の節の最後に、NGOの前年度繰越金の分布を図表5-2-10-1で見ていきたい。

図表5-2-10-1 前年度繰越金 n=184



前年度繰越金を計上している団体が81%であり、その最も多い金額帯は1,000万円未満（66%）であるが、1億円以上を計上している団体もある（7%）ことがわかる。なお、総前年度繰越金は5,318,701,995円、平均値は28,905,989円、中央値は5,798,040円である。

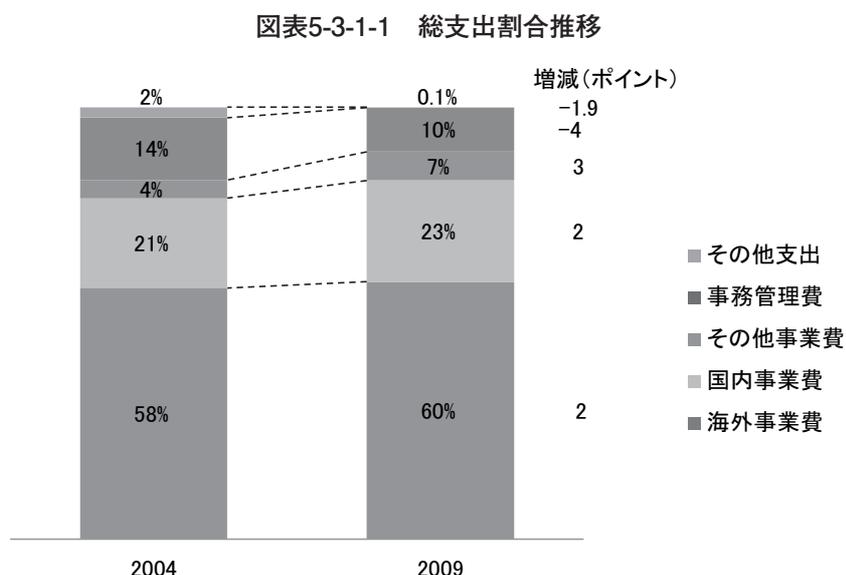
第3節 支出

ここからはNGOの支出について、総支出と、事業費・事務管理費等の主な勘定科目の面から見ていきたい。

第1項 総支出

▶ 総支出は261億円、総事業費が83%

まずは、総支出について見たい。NGOの総支出は26,104,059,205円である。その内訳を、図表5-3-1-1で推移とともに見たい。



総支出の最も多くを占めるのは海外事業費（60%）であり、国内事業費（23%）がそれに続いている。これより、事業費で83%が占められていることがわかる。また2004年度と比較すると、海外事業費は2ポイント、国内事業費は2ポイント、その他事業費⁴¹は3ポイント成長していることから、事業費割合が増加していることがいえる。

第2項 支出合計

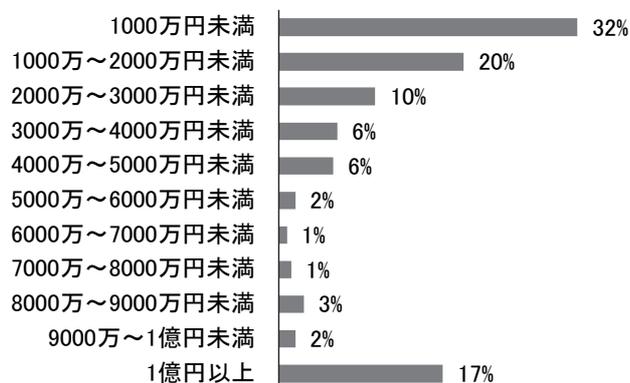
▶ 1000万円未満（32%）と1億円以上（17%）に二極化

まずは、各団体の支出⁴²について、次頁の図表5-3-2-1で見たい。

⁴¹ その他事業費は、2004年度においては国内外の区分けをしていない事業費を、2009年度においては国内外の記載のなかった事業費を指す。なお、その他支出は今回回答した団体が6団体のみであったため、詳細な分析をしていない。

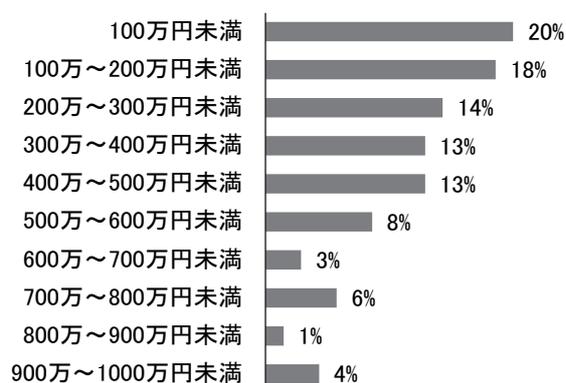
⁴² 支出合計は、事業費（国内・海外）・事務管理費・その他支出の合計である。

図表5-3-2-1 支出合計 n=223



最も多い金額帯は1,000万円未満（32%）であり、これに1,000～2,000万円未満（20%）、1億円以上（17%）が続いている。これより総収入と同様、総支出においても“二極化”があることがわかる。また図表5-3-2-2を見ると、1,000万円以下においては、100万円以下を筆頭（20%）に500万円未満が77%を占めており、より“二極化”が示されている。

図表5-3-2-2 総支出（1000万円未満） n=71



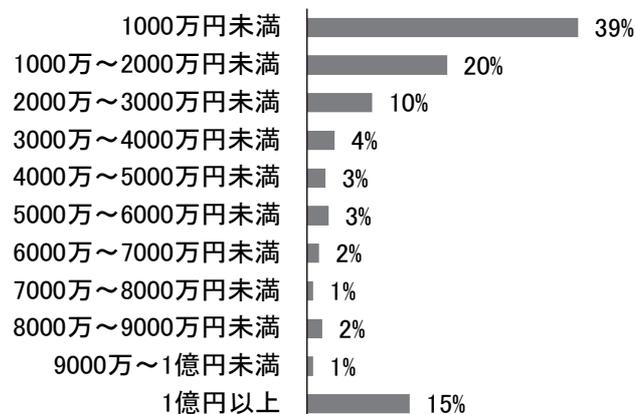
第3項 事業費

▶ 1000万円未満が39%、1億円以上が20%

ここからは、NGOの事業費⁴³の分布を、見ていきたい。

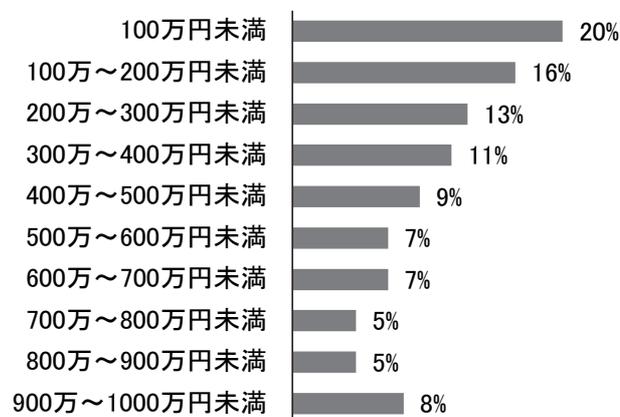
⁴³ この事業費は、海外事業費及び国内事業費の合計である。なお、海外事業費・国内事業費ともに、事業費に人件費を含めるか否かは、団体によって異なるため、留意されたい。（詳細は、本項後半を参照のこと。）

図表5-3-3-1 事業費 n=221



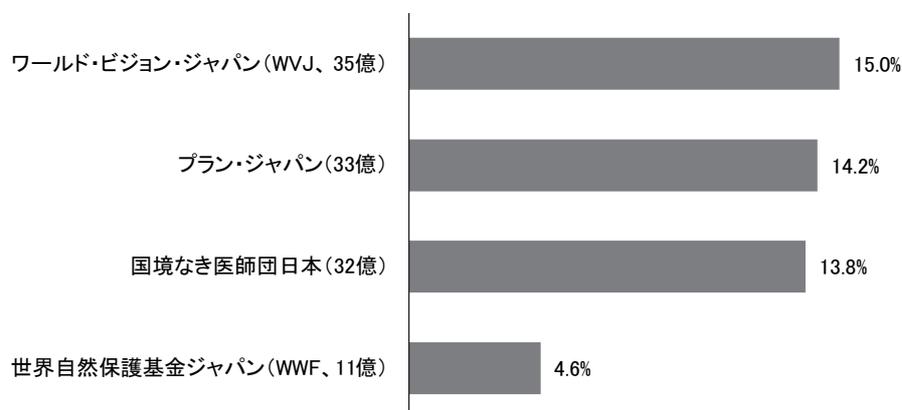
図表 5-3-3-1 を見ると、最も多い金額帯は 1,000 万円未満（39%）であり、次に 1 億円以上（15%）、1,000 万～2,000 万円未満（20%）、2,000 万～3,000 万円未満（9%）と続くことがわかる。収入・支出合計及び収入の一部勘定科目で見られた“二極化”が、ここでも見られるといえるだろう。また図表 5-3-3-2 で 1,000 万円未満の詳細を見ると、最も多いのは 100 万円未満（20%）で、それに 100 万～200 万円未満（16%）、200 万～300 万円未満（13%）、300 万～400 万円未満（11%）が続き、400 万円未満で 60% を占め“二極化”の様子がより鮮明になる。

図表5-3-3-2 事業費（1000万円未満） n=87



ここで、事業費が 10 億円以上の団体を見てみたい。

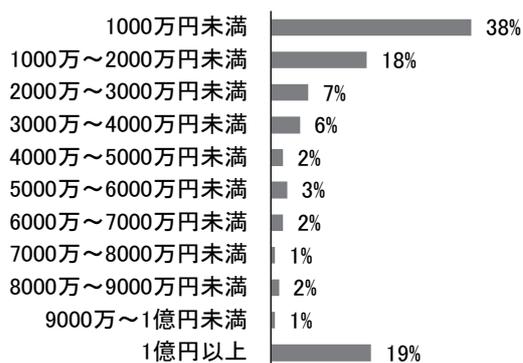
図表5-3-3-3 事業費が10億円以上の団体



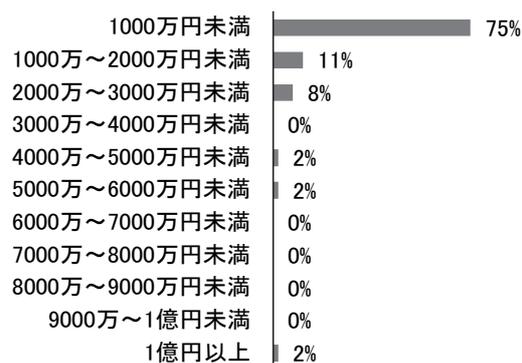
最も事業費が多い団体はワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ、35億）で、全体の15%の事業費を有している。また、これらの4団体で全体の48%を占めることがわかる。また、1億円以上の団体は33団体あり、その合計は全体の80%となる。NGOの事業費が、一部の団体に集中していることが鮮明にわかるといえるだろう。なお、総事業費は23,435,429,315円、平均値は103,696,590円、中央値は13,376,130である。

なお、これまでの事業費は、団体が回答した海外事業費・国内事業費の合計であり、それらの事業費が人件費を含んでいるかどうかまでを含めた分析ではなかった。とはいえ、事業費が人件費を含むかどうかは団体によって異なっており、それは分析結果に影響を与えている。そのため図表5-3-3-4～7で、海外・国内の両事業費を人件費を含むものと含まないものに分けて集計したものを示す。

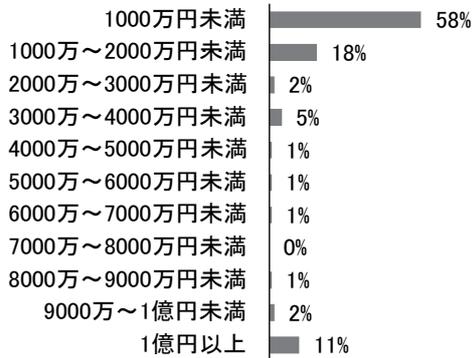
図表5-3-3-4 海外事業費(人件費込) n=125



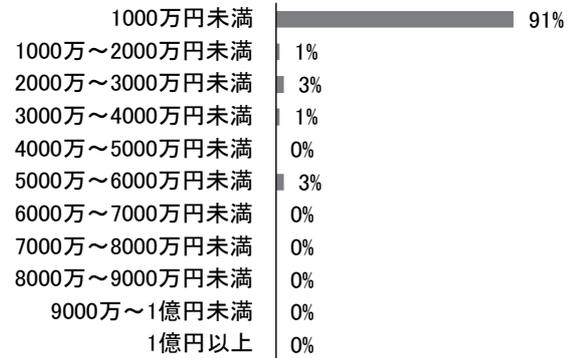
図表5-3-3-5 海外事業費(人件費なし) n=53



図表5-3-3-6 国内事業費（人件費込） n=49



図表5-3-3-7 国内事業費（人件費なし） n=67



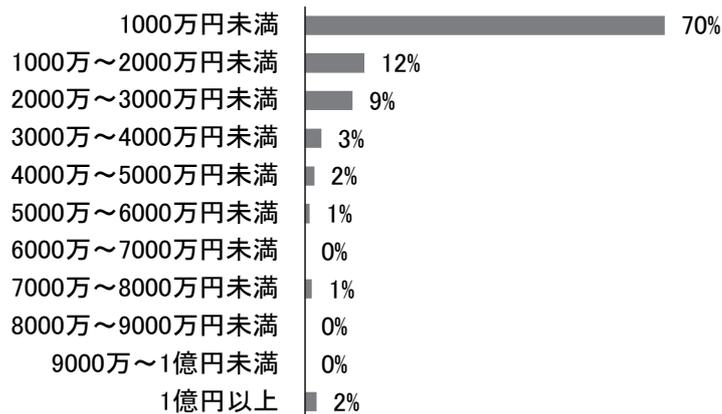
これより、人件費を含むかどうかに関わらず、海外事業費の方が国内事業費より高い金額帯に分布をしていることがわかる。なお、総海外事業費（人件費込）は13,214,884,999円、平均値は105,719,080円、中央値は15,384,267円、総海外事業費（人件費なし）は2,342,621,439円、平均値は44,200,405円、中央値は2,623,939円、総国内事業費（人件費込）は5,820,769,888円、平均値は55,435,904円、中央値は5,745,248円、総国内事業費（人件費なし）は288,111,633円、平均値は4,300,174円、中央値は1,053,381円である。

第4項 事務管理費

▶ 1000万円未満が70%

次に、NGOの事務管理費合計⁴⁴の分布を見たい。

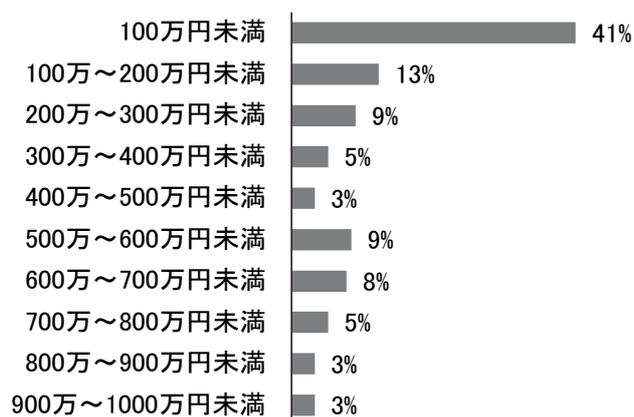
図表5-3-4-1 事務管理費合計 n=217



⁴⁴ 前項で「人件費なし」と回答した場合、人件費は事務管理費に計上されている。また、事務管理費の一部を占める可能性のある勘定科目として、別途本部事務所人件費と事務所賃借料を集計しているため、事務管理費合計と書いている。なお、本部事務所人件費を事業費に入れている団体もあるため、留意されたい。

図表5-3-4-1を見ると、最も多いのは1,000万円未満（70%）であり、次に1,000万～2,000万円未満（12%）、2,000万～3,000万円未満（9%）と続くことがわかる。これからもわかるように、これまでのような顕著な“二極化”は事務管理費では見られない。これは、図表5-3-4-2で見られる1,000万円以下の傾向でも、同じである。

図表5-3-4-2 事務管理費（1000万円未満） n=66

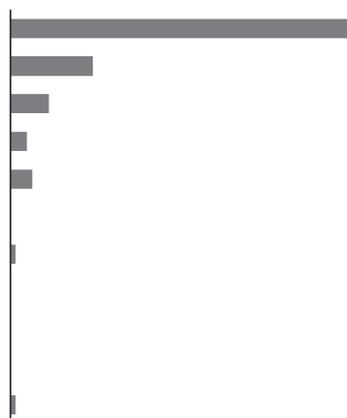


・本部事務所人件費

▶ 1000万円以下が⁴⁵67%

ここからは、事務管理費に含まれる可能性のある費用の詳細を、2つ見てみたい。まずは、本部事務所人件費⁴⁵の分布を図表5-3-4-3に示す。

図表5-3-4-3 本部事務所人件費 n=94

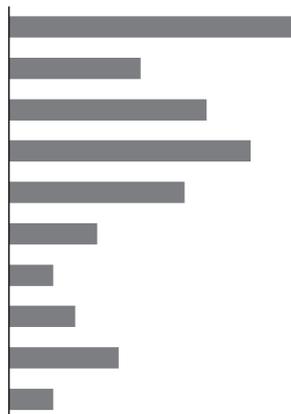


図表5-3-4-3より、67%の団体が1,000万円未満の本部事務所人件費であることがわかる。また、図表5-3-4-4で1,000万円未満の詳細を見ると、最多の金額帯である100万円未満（21%）を筆頭に、

⁴⁵ 第2項で事業費に人件費を含むこととした団体の、本部事務所人件費を含んでいる。

500 万未満に 75%が集中していることがわかる。

図表5-3-4-4 本部事務所人件費（1000万円未満） n=63



なお、総本部事務所人件費は 1,165,658,917 円、平均値は 12,400,627 円、中央値は 5,022,043 円である。国税庁によると、2009 年度の日本の平均給与は 403 万円であるという⁴⁶。本書第 8 章の分析より、今回の調査の総職員数が 3,687 人⁴⁷であり、NGO 職員数が一団体あたり平均 4.9 人であることを考慮すると、一人当たりの平均値は 253 万円、中央値は 102 万円となり、NGO 職員の収入の低さが伺える⁴⁸。

・事務所賃借料

- ▶ 100 万円未満が 50%

最後に、事務所賃借料⁴⁹について、図表 5-3-4-5 で分析したい。

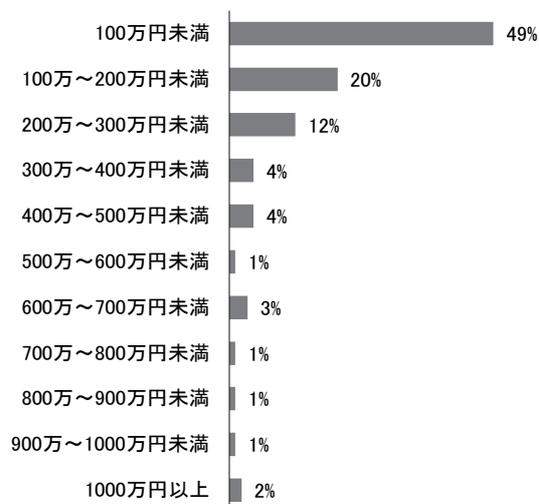
⁴⁶ 国税庁、「平成 21 年分民間給与実態統計調査結果について 平均給与」、<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2010/minkan/index.htm>、アクセス日時：2011 年 3 月 8 日

⁴⁷ 有給職員・無給職員の合計値である。

⁴⁸ なお、人件費（有給職員給与）については、第 8 章第 3 節第 6 項項（年収（有給職員））で詳細なデータを示しているため、そちらも参照されたい。

⁴⁹ 多くの団体が、事務所賃料は事務管理費で計上している。

図表5-3-4-5 事務所賃借料 n=90



事務所賃借料は100万円未満が最多（49%）で、100万～200万円未満（20%）、200万～300万円未満（12%）がそれに続き、300万円未満で81%を占めるが、1000万円以上の団体も2%存在する。なお、総事務所賃借料は199,869,085円、平均値は2,220,768円、中央値は1,033,838円である。

第6章 会員制度（支援者制度）

この章では、NGOの会員制度を、制度の有無・会員制度数・会員数・会費から分析する。また、会員制度以外のNGO支援者制度についても触れる¹。

第1節 総論

NGOの95%は、会員制度を有している。また会員制度を有する団体の92%は、2制度以上の会員制度を持っている。NGOの会員数は、100人単位に分けて当該人数範囲に属する団体の割合を算出したとき、個人・団体会員ともに、100人（団体）未満が最も多い（個人会員：55%、団体会員：91%）。しかし個人会員は1,000人以上までにかけて幅広く該当団体が存在するのに対し、団体会員は400団体未満が99%を占める。会費は、個人会員では1万円以下が主流（89%）であるが、団体会員では2万円以上が中心（58%）である。

また、会員制度以外の支援者制度を設けている団体は、25%である。

第2節 会員制度

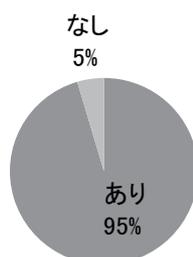
この節では、NGOの会員制度について、会員制度の有無・会員制度数・会員数・会費の面から、個人会員制度/団体会員制度等の分類²を用いながら考察する。

第1項 会員制度の有無

▶ 会員制度を設けている団体が95%

まずは、会員制度を設けているNGOの割合について見たい。図表6-2-1は、NGOの会員制度の有無をまとめたものである。

図表6-2-1 会員制度有無 n=218



¹ ある制度を会員制度とするか、会員以外の支援制度とするかの判断については、各団体に一任した。従って、ある団体が会員以外の支援制度として回答したものを、別の団体は会員制度として回答している場合も多くあるため、留意されたい。

² NGOの会員制度は、大きく個人を加入対象とする個人会員（一般会員と呼称する団体も多い）と、団体を加入対象とする団体会員とにわかれている。個人会員は、正会員・賛助会員・維持会員・一般会員等、団体会員も正会員・賛助会員・団体会員・団体会員等、多くの異なる名称や主旨を持つものがあるため、今回は個人会員/団体会員と学生会員以外の区分での分析は行っていない。また、会員制度としては、名称に「●●会員」や「××制度」等、会員制度であることがわかるもののみを集計した。会員制度の欄にアンケートで記入をされていても、募金者・ボランティア等の会員制度でないものは、会員制度に含んでいない。なお、サポーター等会員以外の支援者制度については、本章第3節で触れているので、参考にされたい。

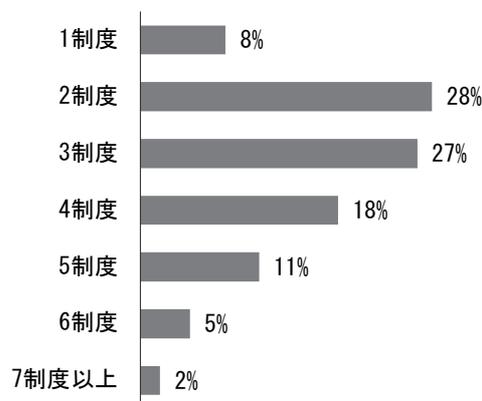
これを見ると、会員制度を設けている団体は95%に上っており、NGOにとって会員制度はほとんどの団体が持つ制度となっていることがわかる。なお、会員制度を設けていない団体でも、ボランティアや寄付の受け入れ等の形で、支援者とのつながりを持っている団体が多数と推測できる³。

第2項 設置会員制度数

▶ 2制度以上の会員制度を設定するNGOが92%

次に、1団体あたりの会員制度の数について見たい。

図表6-2-2-1 設置会員制度数 n=211



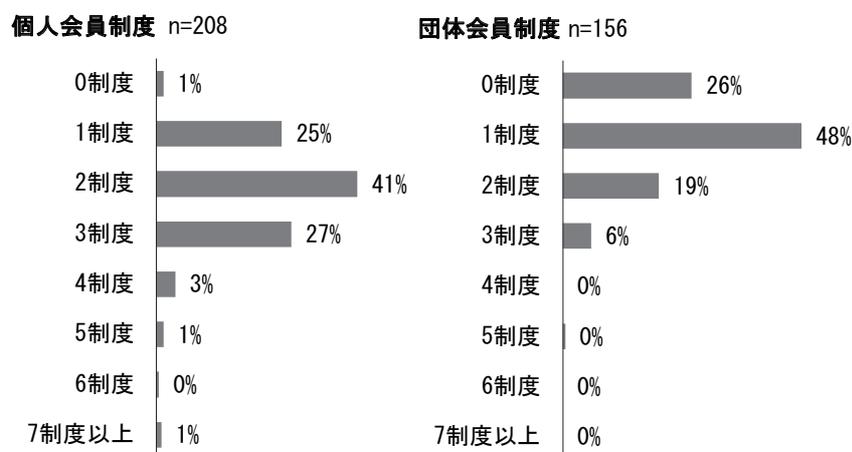
図表6-2-2-1より、2制度を持つ団体が最多（28%）であり、次に3制度（27%）、4制度（18%）が続くことがわかる。また、会員制度を有する団体の92%が、2制度以上の会員制度を持っていることもわかる。

では次に、これを個人会員・団体会員に分けて見てみたい。図表6-2-2-2より、個人会員制度を設置している団体では、2制度を設けている団体が最も多く（41%）、それに3制度（27%）、1制度（25%）が続くこと、また全体として2制度以上を持つ団体が74%を占めることが明らかになる。これに対し、団体会員制度を設置している団体では、1制度を設けている団体が最も多く（48%）、団体会員制度を持たない団体も26%存在することから、2制度以上を持つ団体は25%に留まる。これより、個人会員制度は団体会員制度に比べ、多くの制度が用意されているといえるだろう。これは、個人会員制度では、個人の会費や団体への参加形態を多様にするために、複数の制度を設けている団体が多くあるためだと推測できる⁴。なお、個人会員制度を持たないのは、一部のネットワークNGO（NGOを

³ たとえば、家族計画国際協力財団（ジョイセフ）は会員制度を保持していないが、積極的にボランティアや寄付の受け入れを行っている他、“ジョイセフフレンズ”という、ジョイセフを支援する人々とジョイセフの支援者を継続的につなぐための支援者制度を保持している。（出典：ジョイセフ、「『ジョイセフフレンズ』の募集」、http://www.joicfp.or.jp/jp/donation/joicfp_friends/、アクセス日時：2011年2月27日）

⁴ たとえば、日本紛争予防センター（JCCP）では、総会での議決権を有する「正会員」の中に、年会費1口2万円の「支持会員」と、年会費1口30万円の「賛助会員」を設けるとともに、総会での議決権を持たない「一般会員」の中に、年会費1口1万円の「一般会員」と、年会費5千円の「サポーター」、学生向けの「学生サポーター」を用意している。（出典：JCCP、「JCCPの会員になる」、<http://www.jccp.gr.jp/support/besupporter.html>、アクセス日時：2011年3月3日）

図表6-2-2-2 個人会員・団体会員制度数

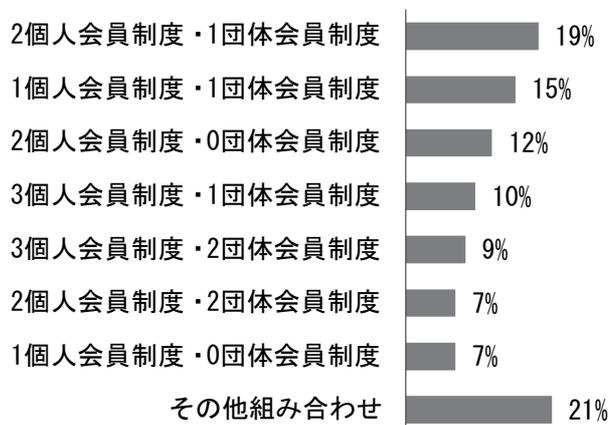


団体会員として持つ) 等である⁵。

なお、今回の回答では、個人学生会員制度は、個人会員制度を設けている団体の28%が有しており、その制度数は、1制度がほとんど(90%)である。また、団体学生会員制度は、法人会員を持つ団体の2%が有しており、すべて1制度である。

個人会員制度数と団体会員制度数の組み合わせについても、見てみたい。

図表6-2-2-3 会員制度数の組み合わせ n=211



図表6-2-2-3より、最も多い組み合わせは、個人会員制度を2制度・団体会員制度を1制度持つ団体(19%)であり、個人会員制度を1制度・団体会員制度を1制度持つ団体(16%)、個人会員制度を2制度・団体会員制度を0制度持つ団体(12%)、個人会員制度を3制度・団体会員制度を1制度持つ団体(10%)がそれに続くことがわかる⁶。これらより、一口に会員制度といっても様々なパター

⁵ たとえば、北海道NGOネットワーク協議会、農業農村開発NGO協議会(JANARD)が、それにあたる。

⁶ その他組み合わせでは、3個人会員制度・0団体会員制度(6%)、3個人会員制度・3団体会員制度、4個人会員制度・2団体会員制度(2%)等がある。

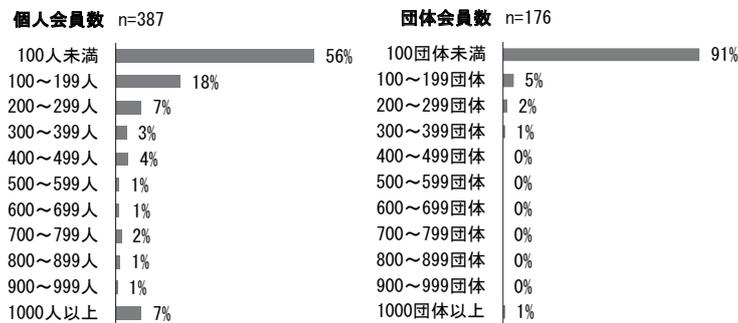
ンがあり、NGO への会員としての参加形態に多様性があることが示されたといえるだろう。なお、個人会員の平均制度数は 1.6 制度、中央値は 1 制度、法人会員の平均制度数は 0.91 制度、中央値は 1 制度である。

第3項 会員数

- ▶ 個人会員は一団体あたり 0-19 人が 22%、団体会員は一団体あたり 0-19 団体が 65%

ここで、会員数について分析したい。図表 6-2-3-1 は、個人会員制度・団体会員制度ごとの、会員数の分布である⁷。

図表6-2-3-1 会員数



これを見ると、個人会員・団体会員共に、会員数は 100 人（団体）未満が最も多い（個人会員：55%、団体会員：91%）ことがわかる。一方、個人会員は 100 人以上の団体も 45%あるのに対し、団体会員は 9%に留まっており、その分布には対象別に大きな差があることがわかる。

ここで、100 人（100 団体）未満の会員数の分布の詳細も見てみたい⁸。

図表6-2-3-2 会員数（100人/団体未満）



図表 7-2-3-2 を見ると、会員数は個人・団体会員ともに、0~19 人（団体）が最も多い（個人会員：22%、団体会員 65%）ことがわかる。しかし、個人会員数は 20~99 人にも 78%が分布している一方で、団体会員数は同人数帯に 35%しか分布しておらず、団体会員数は個人会員数に比べ、非常に少

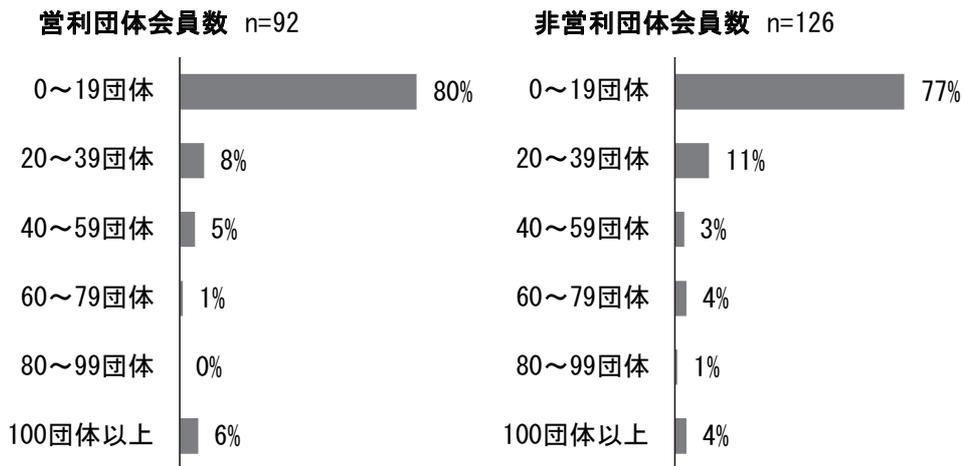
⁷ 計算上、●●人～××人等、幅のある人数での回答は、その中央値で集計した。また、本項の数字（会員数）は、会員制度毎の会員数であり、団体のすべての会員数を表したものではないので、注意されたい。（同一団体に 2 つ以上の会員制度を保持する場合には、2 つを関連付けることなしに集計している。

⁸ ここでの割合は、会員数を回答した団体数に対する割合である。

ない人数帯に主に分布していることが明らかになる。なお、総個人会員数は 176,319 人、平均個人会員数は 456 人、中央値は 77 人、総団体会員数は 2,418 団体、平均団体会員数は 29 団体、中央値は 5 団体である。

ここで、団体会員数の内訳について、企業等の営利団体と、NGO 等の非営利団体に分けて見てみたい。

図表6-2-3-3 営利団体・非営利団体別法人会員数



図表 6-2-3-3 より、営利団体も非営利団体も、0～19 団体が最も多い（営利団体：80%、非営利団体：77%）ことがわかる。これより、営利団体と非営利団体間では、会員数の分布に顕著な違いはないと考えてよいだろう。なお、総営利団体会員団体数は 3,220 団体、平均営利団体会員数は 0.25 団体、中央値は 0 団体、総非営利団体会員団体数は 3,348 団体、平均非営利団体会員数は 0.34 団体、中央値は 0 団体である。

また、各制度の個人会員数・団体会員数の合計の上位 10 団体は、以下である：

図表6-2-3-4 会員数上位10団体

個人会員	JJ9	%
\$		%(Z###
%		\$(Z*##
&		\$&Z+##
')Z+(,
()Z(*#
)	=B6F	'Z**,
*		'Z%##
+		&Z& #
,		&Z%8+
\$#		%Z((#

団体会員

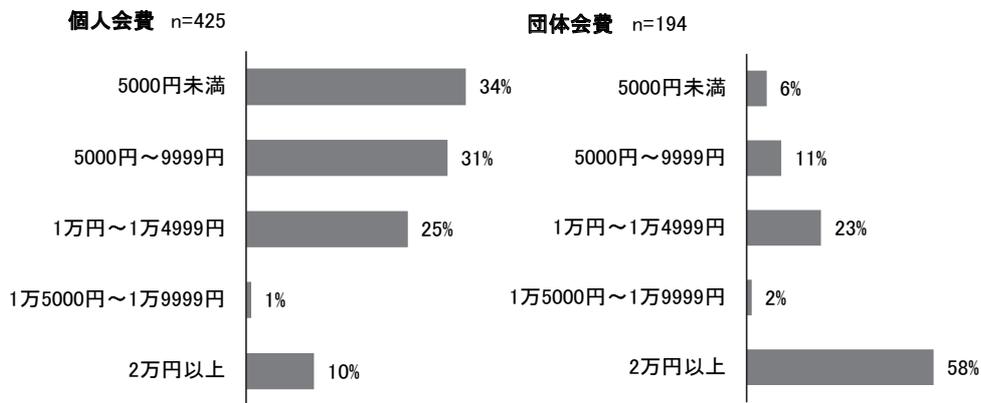
\$ \$Z) &
 % \$Z' #*
 & ')&
 , & &
 (&&(&&
) %'
 * %&+
 + \$*)
 , \$)%
 \$# \$# 8F7z=fI \$%(

第4項 会費

- ▶ 個人会費は1万円以下が89%、団体会費は2万円以上が58%

ここからは、会費について見ていきたい。図表6-2-4-1は、個人会員制度（個人会費）・団体会員制度（団体会費）別に、会費額の分布を示したものである。

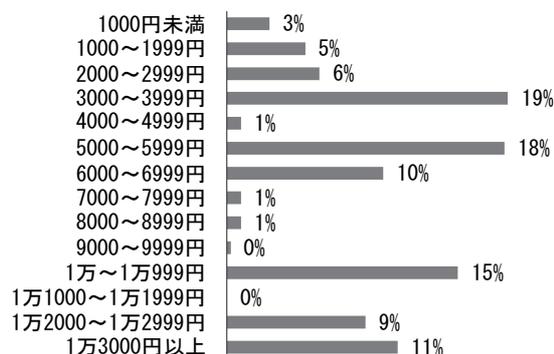
図表6-2-4-1 会費



上記を見ると、個人会員は5000円未満（34%）が最も多く、次に5000～9999円（31%）、1万～1万4999円（25%）が続くことがわかる。一方で、団体会員は2万円以上（58%）が最も多く、次に1万円～1万4999円（23%）、5000～9999円（11%）が続いていることがわかる。これより、個人会費は団体会費に比べ、相対的に安く設定されているといえるだろう。

では、各項目をもう少し詳細に検討したい。まずは個人会費について、より細かい区分（1000円単位）で示した図表6-2-4-2を検討したい。

図表6-2-4-2 個人会費 n=425

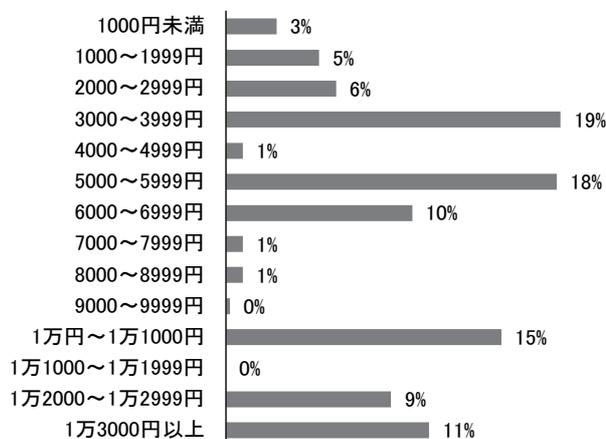


最も多い個人会費の区分は3000～3999円（19%）⁹であり、5000～5999円（18%）¹⁰、1万～1万1000円（15%）¹¹がこれに続く。これより、個人会費は一定の金額帯にある程度集中していることがわかる¹²。なお、個人会費の平均値は12,689円、中央値は5,000円である。

なお、学生会員は3000円台（37%）が最も多く、次に1000円台（19%）、5000円代、6000円代（各10%）が続く。8000円以上の会費はない。平均値は3,033円であり、中央値は3,000円である。

団体会員についても、詳細を見てみたい。

図表6-2-4-3 団体会費 n=426



⁹ なお、3000円は18%を占める。

¹⁰ なお、5000円は18%を占める。

¹¹ なお、1万円は15%を占める。

¹² 2万円以上の内訳としては、2万円・3万円・10万円以上（各2%）、2万4000円・5万円・6万円（1%）等が主な分布である。なお、10万円以上の制度は、維持会員等、団体維持のための制度が多いことが推測できる。

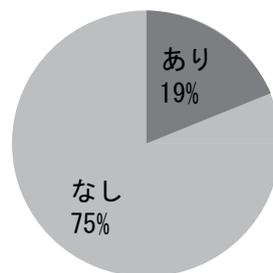
最も多い団体会員の区分は1万～1万9999円（25%）¹³であり、これに3万～3万9999円（21%）¹⁴、1万円未満（17%）、5万～5万9999円（14%）と続く¹⁵¹⁶。これより、団体会員でも会費は一定の金額帯にある程度集中していることがわかる。また、団体会費の平均値は32,582円、中央値は20,000円である。また、学生会員は平均値・中央値ともに9,000円である。

第3節 会員以外の支援者制度

▶ 会員以外の支援者制度を持つ団体が19%

最後に、会員以外の支援者制度の有無について、見てみたい。

図表6-3-1 会員以外の支援者制度 n=211



図表6-3-1より、会員以外の支援者制度を19%の団体が有することがわかる。その内訳は、マンスリーサポーター制度、里親制度等、多岐に渡る。なお、支援者の合計は、142,186人であるが、全ての団体が正確な数値も含めて回答をしておらず、これよりも実際には多くの方が支援者として携わっていると考えられる。また、1団体あたりの平均支援制度数は1.4制度、中央値は1.0制度である。

¹³ なお、1万円は21%を占める。

¹⁴ なお、3万円は4%を占める。

¹⁵ なお、5万円は8%を占める。

¹⁶ 1万円未満の内訳は、5000円（8%）、3000円（4%）、6000円（3%）、1000円未満（2%）、1000円（1%）等である。

第7章 意思決定機関

この章では、NGOの総会・理事会等の意思決定機関¹を、主な設置機関・1団体あたりの設置機関数・年間開催頻度・構成人数・男女比等から分析する。

第1節 総論

NGOが設置している主な意思決定機関には、理事会（78%）、総会（77%）、運営委員会（33%）がある。1つの団体が設置している意思決定機関の数は、2機関が最も多く（58%）、また最高意思決定機関には、総会（50%）、理事会（37%）を採用している団体が多い。主な意思決定機関である総会・理事会・運営委員会の最多年間開催頻度は、総会は1回（96%）、理事会は2回（27%）、運営委員会は4回（34%）である。各意思決定機関の構成人数は、総会は30人以上（72%）、理事会・運営委員会は10人以下（各60%、68%）が多い。男女比は、総会は女性の方が、理事会・運営委員会は男性の方が僅かに多い。

第2節 意思決定機関

この節では、NGOに設置されている主な意思決定機関・1団体あたりの設置機関数について、検討したい。

第1項 主な機関の設置割合

▶ 理事会を設置している NGO が78%、総会を設置している NGO が77%

まず、どの意思決定機関を設置している団体が多いかについて²、見ていきたい。次頁の図表7-2-1-1は、各意思決定機関を設置している団体の割合である。最も設置している団体が多いのは理事会（78%）で、次に僅差で総会（77%）、その後運営委員会（33%）、世話人会（5%）が続いているのがわかる。なお、その他意思決定機関には、評議員会、事務局会議、顧問会等が挙げられている。

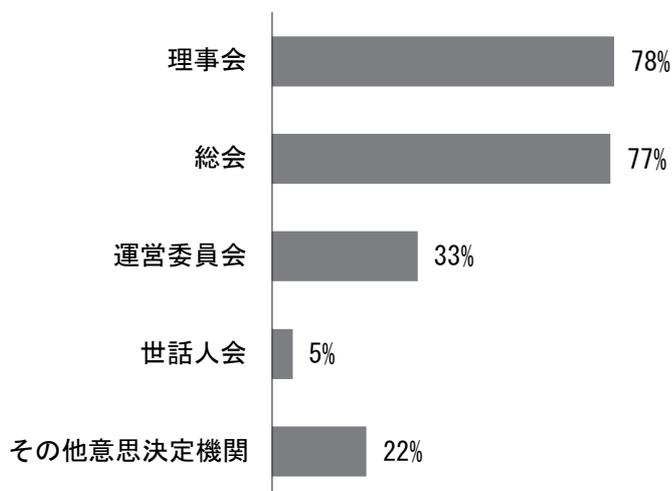
では、設置されている意思決定機関の割合が、法人格の有無で異なるのか、見てみたい。

図表7-2-1-2より、法人格のある団体は理事会の設置度が91%と非常に高く、法人格のない団体（42%）の倍近くなっていることがわかる。また、総会の設置度も、法人格がある団体は81%と高いが、法人格のない団体は64%に留まっている。反面、運営委員会と世話人会、その他意思決定機構については、法人格のある団体よりも、法人格のない団体の方が設置度が高い。これより、法人格のある団体では、理事会と総会が主な意思決定機関として活用されており、その設置度も高い傾向にある一方で、法人格のない団体では意思決定が様々な機関で行われていることがわかる。

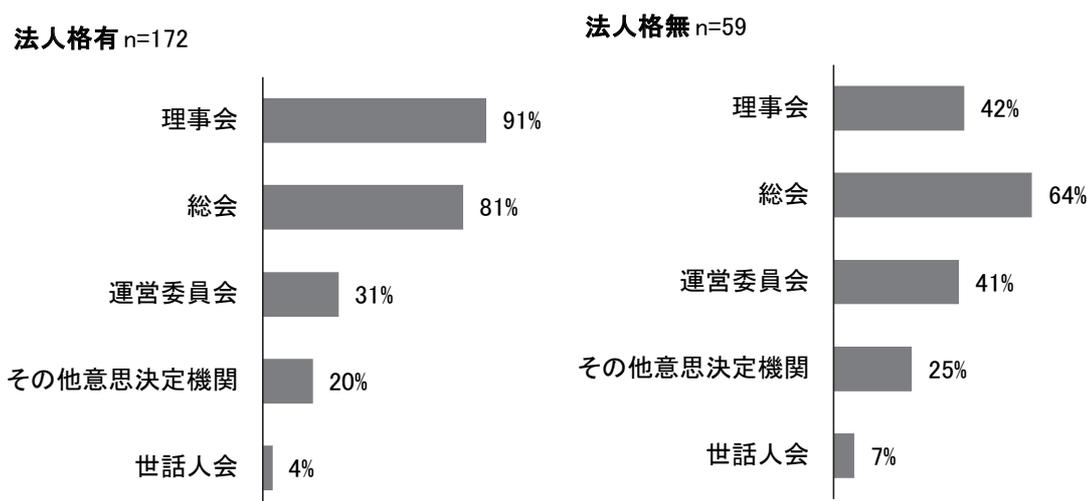
¹ アンケートでは意思決定機構と表記しているが、現在は意思決定機関と呼ぶことが通常であるため、本文中では意思決定機関に呼称を変えている。

² アンケートでは、意思決定機関として、「総会」、「理事会」、「運営委員会」、「世話人会」、「その他」の項目を設け、回答団体が保持する意思決定機関にチェックを付ける形で集計した。そのため、各団体によって総会等、各機関の名称は異なっていると共に、同名称の意思決定機関が別の機関として集計されている場合がある。

図表7-2-1-1 主な意思決定機関の設置割合 n=231



図表7-2-1-2 法人格有無別の意思決定機関設置割合



第2項 1団体あたりの設置機関数

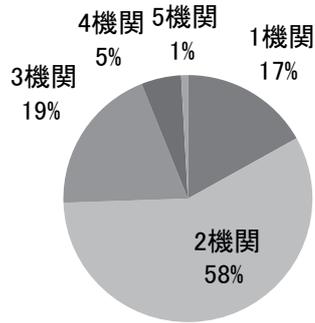
▶ 2機関が58%

次に、各団体が設置している意思決定機関の数を、次頁の図表7-2-2-1で見たい。

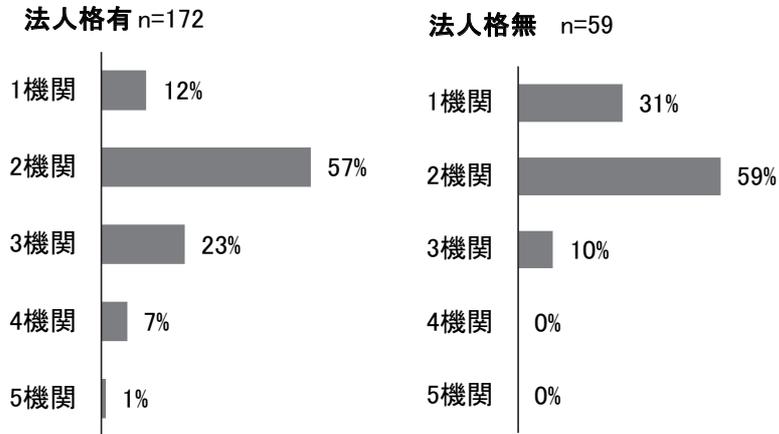
これより、意思決定機関としては2機関を設置しているNGOが最多（58%）であり、次に3機関（19%）、1機関（17%）、4機関（5%）、5機関（1%）であることがわかる。

では、次頁の図表7-2-2-2で、設置機関数も法人格別に見てみたい。法人格の有無に関わらず、最も多い設置機関数は2機関（法人格有：57%、法人格無：59%）であるが、法人格有は3機関が23%、4機関が7%、5機関が1%あるのに対し、法人格無は3機関が10%で、4機関以上は0%である。これより、法人格がある団体は、法人格がない団体と比較して、意思決定機関の設置数が多い傾向にあるといえるだろう。

図表7-2-2-1 意思決定機関数 n=231



図表7-2-2-2 法人格有無別の意思決定機関数

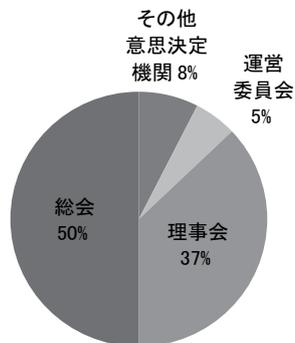


第3節 最高意思決定機関

▶ 総会が50%、理事会が37%

次に、第2節で見た意思決定機関のうち、最も上位に位置する機関（最高意思決定機関）はどれであるか、見ていきたい。

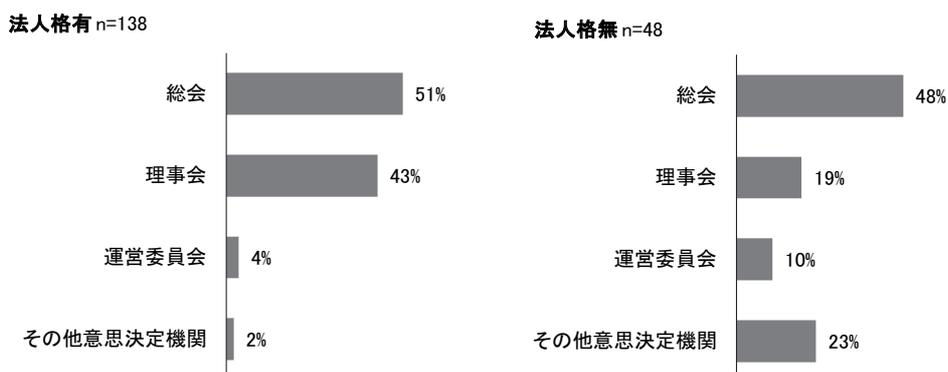
図表7-3-1 最高意思決定機関 n=232



図表 7-3-1 によると、最高意思決定機関は総会とする団体が最多（49％）であり、次に理事会（37％）運営委員会（5％）が続いている。

では、図表 7-3-2 で、こちらも法人格別に見てみたい。

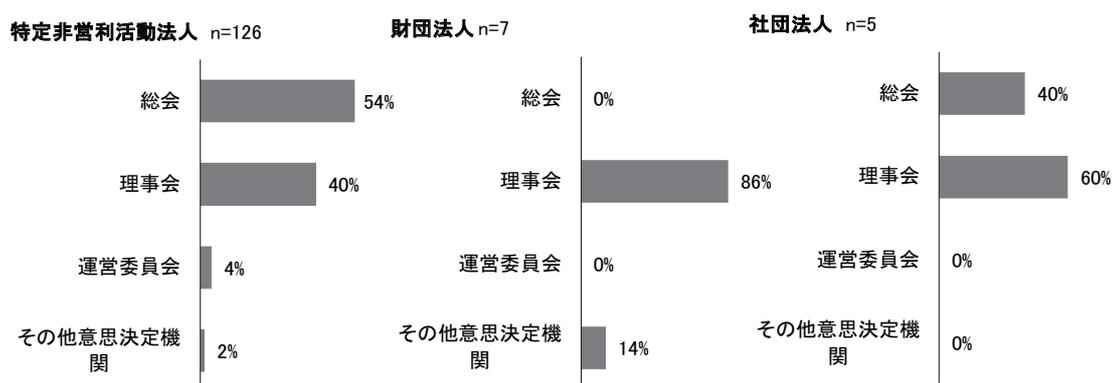
図表7-3-2 法人格有無別の最高意思決定機関



これを見ると、総会（法人格有：51％、法人格無：48％）は法人格の有無に関わらず、最多の最高意思決定機関となっていることがわかる。しかし、法人格のある団体では最高意思決定機関として理事会を採用している NGO が 43％に登り、総会・理事会の合計で 94％に達する一方で、法人格のない団体では理事会を採用している団体は 19％に留まり、総会・理事会の合計も 67％にしか達しておらず、その他意思決定機関が 23％をも占めていることがわかる³。

また、法人格別でも、最高意思決定機関を比較していきたい。

図表7-3-3 法人格別の最高意思決定機関



図表 7-3-3 を見ると、特定非営利活動法人では総会（54％）・理事会（40％）が突出しているものの、

³ ただし、その他意思決定機関を採用している NGO には小規模 NGO も多いため、一概に民主的な意思決定が行われていないとはいえない。

財団法人では理事会が86%を占めており、総会を採用している団体がないこと、社団法人では理事会(60%)が総会(40%)より多いこと等がわかる。法人格別に、採用している最高意思決定機関に特徴があるといえるだろう。これは、特定非営利活動法人の場合、会員制を採用し、会員総会が企業の株主総会のように最高意思決定機関と定款で定めている場合があること、財団法人であれば同様に理事会が最高意思決定機関にと定められていることが多いことに起因すると推測できる。

第4節 総会・理事会・運営委員会

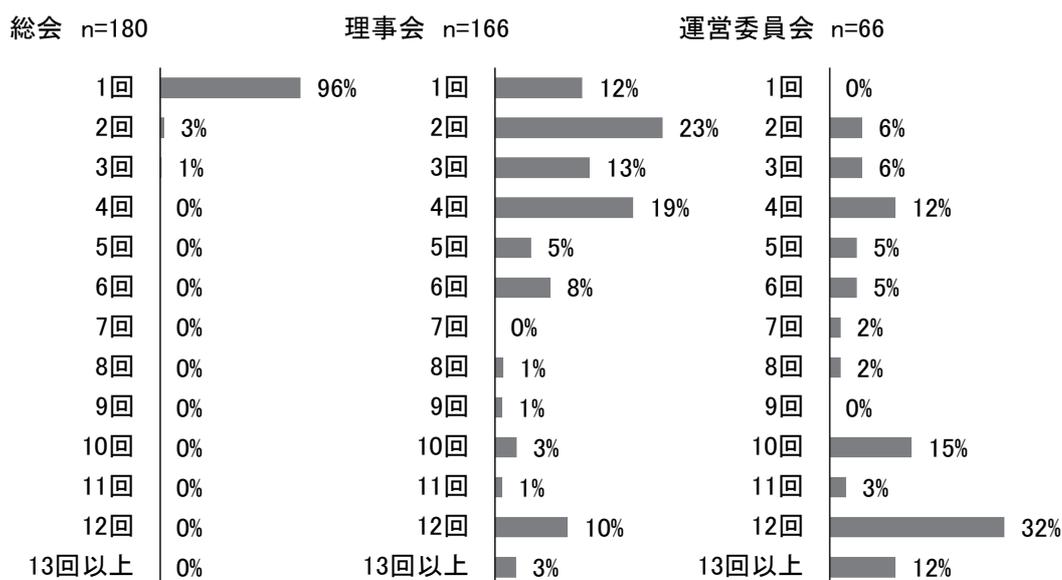
ここからは、NGOの代表的な意思決定機関である総会・理事会・運営委員会について、開催頻度・構成人数・男女比を見ていきたい。

第1項 年間開催頻度

▶ 総会は1回が96%、理事会は2回が23%、運営委員会は12回が32%

まずは、意思決定機関の年間の開催頻度について考えたい。

図表7-4-1-1 開催頻度



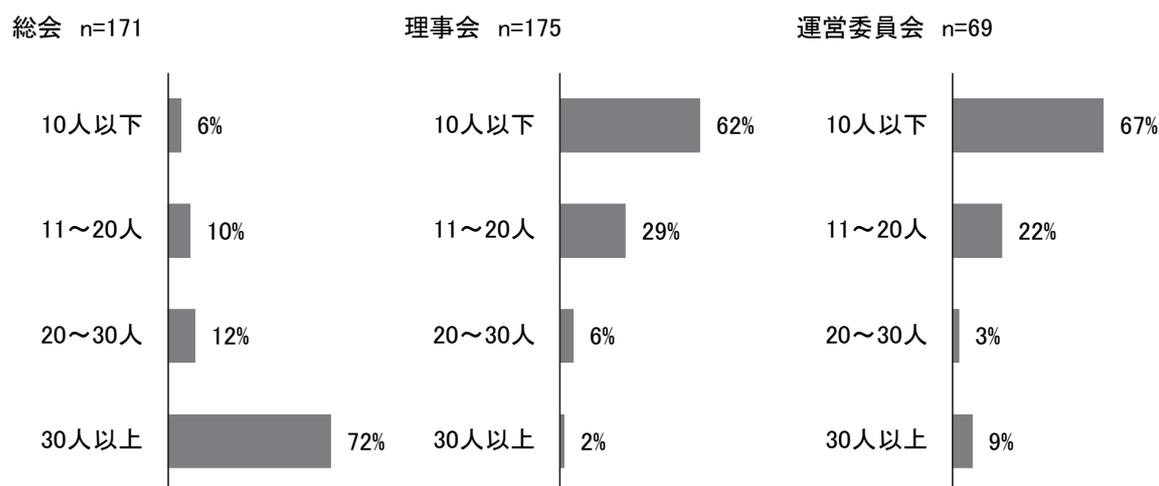
まずは総会であるが、その開催頻度は1回がほとんど(96%)である。また、理事会の開催頻度は2回が最多(23%)で、次に4回(19%)、3回(13%)、1回(12%)、12回(10%)が、運営委員会の開催頻度は12回が最多(32%)で、次に10回(15%)、4回(14%)、13回以上(12%)が続いていることがわかる。比較すると、総会の開催頻度は1回に集中しているのに対し、理事会は1回から6回を中心に、9回以上にも一定程度分散していること、運営委員会は4回を中心しつつも、1~6回、10回以上にも広く分散していることがわかる。これは、総会はいわば関係者全体を集めた意思決定機関として、理事会は理事による定期的な意思決定機関として、運営委員会はより日常的な業務に近い意思決定機関として活用されているためではないかと推測できる。

第2項 構成人数

- ▶ 総会は30人以上が72%、理事会は10人以下が60%、運営委員会は10人以下が68%

次に、意思決定機関の構成人数⁴について検討したい。

図表7-4-2-1 意思決定機関の人数



図表7-4-2-1より、総会の人数は30人以上が最も多く（72%）、次に10~20人規模と20~30人規模（各11%）、10人以下（7%）と続くことがわかる。一方、理事会と運営委員会の人数は10人以下が最も多く（理事会:60%、運営委員会:68%）、次に11人~20人（同32%、同21%）と続いており、総会の人数が突出していることがわかる⁵。ここからも、総会をいわば関係者全体を集めた意思決定機関として活用しているNGOが多いことが、推測できるといえよう。

第3項 男女比

- ▶ 総会は女性が54%、理事会は男性が69%、運営委員会は男性が56%

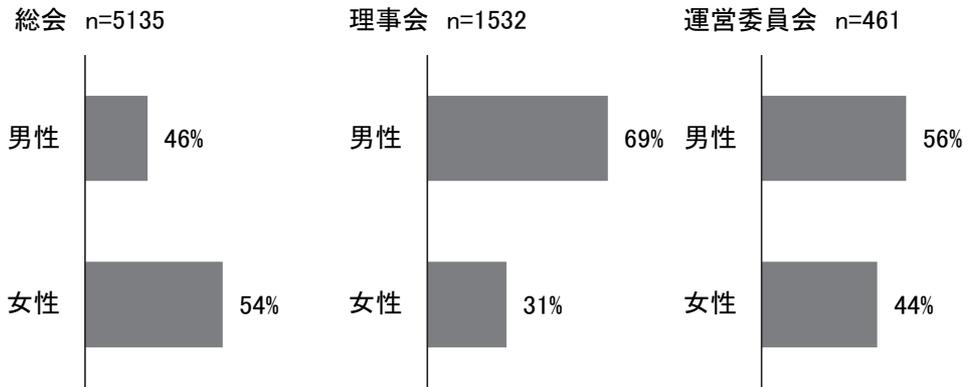
最後に、総会・理事会・運営委員会の男女比についても検討したい。

図表7-4-3-1より、総会の男女比率は、女性（54%）が男性（46%）より多いこと、一方、理事会（男性：69%、女性：31%）と運営委員会（男性：56%、女性：44%）は、男性が女性より多いことがわかる。女性の割合が相対的に低いことがわかり、今後の改善が期待されるといえるだろう。

⁴ なお構成人数は、アンケートパート1のD1とパート2のA1の2カ所で集計しているが、多くの団体で両者の値が一致していないため、その場合にはパートの値を採用して集計している。また、パート2のみに回答があり、パート1に回答がない団体の場合には、パート2の値を採用している。

⁵ なお、総会の人数は100人以上の団体が39%、400人以上の団体も11%存在している。

図表7-4-3-1 男女比



第8章 役職員

この章では、NGOの役員（事務局責任者を含む）、職員、ボランティア、インターンを分析する。なお本調査では、役員として「意思決定機関の構成員（事務局責任者を含む）」を採用している¹。

第1節 総論

NGOでは、代表者は理事長（33%）が、事務局責任者は事務局長（50%）が務めることが最も多い。性別は、事務局責任者の方が女性比率が僅かに高いが、どちらも男性比率の方が高い。また、58%の団体が、役員に企業従事者・社員を1人以上採用している。

NGO職員は、徐々に有給化・専従化・現地職員の活用が進んでいる。性別は、女性の方が僅かに多く、職員の経歴としては、学歴は大卒（61%）で、前職は企業社員（41%）、NGO職員（13%）、学生（12.8%）等が多い。年収は、250万～350万円が43%を占める。採用の際には、活動への賛同、コミュニケーションスキル、実務経験等が求められる傾向にある。定期採用を行わず、欠員補充のみの団体が80%以上を占めており、その際には関係者から採用する団体内部募集を行う団体も85%ある。また、ボランティアの受入（83%）、インターンの採用（59%）も盛んである。

第2節 役員

この節では、代表者・事務局責任者の役職名・性別、役員の社会的背景等を見ていきたい。

第1項 代表者・事務局責任者

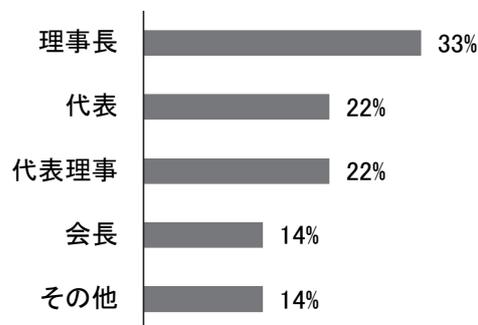
この項では、代表者、事務局責任者の役職名・性別について考えたい。

・役職名

- ▶ 代表者の役職は理事長が33%、事務局責任者の役職は事務局長が50%

まずは、代表者の役職について、図表8-2-1-1で見たい。

図表8-2-1-1 代表者の役職 n=243

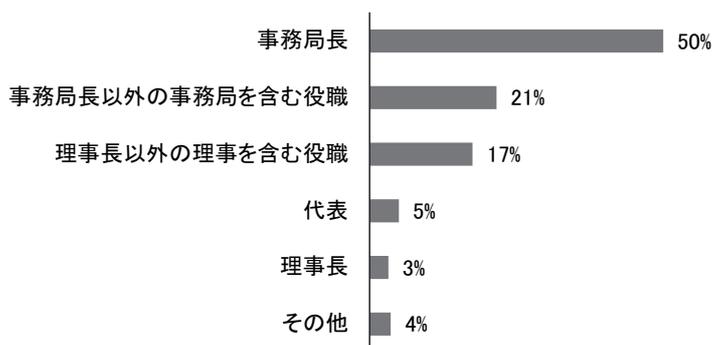


¹ 本定義をアンケートに明示した上で、調査を行った。

これより、NGO で一番多く採用されている代表者の役職は理事長（33%）であり、次に代表、代表理事（各 22%）、会長（14%）と続くことがわかる。

次に、事務局責任者の役職を図表 8-2-1-2 で見たい。

図表8-2-1-2 事務局責任者の役職 n=224



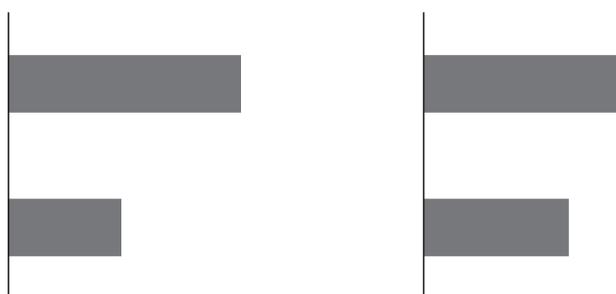
これより、一番多く採用されている事務局責任者の役職は事務局長（50%）であり、次に“事務局長以外の事務局を含む役職”²（21%）、“理事長以外の理事を含む役職”³（17%）、代表（5%）が続くことがわかる。また代表と事務局責任者で多くを占める役職が異なっていることから、代表と事務局責任者の役割が分担されている NGO が多数であることが推測できる。

・性別

▶ 代表者は男性が多い

次に、代表者・事務局責任者の性別はどのようになっているか、図表 8-2-1-3 で見たい。

図表8-2-1-3 代表者・事務局責任者の役職



² 脚注 1 に同じ。

³ 専務理事、常務理事等。団体によって呼称が違うため、このように括った。

代表者の性別は男性が67%、女性が33%であるのに対し、事務局責任者の性別は男性が58%、女性が42%である。代表者に比べ事務局責任者の方が女性比率が少し高いが、双方共に男性の方が比率が高い傾向にあることがわかる⁴。

第2項 役員数

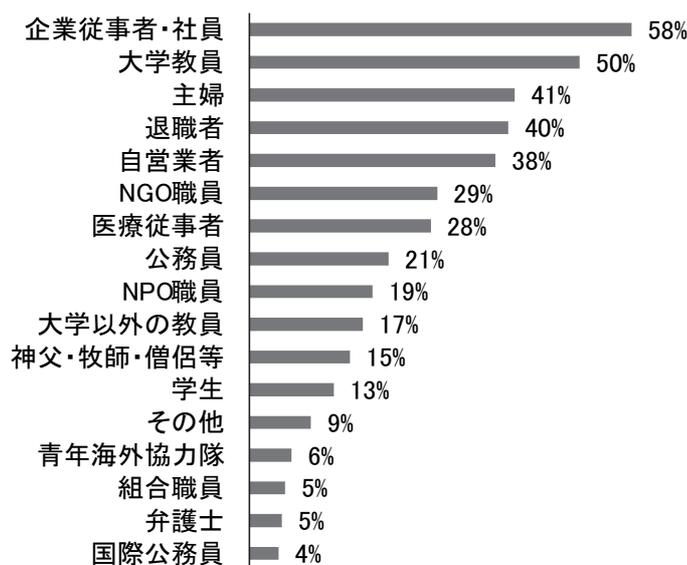
本書では、役員数そのものを正確には調査していない。しかし、第7章で述べた意思決定機関の構成人数（理事会・運営委員会ともに、その構成人数は10人以下が最多（各60%、68%）である⁵）から類推して、10人以下が多数ではないかと考えることができるだろう。

第3項 社会的背景

▶ 企業従事者・社員を1人以上役員に登用する NGO が58%

では、NGOの役員は、どのような社会的背景を持っているのか考えてみたい。各NGOが自団体の役員の社会的背景（現職）として該当するものを複数選択⁷した結果が、図表8-2-4-1である。

図表8-2-3-1 役職員社会的背景 n=202



最も多いのは企業従事者・社員で58%の団体が登用していると答えている。これに大学教員(50%)、主婦(41%)、退職者(40%)、自営業者(38%)等が続いており、NGO職員ではない人材が役員として運営に携わっているNGOが多いことが伺える。

⁴ なお、代表者のサンプル数が団体サンプル数より多いのは、共同代表等、複数の代表者を設置している団体があるためである。

⁵ 総会には、会員等のいわゆる役員とは異なる人数も含まれているため、ここからは省いた。

⁶ 詳細は、第7章 第4節 第2項（構成人数）及び第3項（男女比）を参照のこと。

⁷ 人数ではない。各団体に1人以上、その背景を持つ人がいるか否かの調査である。

第3節 職員

この節では、NGOの職員について考えたい。なお、今回は職員を有給/無給、専従/非専従、雇用契約の有無（職員/ボランティア）、インターンの区分に分けて調査を行っている。なお本書では、職員の定義について、図表8-3-1で示されるものを採用する。

図表8-3-1 職員区分

	雇用 (契約関係)	報酬	備考
有給職員	あり	あり	有給職員の定義は、多くの団体で同じである
有給 ボランティア	なし	あり	有給ボランティア・無給職員・無給ボランティアの定義は、多くの団体で異なる (特に、有給ボランティアを有給職員として解釈している団体と、無給職員を無給ボランティアとして解釈している団体は、本調査の回答においても非常に多いと考えられる)
無給職員	あり	なし	
無給 ボランティア	なし	なし	

とはいえ、集計データを見ると、国際協力活動に強い関連性のある職に従事していない職員（活動地の運転手等）を今回の調査において職員に含めているかは各団体毎に異なること、独自の職員区分で調査に回答している団体も多くあること等が推測される。そのため、本章の数字は必ずしも統計的に正確なものではなく、全体のトレンドを俯瞰できるレベルの正確性であることを念頭に置いておく必要があるだろう。また、その中でも実態に近い数値での分析を行うため、以下では主に多くの団体の回答職員区分に共通しているであろう、有給専従職員、有給非専従職員、無給職員⁸の区分を用いて、集計で結果を見ていきたい。なお、ボランティアおよびインターンについては、第4・5節で概観する。

第1項 概況

NGOは、職員が20人以下の団体が87.1%を占めている。その雇用形態は、有給専従職員が61%を占めるものの、無給職員も27%を占めている。また、この他にも数値に含まれていない多くのボランティアやインターンによって構成されている。とはいえ、年々職員の有給化・専従化と、女性職員・現地職員の活動が進んでいる。

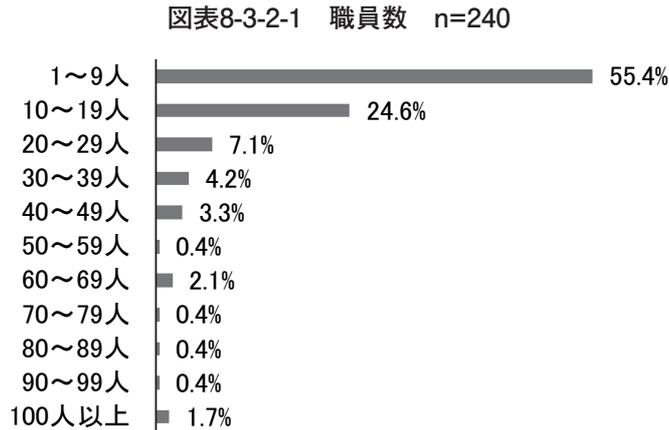
有給職員の年齢は、30～39歳が37%である。有給職員の年収は、500万円未満が92%である。また、就業規則・福利厚生等は十分に整備されていない団体が多い。

⁸ 無給職員の専従・非専従の区分は、団体によって大きく異なることが集計値より推測されるため、このように区分した。

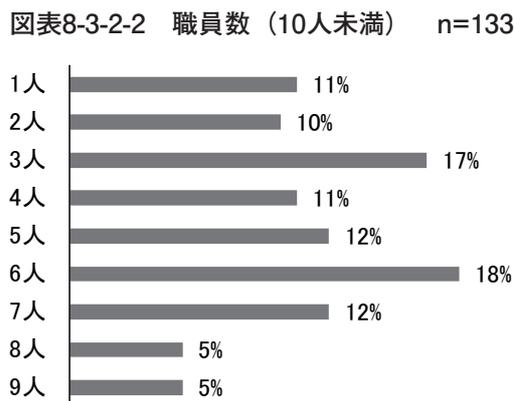
第2項 職員数

▶ 20人以下の団体が87.1%

まずは、NGOの職員数について見たい。今回調査したNGOの総職員数⁹は、3,687人であった。平均すると、1団体あたり15人の職員を雇用している計算になる¹⁰。では、実際には各団体はどの位の職員を雇用しているのだろうか。図表8-3-2-1で見たい。



これを見ると、NGOで最も多いのは、職員1～9人の団体（55.4%）であり、それに10～19人の団体（24.6%）、20～29人の団体（7.1%）が続くこと、即ちNGOの87.1%は30人以下の団体であることがわかる。また、図表8-3-2-2で10人未満の団体の内訳をみると、1人でNGO活動を展開する、いわゆる“1人NGO”が11%（全体の6%）存在すること等もわかり、日本のNGOが少人数で構成されていることが、より一層鮮明になる。



⁹ アンケートパート1のD2を集計したものである。

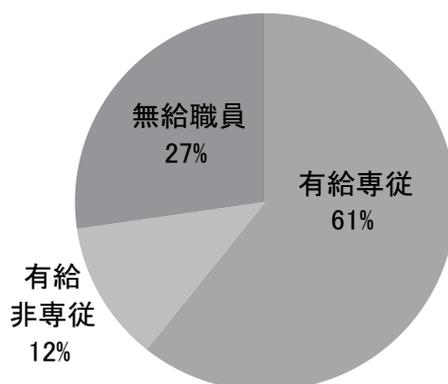
¹⁰ なお、中央値は8人である。

第3項 雇用形態

- ▶ 職員の雇用形態は有給専従職員が61%、有給専従・有給非専従・無給職員のすべてを雇用している NGO が25%

次に、雇用形態別の総職員割合を見たい。

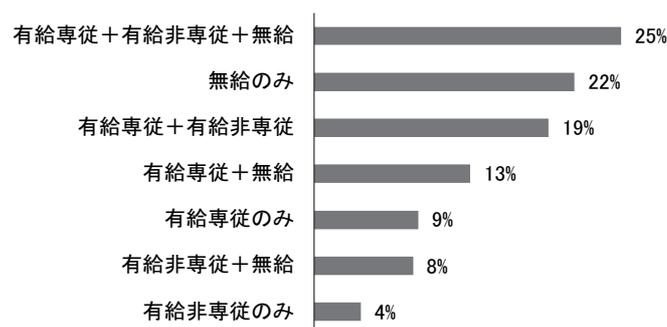
図表8-3-3-1 雇用形態別総職員割合



図表 8-3-3-1 より、有給専従職員として雇用されている職員が圧倒的に多く（61%）、次に無給職員（27%）、有給非専従職員（12%）が続くことがわかる¹¹。

では、団体はどのような雇用形態の職員を組み合わせ、採用しているのだろうか。図表 8-3-3-2 で見たい。

図表8-3-3-2 職員雇用形態組み合わせ n=232

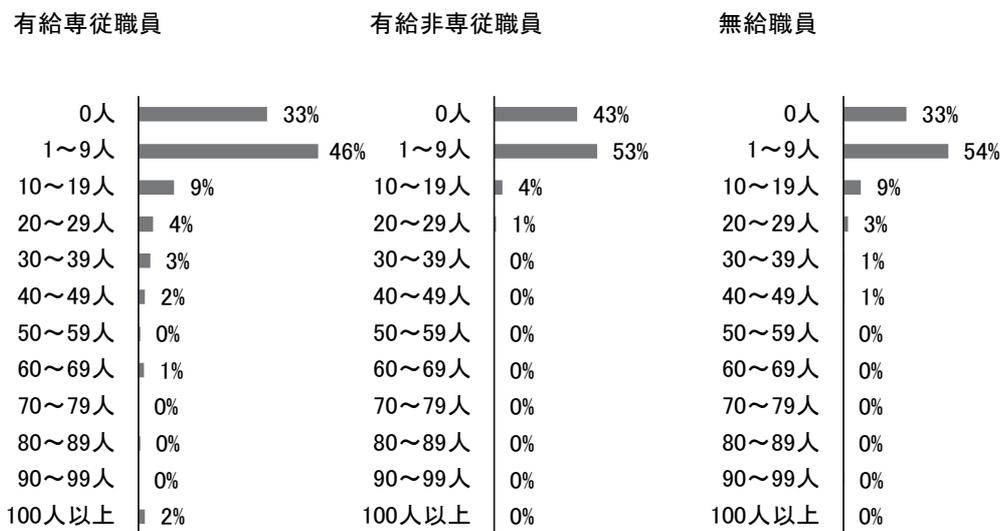


¹¹ 本表のデータには、ボランティア・インターンは含まれていないため、この数字に含まれていないボランティア・インターンが多数 NGO には参加していることを、解釈の際には念頭に置かなくてはならない。なお、今回ボランティア・インターンの人数は調査していない。受入/採用有無・業務内容については、本章第4・5節を参照のこと。

これより、最も多いのは有給専従・有給非専従・無給職員のすべてを採用している団体（25％）であり、次に無給職員のみ（22％）、有給専従・有給非専従職員のみ（19％）、有給非専従・無給職員（13％）が続くことがわかる。また、NGOの78％は有給職員を採用しており、47％は有給職員とともに無給職員も採用していること、有給専従職員を採用しているNGOは66％であり、45％は有給専従職員とともに有給非専従職員も採用していること、無給職員を採用しているNGOは68％であることもわかる。

では次に、有給/無給・専従/非専従職員数毎の団体数の分布を見たい。

図表8-3-3-3 雇用形態別職員採用団体割合 n=240

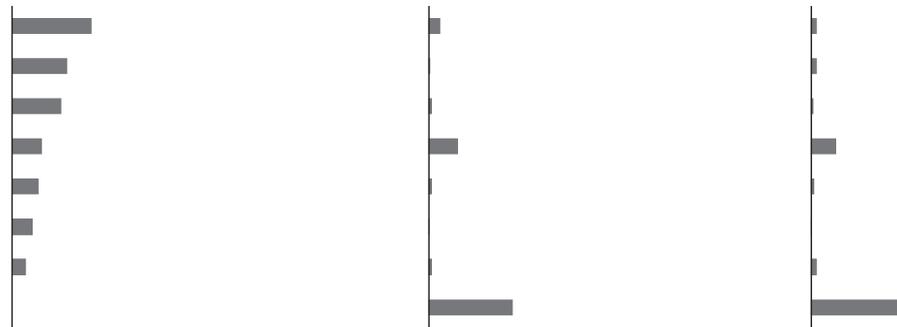


図表8-3-3-3より、どの雇用形態においても職員数1～9人の団体が最多であり、次に職員数0人の団体がくることがわかる。また有給専従職員では、他の職員区分と比較して30人以上に該当する団体が多いことから、大規模団体は有給専従の割合が多い（大規模団体で無給職員を中心とする団体は非常に少ない）ことが推測される。

次にこれを、国内職員・海外職員（日本で採用された海外勤務の職員等、現地職員¹²以外）・現地職員の別で見たい。

¹² 現地職員とは、現地で採用された職員を指す。

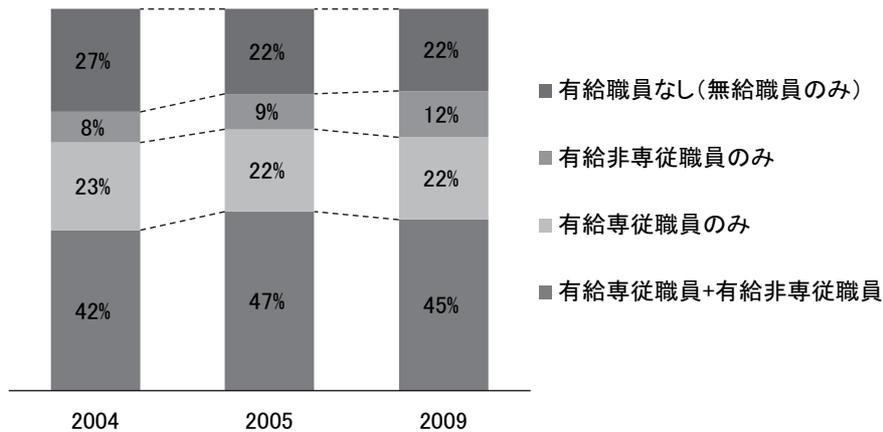
図表8-3-3-4 雇用形態（国内・海外・現地別） n=240



これを見ると、国内では無給職員のみが最多（29%）である一方、海外では海外職員/現地職員に関わらず有給専従職員のみ（各22%、18%）が最多であり、また職員を採用していない団体も多い（各62%、66%）等、国内・海外・現地で職員の採用傾向が異なっていることがわかる。

ここで、有給専従職員と有給非専従職員の雇用割合の推移を見たい。

図表8-3-3-5 有給専従・非専従職員雇用割合の推移

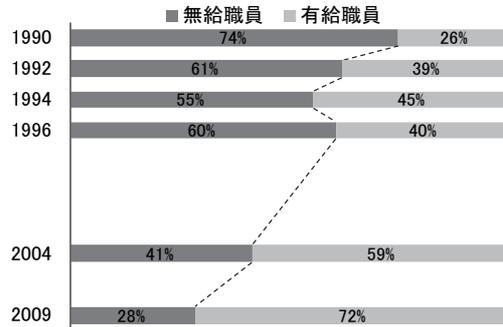


図表 8-3-3-5 を見ると、無給職員のための団体が微減傾向にあること、有給非専従職員のみを採用している団体が微増傾向にあることがわかる。また、有給専従職員のみ、および有給専従職員と非専従職員の双方を採用している団体には、一定の傾向がないように見える。これより、有給職員を雇用する団体が僅かではあるが増加する傾向にあることが推測できる¹³。

では、この数字がどのような総職員の有給・無給の割合の推移の結果現れているのか、見ていきたい。

¹³ 比較年度毎にサンプル団体数の違いがあるため、あくまで推測である。

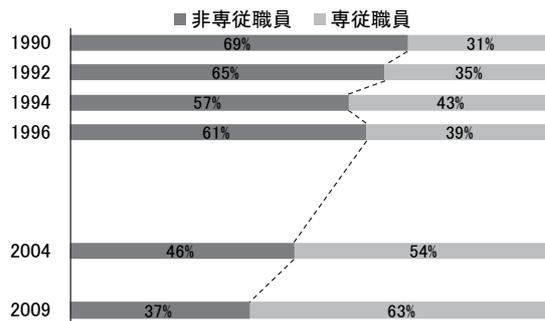
図表8-3-3-6 有給・無給職員割合の推移



図表 8-3-3-6 を見ると、有給職員比率は年々上昇していること、特に 1996 年度以降急激に上昇していることがわかる。

では、次に専従職員・非専従職員割合は、どのようになっているのだろうか。図表 8-3-3-7 で推移を見たい。

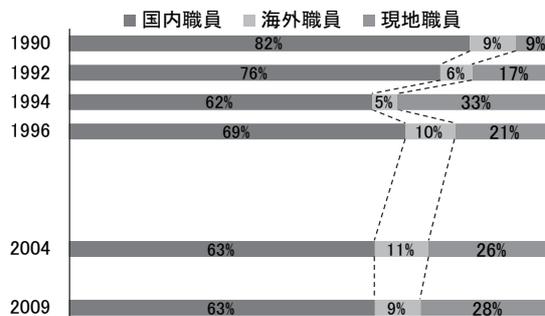
図表8-3-3-7 専従・非専従職員割合の推移



これより、有給職員比率と同様、専従職員比率も年々上昇していること、特に 1996 年度以降急激に上昇していることがわかる。

では、国内 / 海外（現地以外） / 海外（現地）職員の割合の推移も、見てみたい。

図表8-3-3-8 国内・海外・現地職員割合の推移



これより、現地職員の値が徐々に高まっており、現地職員を活用する傾向が年々強まっていること等がわかる。

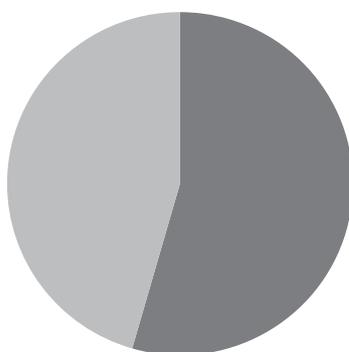
これらにより、無給で働くイメージが強かった NGO 業界でも徐々に有給化・専従職員化が進んでいること、また現地職員の活用が進んでいることが推測できよう。

第4項 性別

▶ 有給・専従・国内職員の女性比率が増加傾向

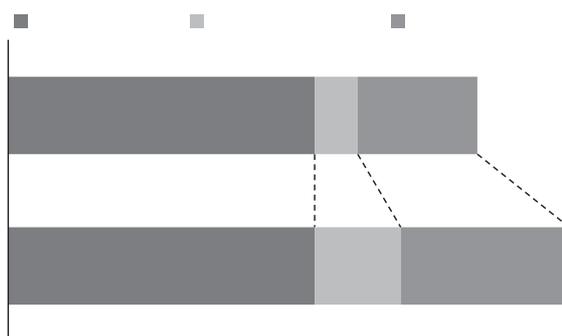
ここからは、職員の性別について考えたい。まず、図表 8-3-4-1 に総職員の男女別割合を示す。

図表8-3-4-1 男女別総職員割合 n=3,687



これを見ると、女性の方が男性よりも多いことがわかる。では、この割合は雇用形態別に見ても同じであるのだろうか。図表 8-3-4-2 で見てみたい。

図表8-3-4-2 雇用形態別男女別職員割合 n=3,687

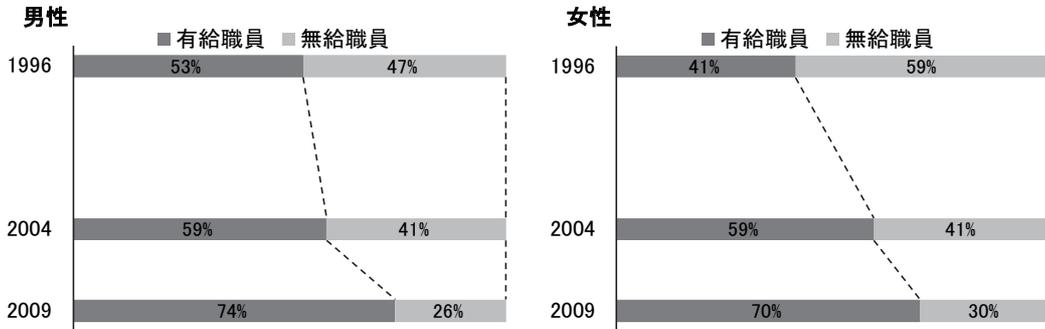


これより、有給専従職員では男性・女性の比率は同じ（30%）であるが、有給非専従職員及び無給職員では、女性の方が男性よりも4%多いことがわかる¹⁴。

¹⁴ この理由として、非専従職員の給与水準及び無給職員では、男性が生計を保つことが難しいということが推測できる。

では、この比率は経年で見るとどのようになっているのだろうか。図表8-3-4-3で、有給職員と無給職員の比率¹⁵を見たい。

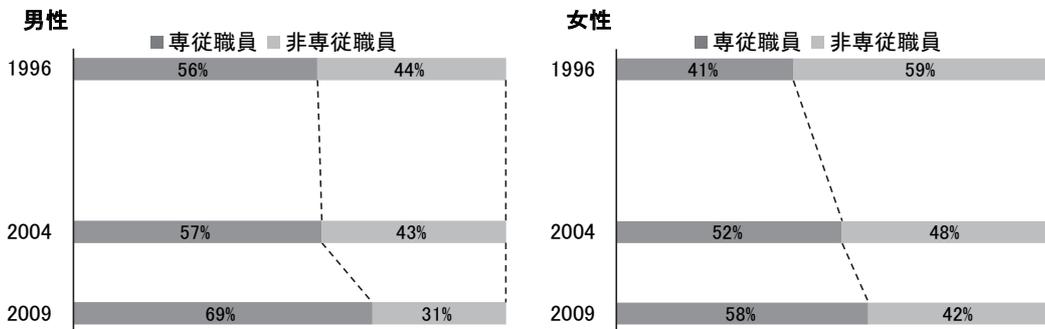
図表8-3-4-3 男女別有給・無給職員割合の推移



これより、有給職員割合は1996年度には男性の方が高く、2004年度に一度同数になったものの、2009年度には再び男性の方が高くなっている。ただし、男性・女性ともにその割合は増加しており、女性の方がその伸び率が高いことがある。

次に、男女間の専従・非専従率の割合推移についてみたい。

図表8-3-4-4 男女別専従・非専従職員割合の推移

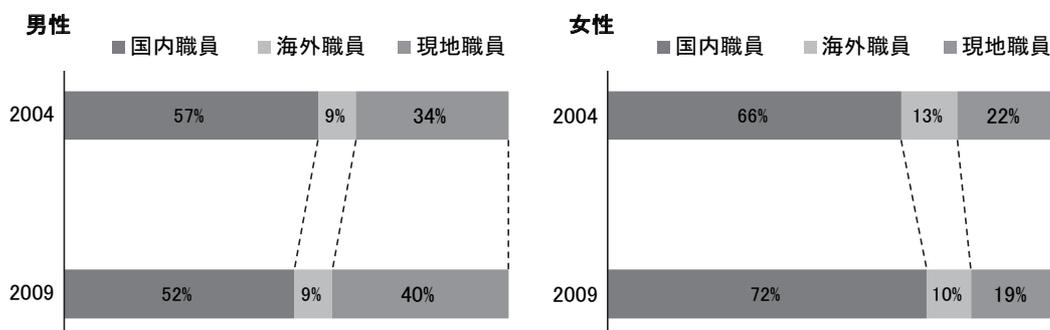


図表8-3-4-4によると専従職員割合は、1996年度から2009年度まで、一貫して男性の方が高くなっている。しかし、男性・女性ともにその割合は増加しており、女性の方がその伸び率は高い。これらを考えると、女性の有給専従職員としての活用度が次第に高まっていることが推測できる。

¹⁵ 経年の有給専従職員・有給非専従職員のデータはない。

また、男女間の国内・海外・現地職員の割合についても、推移を見てみたい¹⁶。

図表8-3-4-5 男女別国内・海外・現地職員割合の推移



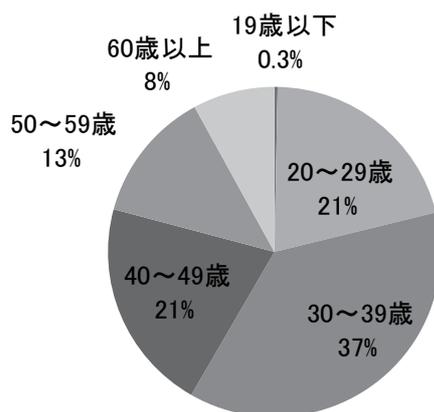
2004年度と比較すると、2009年度は男性は現地職員割合が、女性は国内職員割合が増えている。男性の場合は、国内と海外で働く割合にさほど違いはない中、女性の場合は、国内で働く傾向が強いことがいえよう。

第5項 年齢（有給職員）

▶ 30～39歳が37%

ここで、NGO職員の年齢について見たい。有給職員の年齢割合をまとめたのが、図表8-3-5-1である¹⁷。

図表8-3-5-1 有給職員の年齢割合 n=955



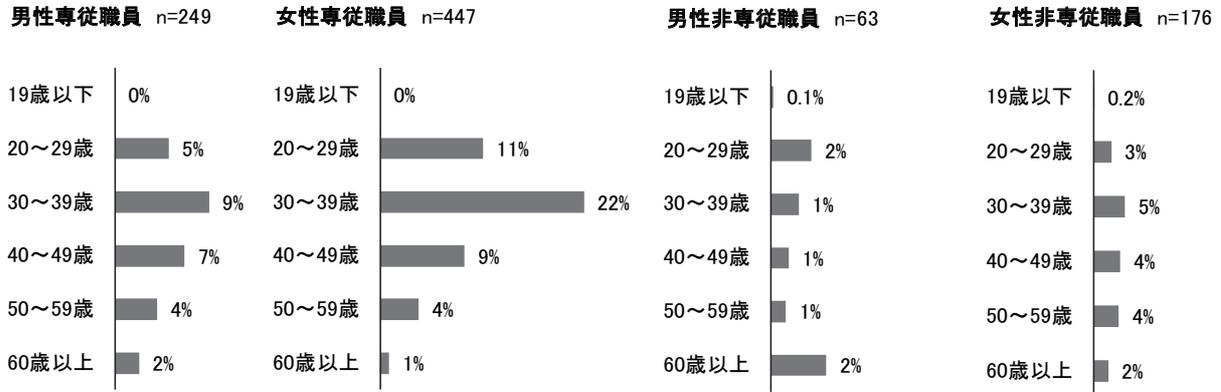
これを見ると、職員の年齢では30～39歳が最多（37%）で、次に20～29歳と40～49歳（各21%）、50～59歳（13%）、60歳以上（8%）、19歳以下（0.3%）と続くことがわかる。

¹⁶ 2004年度以前のデータはない。

¹⁷ 今回、無給職員の年齢は調査していない。

では、これを男女別・専従/非専従別に見てみたい¹⁸。

図表8-3-5-2 男女別専従・非専従職員割合の推移



これをみると30～39歳の女性専従職員の数が最多（22%）であり、続いて20～29歳の女性専従職員（11%）、30～39歳の男性専従職員、専従女性40代（各9%）の順に多いことが明らかになる。

第6項 給与

ここからは、NGO職員の給与について、有給職員については年収・支給手当の面から、無給職員については収入源の面から、考察したい。

・年収（有給職員）

▶ 500万円未満が92%

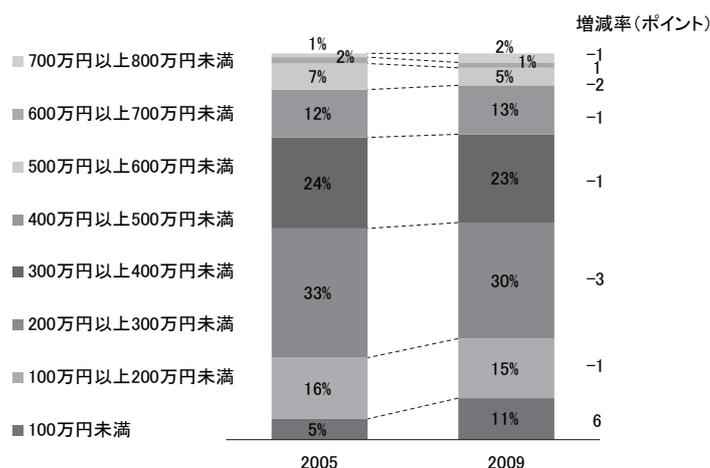
まずは、NGO職員の給与について考えたい¹⁹。図表8-3-6-1は、NGO職員の年収割合を2005年度と比較して示したものである²⁰。

¹⁸ 4つのグラフの合計で100%になる。

¹⁹ 本調査では、専従/非専従職員にわけて給与額を聞いていないため、解釈の際には留意されたい。

²⁰ 2005年度のデータについては、JANICの『『NGO職員の待遇・福利厚生と人材育成に関する実態調査』報告書』（2007年）より引用した。

図表8-3-6-1 年収割合の推移



2009年度で最も多い年収帯は、200万円以上300万円未満（30%）であり、これに300万円以上400万円未満（23%）、100万円以上200万円未満（15%）、400万円以上500万円未満（13%）が続く。これより、NGO職員の92%が、年収500万円未満であることがわかる。また2005年と比較して、100万円未満が6ポイント増加し、300万円以上400万円未満が3ポイント減少していることがわかる²¹。

次に、年収と勤続年数の関連についても見ていきたい。図表8-3-6-2はNGO職員の勤続年数と年収の関係を示したものである。

図表8-3-6-2 年収と勤続年数 n=840

勤続年数	1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～4年未満	4年～5年未満	5年～6年未満	6年～7年未満	7年～8年未満	8年以上
700万円以上800万円未満									
600万円以上700万円未満									
500万円以上600万円未満									
400万円以上500万円未満									
300万円以上400万円未満									
200万円以上300万円未満									
100万円以上200万円未満									
100万円未満									

※割合が多い箇所の色が濃くなっている

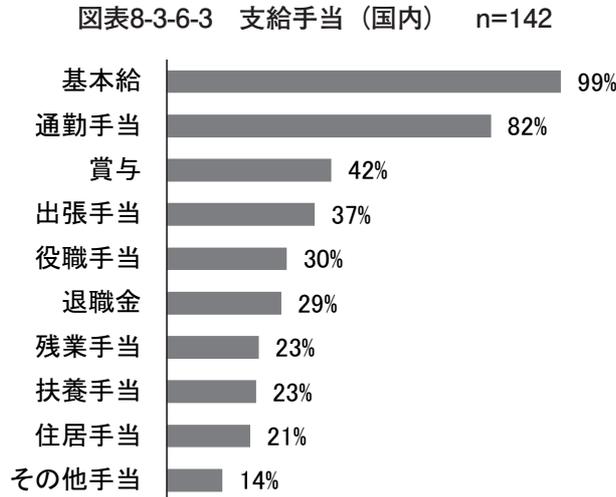
これを見ると、勤続年数は1年未満～8年未満の年収50万円未満～500万円未満に多く集まっており、中でも勤続年数1年未満～2年未満の年収200万円～300万円未満に最も多く集中している（4.0～4.4%）ことがわかる。

²¹ ただし、この結果がNGO職員の年収の低下を指すものであるかどうかについては、2005年度のデータが財政/活動規模大きい団体を中心に集められた（国際協力NGOダイレクトリーの第1部掲載基準を満たした）130団体を対象としている点等を踏まえ、更に詳細な議論が必要である。

・支給手当（有給職員）

- ▶ 基本給を支給する NGO が 98%、通勤手当を支給する NGO が 81%

では、NGO 職員の給与にはどのような手当が含まれるのだろうか。図表 8-3-6-3 で見たい。

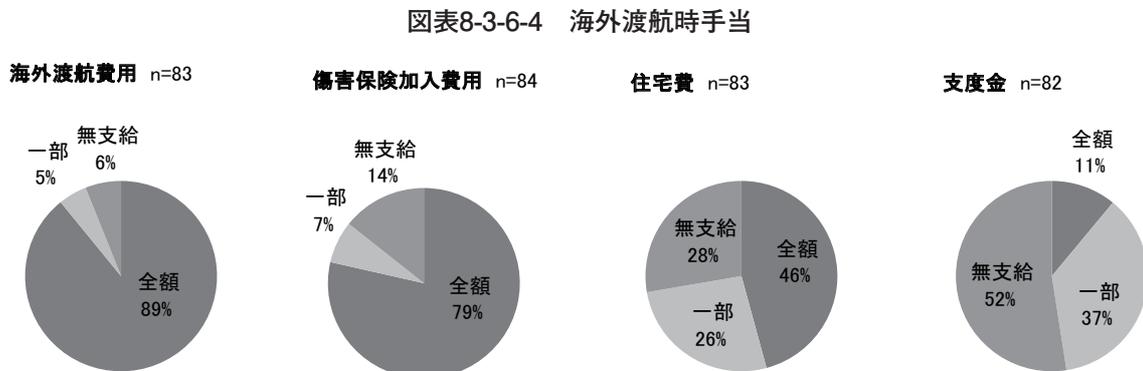


これを見ると、基本給（98%）、通勤手当（81%）の支給率は高いものの、賞与は 42%、退職金は 29%、残業手当は 23%等、基本給・通勤手当以外の手当の支給状況は高くはないことがわかる。今後は、支給率の改善とともに、雇用環境を踏まえた労働条件の改善にむけ、他業種との均等を図っていくことが望まれるだろう。

・海外渡航時手当（有給職員）

- ▶ 海外渡航費を支給する NGO が 89%、傷害保険加入費用を支給する NGO が 79%

ここで、海外渡航時に支給される手当について考えたい。企業では特別手当が出ることも多いが、NGO では、どのようになっているのだろうか。図表 8-3-6-4 で見てみたい。



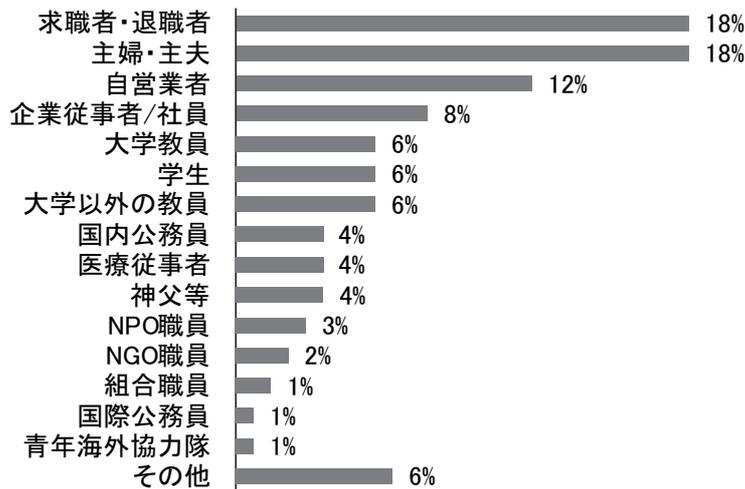
これより、海外渡航費については 89%の団体が、傷害保険加入費用については 79%の団体が全額支給していることがわかる。一方、住宅費を全額支給している団体は 46%であり、支度金について

は全額の団体が11%に留まっており、海外渡航時の手当も、十分であるとは言えないだろう。

・収入源（無給職員）

ここで、無給職員の収入源について考えたい。

図表8-3-6-5 無給職員収入源 n=142



図表 8-3-6-5 より、求職者・退職者と主婦・主夫（各18%）即ち、給与所得がない（雇用されていない）人が32%を占めることがわかる。なお、その後には自営業者（12%）、企業従事者・社員（8%）、大学教員、学生、大学以外の教員（各6%）等が続いている。

第7項 就業時契約・設置規則（有給職員）

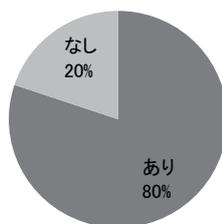
この項では、就業時の契約締結状況や、規則の設置状況を通じて、NGOの労働環境を考えたい。

・就業時契約

- ▶ 契約を交わしている NGO が80%

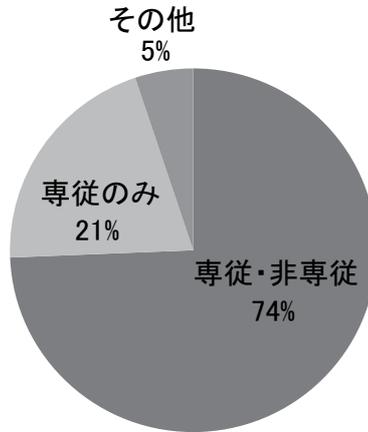
まず、就業時に団体と職員が就業時に契約を交わしているかを図表 8-3-7-1 で見てみたい。

図表8-3-7-1 就業時契約締結の有無 n=146



これを見ると、契約を交わしている団体は本来100%であるべきであるにも関わらず、80%に過ぎないことがわかる。では、この傾向は雇用形態によって異なるのだろうか。図表 8-3-7-2 で見たい。

図表8-3-7-2 雇用形態別就業時契約締結の有無 n=117



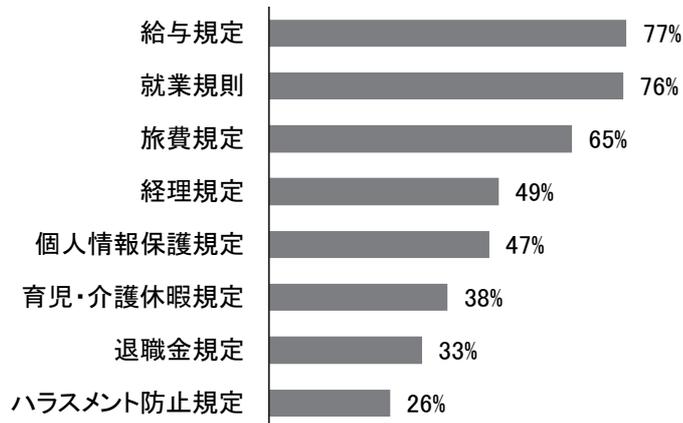
契約を交わしている団体のうち、専従・非専従職員ともに契約を交わしている団体は74%であり、専従職員のみ契約を行っている団体は21%あることがわかる。これより専従職員の方が非専従職員(74%)に比べ、契約を結んでいる団体が多い(95%)ことがわかる。

・設置規則

- ▶ 給与規定を設置する NGO が77%、就業規則を設置する NGO が76%

では、給与規定等の各種規則は、どのくらい設置されているのだろうか。図表8-3-7-3 で見たい。

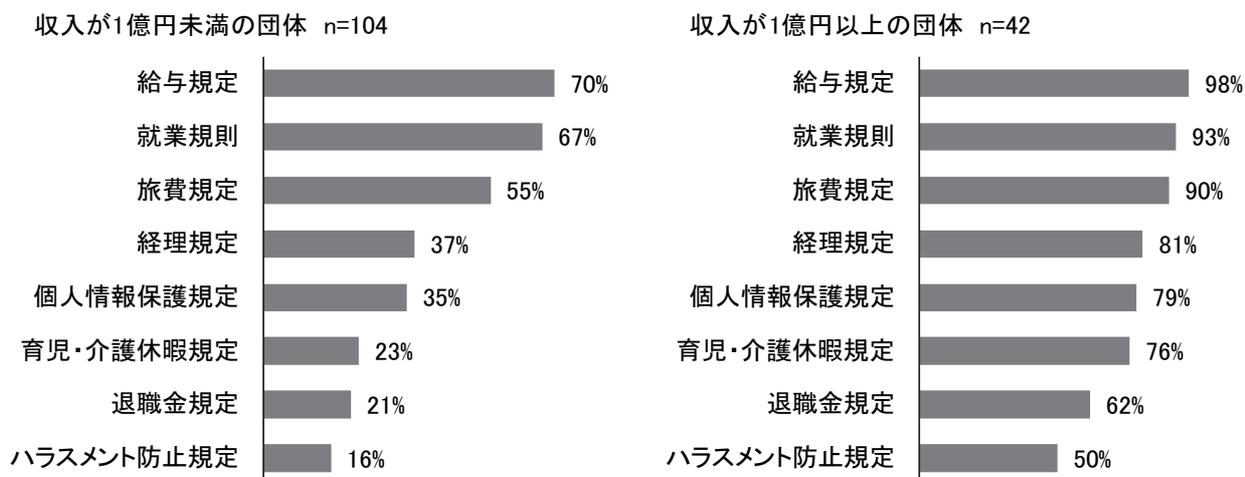
図表8-3-7-3 規則設置状況 n=128



これを見ると、給与規定(77%)、就業規則(76%)、旅費規定(65%)は70%前後のNGOで整備されているものの、他の諸規定は50%以下の設置状況であり、高い整備率とはいえないことがわかる。

では、この傾向はNGOの規模の大小で差があるのだろうか。収入が1億円未満の団体と1億円以上の団体に分けて、図表8-3-7-3を整理したものが図表8-3-7-4である。

図表8-3-7-4 団体規模別規則設置状況



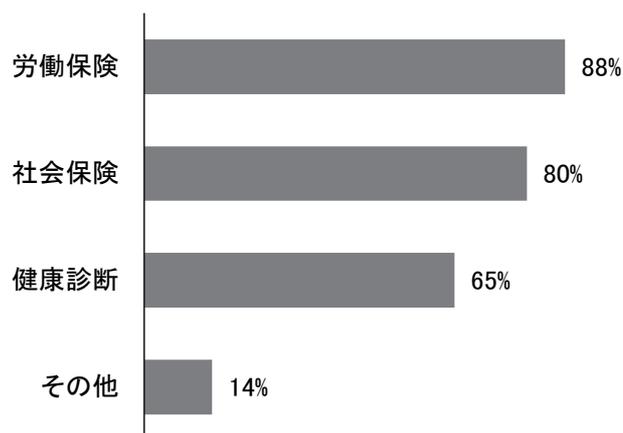
これを見ると、収入が1億円以上の団体は全ての規定が50%以上の設置率であるのに対し、収入が1億円未満の団体は、50%に届かない設置状況の規則も5規則ある。これより、収入が1億円以上の大規模団体の方が、より労働規則を整備しているといえるだろう。

第8項 福利厚生（有給職員）

- ▶ 労働保険に加入する NGO が88%、社会保険に加入する NGO が80%

次に、NGOの福利厚生について見てみたい。労働保険・社会保険・健康診断・その他福利厚生制度の有無をまとめたものが、図表8-3-8-1である。

図表8-3-8-1 福利厚生 n=112



これより、労働保険（88%）、社会保険（80%）、健康診断（65%）のいずれも半数以上の団体が制度として有していることがわかる。しかし、本来これは100%であるべきものであり、まだ福利厚生制度は、NGOでは十分に整備されていないといえよう。

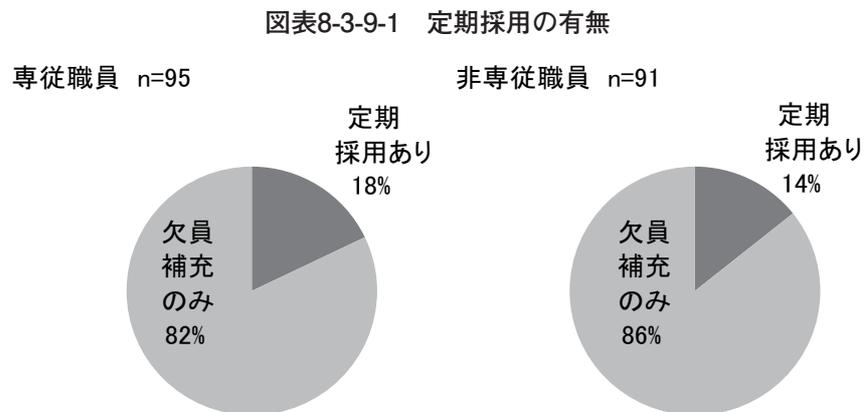
第9項 採用（有給職員）

この項では、有給職員の採用プロセスについて、定期採用の有無、選考手法、選考基準の面から検討したい。

・定期採用

▶ 欠員補充のみが専従・非専従ともに80%超

ではここで、NGO職員の採用形態について見てみたい。有給職員の定期採用の実施有無を有給専従、有給非専従に分けてそれぞれ集計したものが図表 8-3-9-1 である。



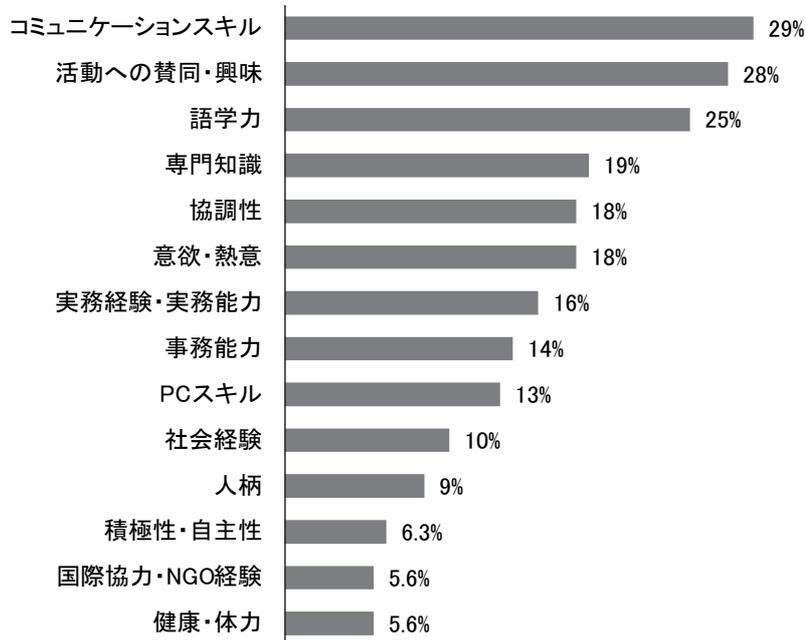
これを見ると、欠員補充のみの団体が有給専従・非専従を問わず80%を超えており、NGOでは主要な採用形態であることがわかる。

・採用選考基準

▶ 国内職員はコミュニケーションスキルと活動への賛同・興味、
海外職員は国内職員に加えて語学力が求められる

では、職員採用の際の選考基準は、どのようなものであろうか。国内職員を採用する際に重視することを団体が自由記述で3つまで回答したものを分類し、各々の5%以上を占めたものをまとめたのが、図表 8-3-9-2 である。

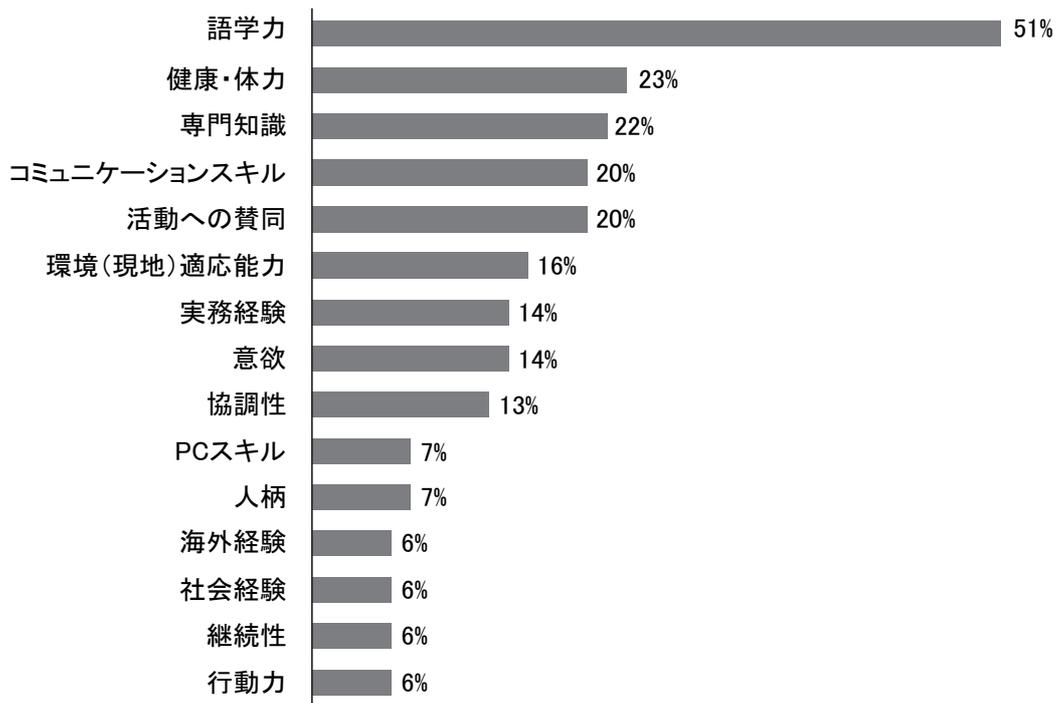
図表8-3-9-2 採用選考基準（国内） n=125



これを見ると、最も求められている能力はコミュニケーションスキル（29%）であり、それに活動への賛同・興味（28%）、語学力（25%）等が続くことがわかる。

では、海外職員に求められるスキルは、国内のそれと異なるのだろうか。図表8-3-9-3で見てみたい。

図表8-3-9-3 採用選考基準（海外） n=69



これより、海外職員採用の際には国内職員採用と異なり、語学力を51%の団体が重視していることがわかる。また、語学力の後には国内職員と求める要素は共通するものも多いが、海外職員には語学力と体力が強く求められるということだろう。

なお、勤務地の国内・海外を問わず、職員採用の際に最も重要視する項目としては、活動への賛同(24%)が最も多く、コミュニケーションスキル(22%)、実務経験(12%)が上位であり、後はすべて5%以下だった。またその理由としては、下記等が挙げられた：

1. 活動への賛同

- ✓ 「理念や価値、方向性が共有できなければ、共に活動することは難しい」
- ✓ 「理念に賛同できないスタッフがいた場合、組織としてのミッションの達成にマイナスの影響を及ぼすため」

2. コミュニケーションスキル

- ✓ 「ボランティアや他のNGO、多くの人と一緒に活動する機会が多いため」
- ✓ 「海外で生活するにも、仕事をするにもコミュニケーションが大切だから」

3. 実務経験

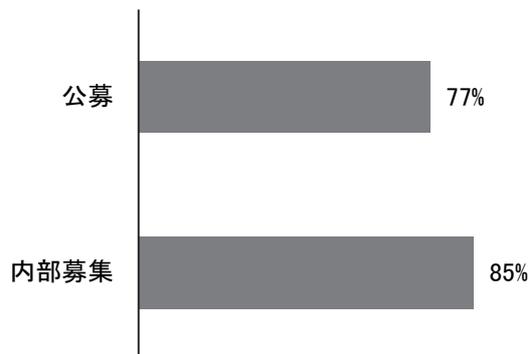
- ✓ 「即戦力でないと困る。教育している暇はない」
- ✓ 「即実践的な能力の発揮を期待するので」

・人材募集方法

- ▶ 内部募集するNGOが88%、公募するNGOが77%

次に、NGO職員の採用方法について見ていきたい。まずは職員を採用する際の公募と内部募集のそれぞれの実施有無についての回答を図表8-3-9-4にまとめた。

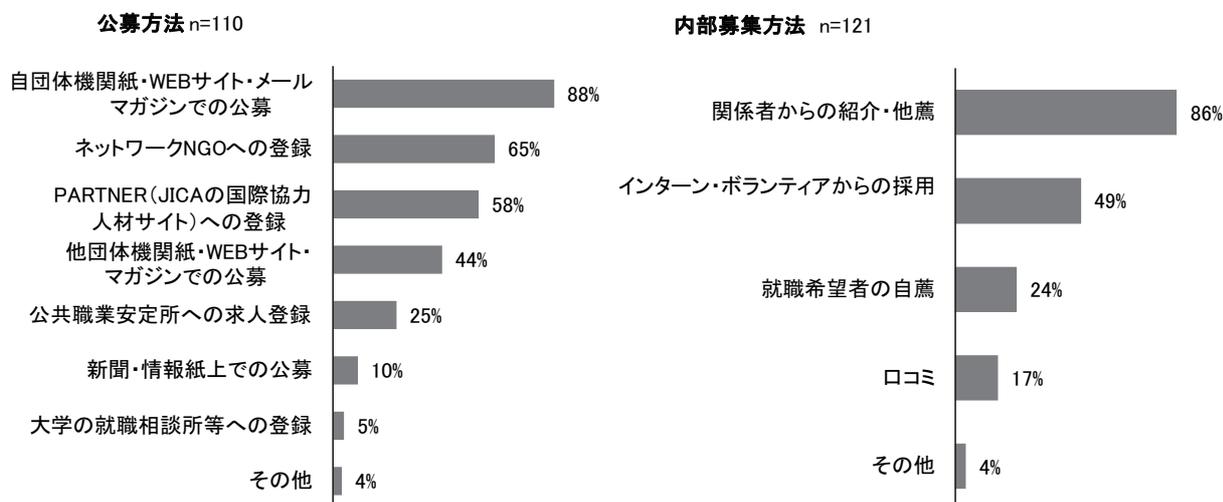
図表8-3-9-4 人材募集方法 n=143



これを見ると、公募(77%)よりも内部募集(85%)を行っている団体が多いことがわかる。

では次に、公募と内部募集それぞれの詳細な手法の実施状況について、検討したい。

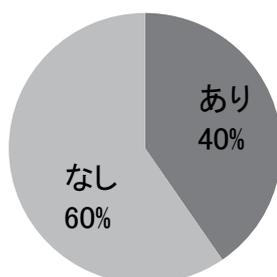
図表8-3-9-5 人材募集方法



図表 8-3-9-5 より、公募で多い回答は、自団体機関紙・WEB サイト・メールマガジンでの公募(88%)、ネットワーク NGO への登録 (65%)、PARTNER への登録 (58%)、他団体機関紙・WEB サイト・メールマガジンでの公募 (44%)、公共職業安定所への求人登録 (25%) である。また内部募集で多い回答は関係者からの紹介・他薦 (86%)、インターン・ボランティアからの採用 (49%) である。

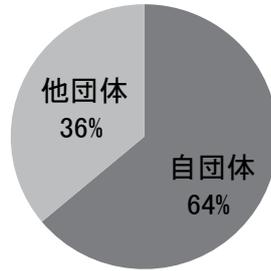
では、実際 NGO でのインターン・ボランティアの経験者を採用している NGO は、どのくらいあるか、図表 8-3-9-6 で見てみたい。

図表8-3-9-6 インターン・ボランティア経験者の採用 n=240



これより、40%の団体が、1人以上のインターン・ボランティアの経験者を採用していることがわかる。では、その採用者が自団体のインターン・ボランティア経験者なのか、他団体のインターン・ボランティア経験者なのかについて、図表 8-3-9-7 で見てみよう。

図表8-3-9-7 インターン・ボランティアを経験してNGOに採用された者のインターン・ボランティア先団体 n=97



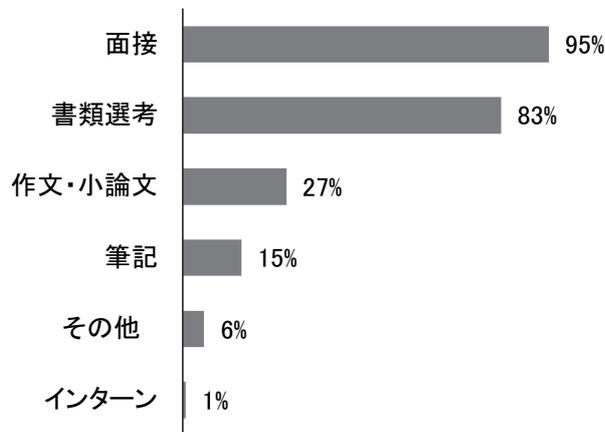
これを見ると、自団体の経験者（64%）が、他団体の経験者（36%）より多いことがわかる。インターン・ボランティアを行うことは、どのNGOにおいても採用の際に有利になる可能性がある中、勤務したいNGOでインターン・ボランティアの行うことは、より採用に近づく傾向があるといえるだろう。なお、採用の際にインターン・ボランティアを義務付けている団体は全体の3%であり、その期間は1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12か月と幅がある。

・選考手法

- ▶ 面接をするNGOが95%、書類選考をするNGOが82%

次に、職員の選考方法を図表8-3-9-8で見たい。

図表8-3-9-8 選考手法 n=144



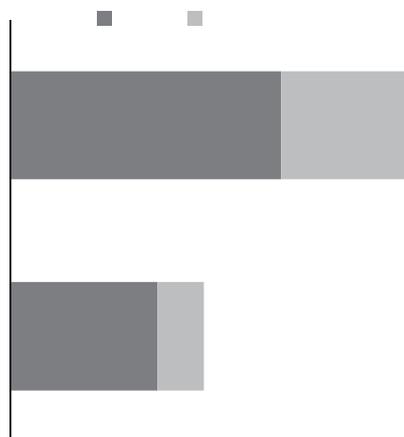
最も多い回答は面接であり、95%の団体が実施していることがわかる。次に書類選考（83%）が続いており、面接と書類選考が主要な選考手法であることがわかる。なお、作文・小論文、筆記試験、インターンは、それぞれ27%、15%、1%と、低い実施割合に留まっている。

・2009年度採用実績

- ▶ 女性の専従職員が46%、欠員補充での採用が78%

では具体的な 2009 年の採用実績割合を、男女別、定期、欠員、新卒採用の別で見たい。

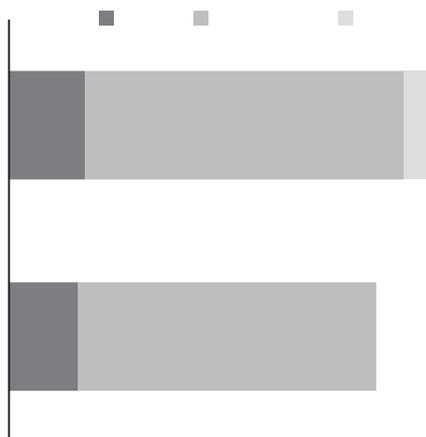
図表8-3-9-9 2009年度男女別採用実績 n=322



図表 8-3-9-9 より、2009 年度採用においては女性専従職員の割合が最も多く（46%）、これに女性有給非専従職員（25%）、男性専従職員（22%）、男性非専従職員（8%）が続くことが分かる。

また、図表 8-3-9-10 で採用区分を見ると、2009 年度も欠員補充が有給専従・非専従職員ともに 40%前後と最も多いことが分かる。また、新卒採用は専従職員で見られるが、その割合は4%に留まり、狭き門であることが伺える。

図表8-3-9-10 2009年度採用実績 n=114



第 10 項 キャリア（有給職員）

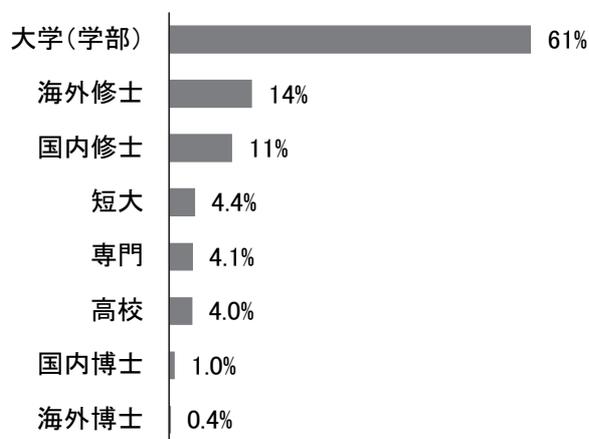
次に、NGO の有給職員の現状を最終学歴、前職、採用形態、退職の流れの中で見ていきたい。

・最終学歴

- ▶ 大学卒が 61%、海外修士が 14%、国内修士が 11%

まず、NGO 職員の最終学歴を見てみたい。

図表8-3-10-1 最終学歴 n=1077



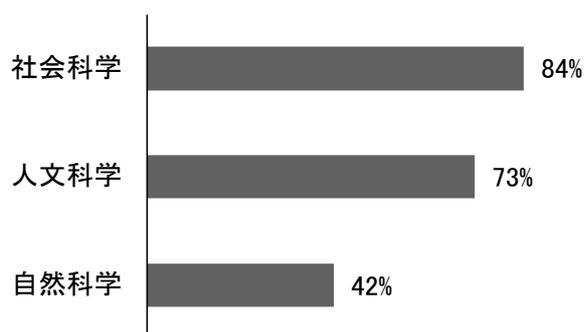
図表 8-3-10-1 より、NGO 職員の 61%が大学（学部）卒であり、最も多い区分であることが分かる。次に海外修士（14%）、国内修士（11%）、短大（4.4%）、専門学校（4.1%）、高校（4.0%）、国内博士（1.0%）、海外博士（0.4%）と続くことがわかる。

・専攻分野

▶ 国際関係が 48%、文学が 38%、外国語が 37%

では、NGO 職員の学生時代の専攻はどうなっているのだろうか。自団体の職員が専攻していた分野について、複数選択式で集計し、社会科学・人文科学・自然科学の別にまとめたものが図表 8-3-10-2 である。

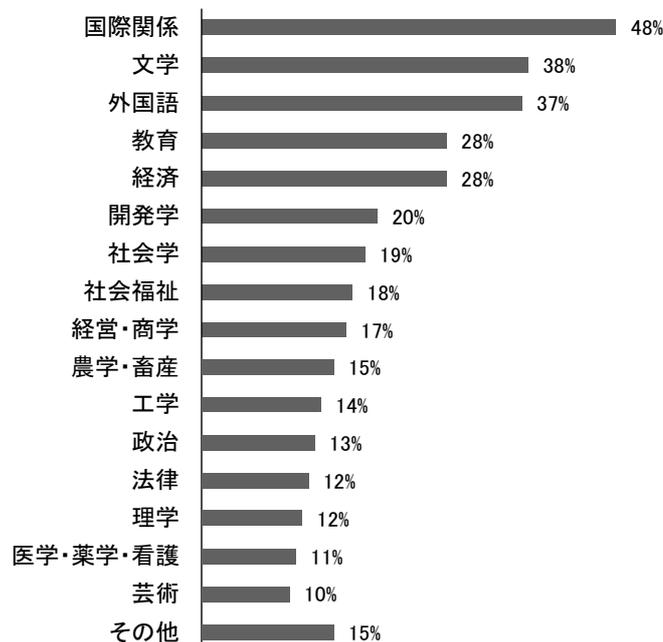
図表8-3-10-2 専攻分類 n=136



これを見ると、社会科学分野の職員を 1 人以上採用している団体は 84%に上ること、また自然科学分野出身の職員を採用している団体は 42%であり、社会科学・人文科学に比べ少ないことがわかる。

では、詳細な専攻分野別でもこれを見てみたい。

図表8-3-10-3 専攻分野 n=136



これによると、国際関係を専攻した職員を1人以上擁している団体が48%、次いで文学（38%）、外国語（37%）、教育、経済（各28%）、開発学（20%）、等が上位にきていることがわかる²²。

・前職

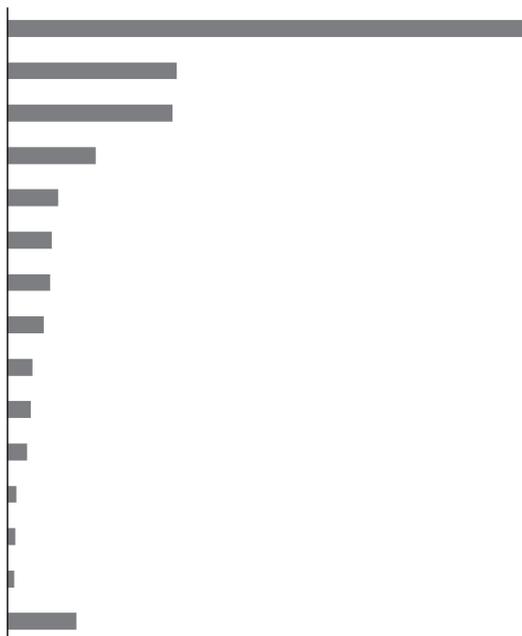
▶ 会社等職員が40.6%

では、NGO職員がNGOで勤務する前、どのような所で働いていたのか（前職）を見ていきたい。186団体の995人に、自団体の職員の前職について複数選択式で集計したものが、図表8-3-10-4である²³。

²² 以下、1%以上のものに医学・薬学・看護、平和研究、芸術がある。

²³ なお、0.5%以下の回答として、弁護士（0.3%）、組合職員（0.3%）等があげられている。

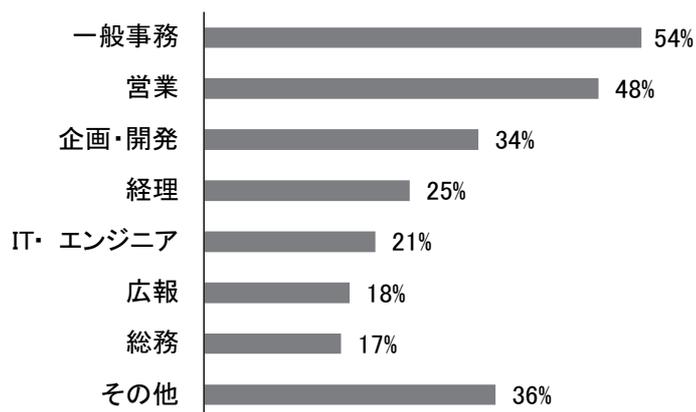
図表8-3-10-4 前職 n=990



これを見ると、企業従事者・社員が41%で最も多く、NGO職員の13.1%、学生の12.8%が続いている。

前職での担当業務についても、考えてみたい。自団体の職員が担当していた業務について、複数選択式で集計したところ、図表8-3-10-5のようになった。

図表8-3-10-5 前職での担当業務 n=95

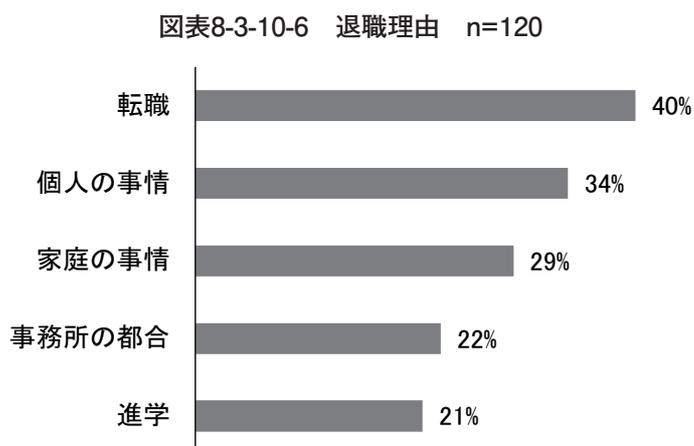


前職での担当業務は、一般事務が最多（54%）であり、次に営業（48%）、企画・開発（34%）等が続く。各 NGO が様々なバックグラウンドの職員を採用していることがわかる。

・退職理由

▶ 転職が40%

ここからは、退職について考えていきたい。各団体が自団体職員の退職理由を3つまで自由記述したものを分類したところ、図表 8-3-10-6 のようになった。



転職（40%）、個人の事情（34%）、家庭の事情（29%）、事務所の都合（22%）、進学（21%）が主だった理由である。なお、このうち個人の事情には、健康上、高齢、給与への不満、家庭の事情には、結婚、出産、転居、介護が、事務所の都合には、事務所移転、運営資金不足（人員削減）、意見/方針の不一致、契約満了、等が挙げられている。

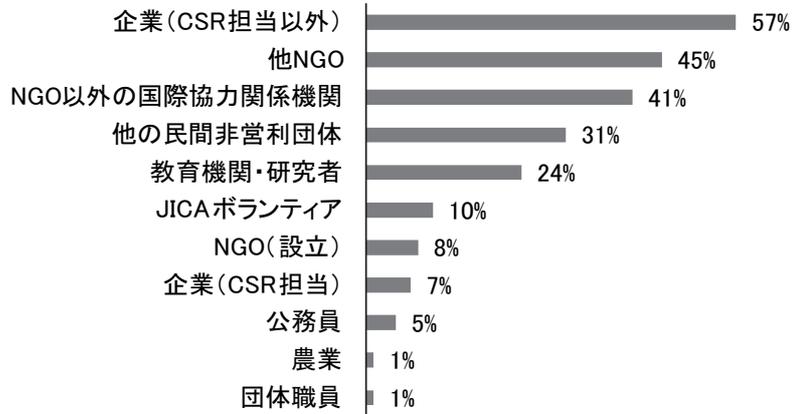
また、挙げられた理由の中で、NGO に特徴的に見られるだろう理由を挙げるとすれば、契約満了（15%）、留学（13%）、給与への不満（10%）等であろう。契約満了・給与への不満は、NGO の雇用の不安定性を表すとともに、留学によるキャリアアップを図る職員が多いことが推測できる。

・転職先

▶ 自団体から企業への転職者を1人以上輩出している NGO が56%

次に、転職先について考えたい。自団体職員の転職先についての複数回答をまとめたものが、図表 8-3-10-7 である

図表8-3-10-7 転職先 n=88



最も多い選択肢は企業（CSR 担当以外）であり、NGO の 57%が自団体から企業への転職者を 1 人以上輩出していることとなる。次に他 NGO（45%）、NGO 以外の国際協力関係機関（41%）、他の民間非営利団体（31%）と続く。国際協力系への転職が一定割合を占める一方で、国際協力とは関係のない職業に転職する人もいることが伺われる。

第4節 ボランティア

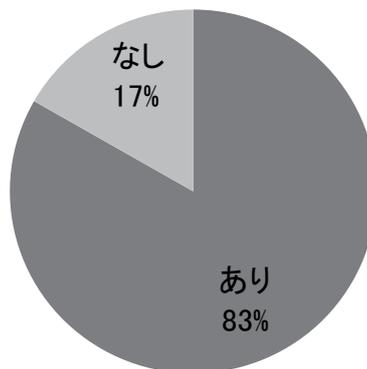
この項では、ボランティアの受入と担当業務について、考察する。

第1項 受入状況

- ▶ ボランティアを受け入れている NGO が 83%、うち国内無給が 89%

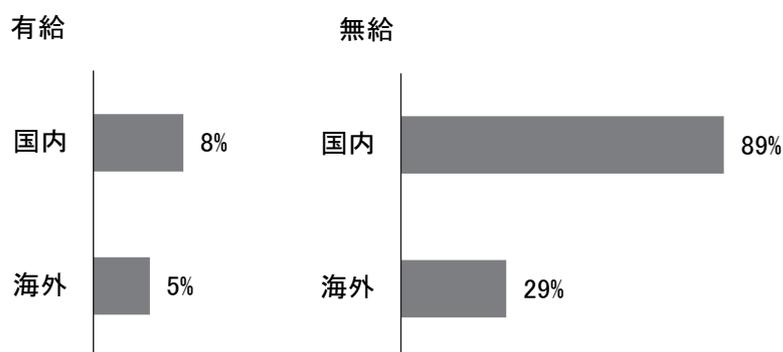
まずはボランティアの受け入れ状況を、図表 8-4-1-1 で全体と国内外別に見ていきたい。

図表8-4-1-1 ボランティア受入 n=234



これをみると、83%の NGO がボランティアを採用していることがわかる。では、この内訳を有給 / 無給・国内外別に図表 8-4-1-2 でみてみたい。

図表8-4-1-2 有給/無給・国内外別ボランティア受入割合 n=199



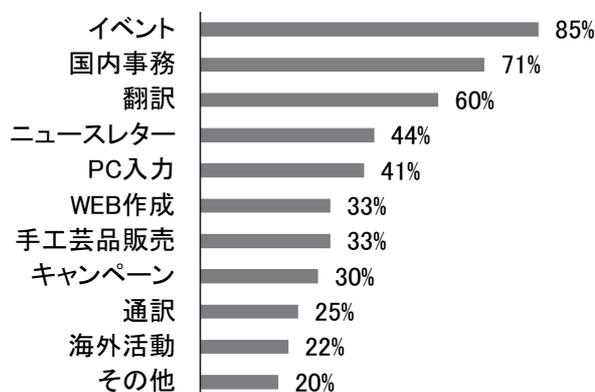
これより、ボランティア受入先は圧倒的に国内・無給が多いことがわかる。これは、無給の労働力を83%の団体が活用しているということである。今回はボランティアの分析を有給職員のように詳細には行なってはいないが、その存在はNGOにとって非常に大きく、その活動にとって欠かせないものになっているといえるだろう。

第2項 担当業務

▶ イベント担当とするNGOが85%、国内事務担当とするNGOが71%

では、ボランティアの担当業務を見てみたい。

図表8-4-2-1 ボランティア内容 n=199



これより、ボランティアの担当業務として最も多いものはイベント（85%）であることがわかる。これは、毎年恒例で行われる国際協力関連のイベント（グローバルフェスタやアフリカンフェスタ等）の出展の際の業務を指していると思われる。また次に国内事務（71%）、翻訳（60%）、ニュースレター（44%）、PC入力（41%）が続いており、事務所での職員の補助業務や、語学を活用した業務が主であることが推察される。

第5節 インターンシップ

最後に、インターンシップについて考えたい。なお文部科学省によるとインターンシップの定義は、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」²⁴であり、これは主に企業での就業体験を念頭に置いて使われている定義であると推測できる。またインターンシップを実施する期間は学部では1週間以上2週間未満が多く、3週間未満で約9割を占めている²⁵という。

しかし、一般的にNGOで行われている“インターン”とは、上記の定義と一致するものではなく、主に3つの違いがあると考えられる。第一に、NGOでのインターンシップは、企業のものより対象層が広い。学生のみならず、社会人までをも含めた非NGO有給職員が、NGOの業務を学ぶために行う就業体験として定義するほうが、実態に即しているだろう。第二に、NGOでのインターンシップは、企業のものより期間が長い。企業のインターンシップが3週間未満の短期のプログラムで実施されることが多いのに対して、NGOのインターンシップは3ヶ月～1年の長期に渡って実施されることが多い。第三に、NGOでのインターンシップは、企業とは異なり、労働力として期待されていることがある。企業の場合は、自社への就職を学生に検討してもらうためにインターンシップを実施していることが多く、インターン生に事業を進める上での労働力としての役割を期待していない場合が多いだろう。しかしNGOの場合には、1団体あたりの人数が少ないため、定期的に長期に渡り組織に参画するインターン生は貴重な戦力である。

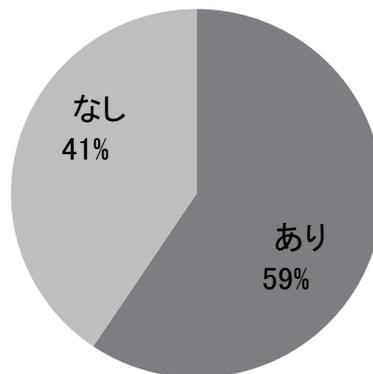
以上の相違点を踏まえたうえで、今回の調査結果を受入・担当業務の面から見ていきたい。

第1項 受入状況

▶ インターンシップを受け入れている団体が59%

まず、インターンシップの受け入れ状況を図表8-5-1-1に示す。

図表8-5-1-1 インターン受入 n=234

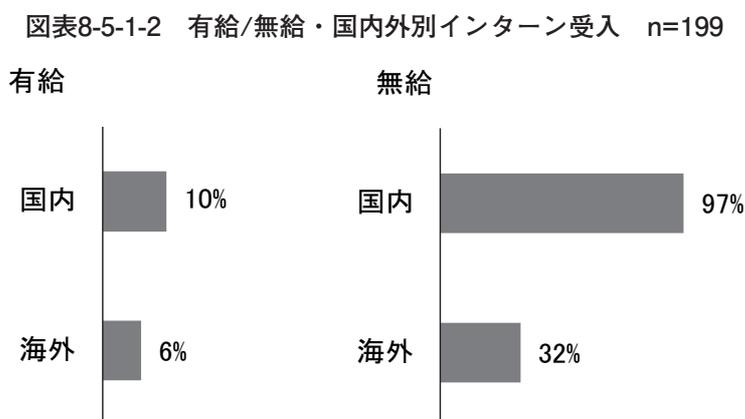


²⁴ 文部科学省「インターンシップの導入と運用のための手引き～インターンシップ・リファレンス～」内「1章：インターンシップの定義と現状」（2009年7月）より引用：

http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/san_gaku_ps/sanko_6.pdf

²⁵ 同上より引用。

インターンシップを受け入れている団体は、全体の59%である。では、その内訳をみたい。



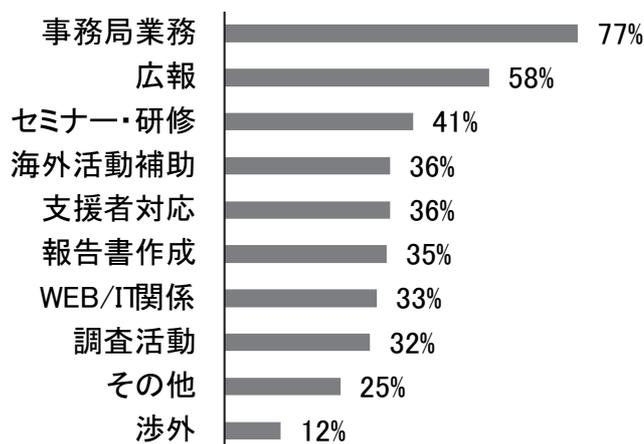
無給・国内が主であることは、ボランティアと同じ傾向であるが、ボランティアより国内比率、海外比率が高いことは注目すべきだろう。

第2項 実施業務

▶ 事務局業務が77%

最後に、インターンの実施業務について見たい。

図表8-5-2-1 インターン内容 n=139



ボランティアと同様、国内の事務局全般にかかわることは変わらないが、広報（56%）や海外活動補助（36%）の比率が上がっていることから、より専門的な担当業務を与えられていることが推測できるだろう²⁶。受入の機関は今回調査していないが、NGOのインターンが長期に渡るものも多いことを考えると、インターンも活動の担い手として活用されていることが伺える。

²⁶ ただし、これは設問手法によるところも多いと思われるため、より詳細な分析が求められているといえるだろう。

第9章 市民とのつながり

この章では、NGOと市民とのつながりについて、市民が活動に参加できる企画や、市民への情報提供の媒体の分析によって見てみたい。

第1節 総論

市民が参加できる企画として、報告会、講演会を50%以上の団体が開催している。またスタディーツアーを実施している団体は43%に上っており、渡航先はカンボジア（15%）、フィリピン（14%）、タイ（12%）等、アジア諸国が中心である。また、講師派遣を行っているNGOは81%、総合学習の時間への協力をしているNGOは66%である。

収集物としては、衣類、学用品、PC用品、換金可能物等が多く挙げられている。

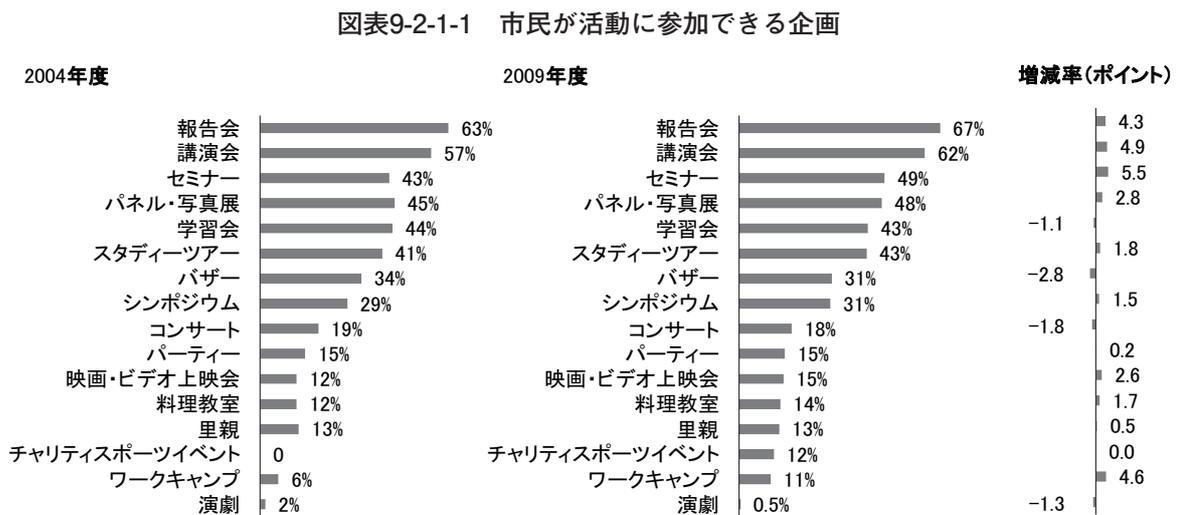
市民へのNGOからの情報を提供する媒体で、最も作成している団体が多いのはニュースレターであり、91%のNGOが発行をしている。なお、年4回発行している団体は、そのうち33%で、発行部数は1000部未満が52%を占めている一方、1万部以上発行している団体も6%存在する。年次報告書は33%の団体が発行しており、そのうち55%の発行部数が1000部未満であるが、1万部以上発行している団体も4%存在する。また、出版物を発行している団体は41%であり、刊行物リストを作成している団体は20%である。

第2節 市民が活動に参加できる企画

第1項 開催企画

▶ 報告会、講演会を開催するNGOが50%以上

まずは、市民が参加できるNGOの企画について、図表9-2-1-1で見たい。



※チャリティースポーツイベントの有無は、2004年度は集計をしていない。

これを見ると、両年とも報告会（2004年度：63%、2009年度：67%）、講演会（同57%、62%）、学習会（同44%、43%）等、活動状況を支援者等に伝えたり、ともに学んだりするための企画が積極的に行われていることがわかる。またバザー（同34%、31%）、コンサート（同19%、18%）等、ファンドレイジングにつながる企画も、一部のNGOで開催が定着していることがわかる。

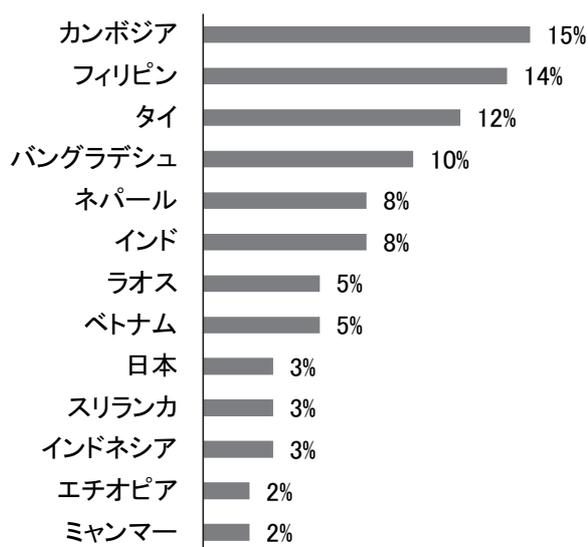
また、増減率を見てみると、学習会・バザー・コンサート・演劇以外の企画は、すべて開催団体が増えている。NGOがより積極的に市民参加型の企画を行うようになったことが、これより推察される。

第2項 スタディーツアー

▶ 43%が実施、渡航先はカンボジアが15%、フィリピンが14%、タイが12%

図表9-2-2-1で、NGOの支援地等を訪問するスタディーツアー（同41%、43%）も、40%以上のNGOが企画しており、市民が参加しやすい企画になっていることがわかる¹。この渡航先について、2団体以上からあげられた²国をまとめたのが、図表9-2-2-1である。

図表9-2-2-1 スタディーツアー渡航先 n=77



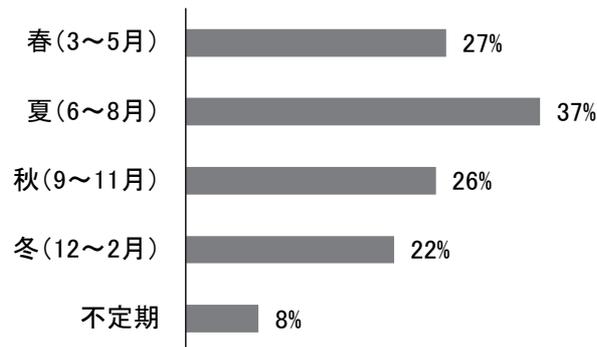
¹ スタディーツアーの実施団体の分母は、全団体（支援地を持たないネットワークNGO等を含む）であるため、支援地を持つNGOだけに限れば、より多くの団体が行っているといえる。

² 以下に、1%以下の国を示す：カザフスタン、韓国、キリバス、ケニア、ザンビア、セルビア、ツバル、トンガ王国、ボスニア、ヘルツェゴビナ、マレーシア、メキシコ、ルワンダ

これを見ると、主な渡航先はアジアであり、中でもカンボジア（15%）、フィリピン（14%）、タイ（12%）、バングラデシュ（10%）が多いことがわかる。これは、第2章で見たように、アジアを中心に活動する NGO が多いためであろう³。

また、その実施時期を図表 9-2-2-2 で見たい。

図表9-2-2-2 スタディーツアー実施時期 n=73



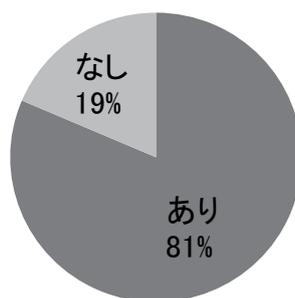
これを見ると、夏に実施する団体が最多（37%）ではあるものの、どの時期も 20%を超えていることがわかる。通年で、何かしらのツアーが行われているといえよう。

第3項 講師派遣

▶ 講師派遣を実施する NGO が 81%

次に、講師派遣の有無について図表 9-2-3-1 で見たい。

図表9-2-3-1 講師派遣の有無 n=226

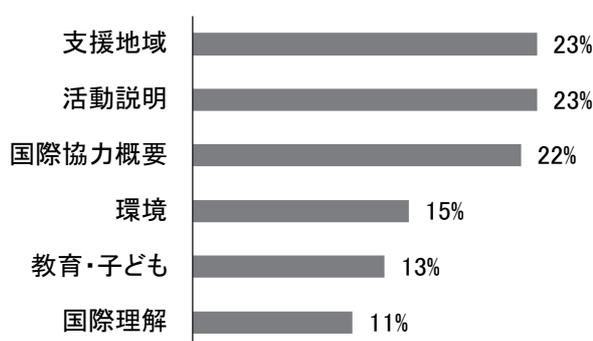


³ 多数の渡航先を持つため「全世界」と回答した団体は、本集計の母数からは省いている。

これを見ると、講師派遣を行っている団体は81%に上ることがわかる。

では、派遣された講師は、どのようなテーマで話をしているのだろうか。各団体が、主なテーマとして挙げた項目のうち、10%以上のものをまとめたのが、図表9-2-3-2である。

図表9-2-3-2 主な講師派遣のテーマ n=184



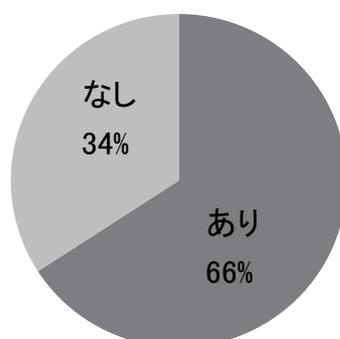
これより、多くの団体がテーマとしているものは、支援地域、活動説明（各23%）、国際協力概要（22%）、環境（15%）、教育・子ども（13%）等であることがわかる。なお、この他には、保健医療（9%）、開発教育、農業・農村開発、人権（各4%）、在日外国人、フェアトレード、難民（各3%）、女性、ネットワーク、多文化共生（各2%）、ファンドレイジング、リーダーシップ、アドボカシー（各1%）等であることがわかる。

第4項 総合学習への協力

▶ 協力をしている団体が66%

また、総合学習の時間での生徒の受け入れ、もしくは講師の派遣の実施有無についての調査結果は、図表9-2-4-1となる。

図表9-2-4-1 総合学習の時間での生徒の受け入れもしくは講師の派遣の有無 n=243



これを見ると、総合学習の時間での生徒の受け入れ、もしくは派遣を行っている団体は、66%に上ることがわかる。なお、総合学習の時間での生徒の受け入れや講師の派遣を、生徒を中心とした参加者に対する地球市民教育（開発教育）という点で非常に効果的な取り組みであると考えられており、近年推進する NGO が増えているように思われる。

第3節 収集物

▶ 衣類、学用品、PC用品、換金可能物等を収集

本調査では NGO による物資収集の概況を把握するため、団体が集めている物資（収集物）を任意で記述してもらった。記載が多く全てを網羅していないが、回答のあった主な物資を分類して以下に示したい。

図表9-3-1 NGOの収集物例

- 衣類・雑貨等
 - ▶ 衣類(子ども服を含む)、タオル、毛布、缶詰、お菓子、ミルク、食器、老眼鏡、医薬品、雑貨、玩具、ミシン、自転車、歯ブラシ、石鹸、爪切り、CD/DVD、文房具、カレンダー、事務用品
- 学用品
 - ▶ ランドセル、スポーツ用品、鍵盤ハーモニカ
- 本
 - ▶ 書籍、教科書、絵本、雑誌
- PC用品
 - ▶ PC、PC周辺機器、インクカートリッジ
- 換金可能物
 - ▶ ハガキ、切手、金券、テレフォンカード、外国コイン・紙幣、商品券/ギフト券、使用済プリペイドカード

これらの収集物は、直接途上国の住民や子どもたちへ送るだけでなく、NGO が自ら換金したり、バザーやオークションに出品/換金したりして活用していると考えられる。

第4節 市民への情報提供媒体

ここからは、NGO の市民への情報提供媒体⁴について、見ていきたい。

第1項 概況

NGO の市民への情報提供媒体として最も活用されているのはニュースレターであり、91%の NGO が発行している。そのうち、年4回発行している団体は33%である。また発行部数は、1000部未満が53%を占めている一方、1万部以上発行している団体も6%存在する。

年次報告書は68%の団体が発行しており、そのうち55%の発行部数が1000部未満であるが、1万部以上発行している団体も4%存在する。なお、双方ともに、発行言語は日本語が99%以上である。

⁴ 今回は、インターネット等の活用状況の詳細について調査をしていない。

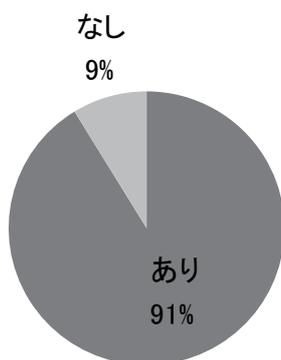
出版物を発行している団体は41%であり、刊行物リストを作成している団体は20%である。

第2項 ニュースレター

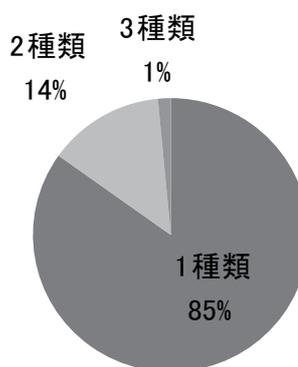
▶ 発行するNGOが92%、うち年4回発行するNGOが33%

まずは、ニュースレターについて見たい。図表9-4-2-1で、ニュースレター発行有無を、図表9-4-2-2でその発行種類数を示す。

図表9-4-2-1 ニュースレター発行有無 n=217



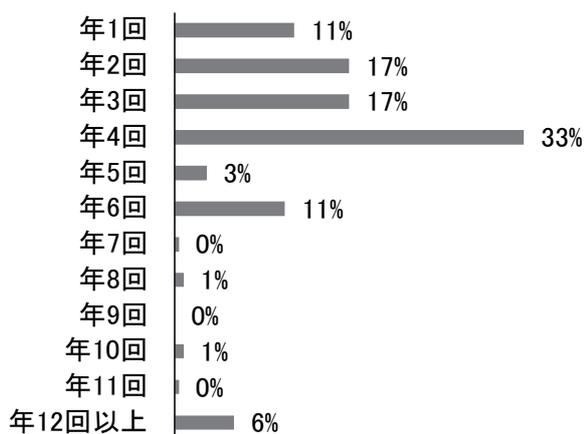
図表9-4-2-2 ニュースレター発行種類数 n=198



ニュースレターを発行する団体は91%に上っており、そのうち85%は1種類のみ、ニュースレターを発行していることがわかる。

では次に、ニュースレターの発行回数⁵を見たい。

図表9-4-2-3 ニュースレター発行回数 n=214

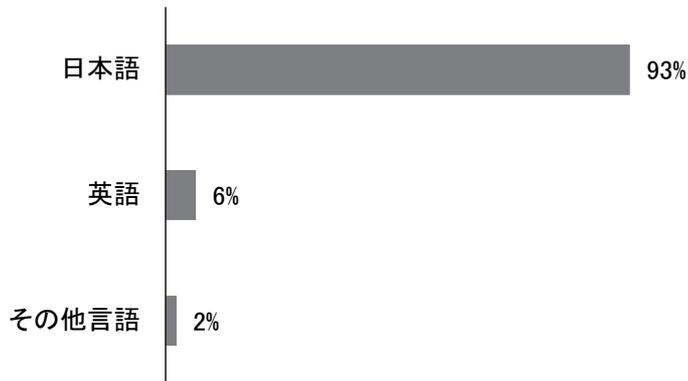


⁵ 以降、ニュースレターの数は、同じニュースレターを複数の言語で発行している場合には1種類として、同じ団体が違うニュースレターを複数部出している場合には、その複数部の数として、集計している。

図表9-4-2-3によると、発行回数は年4回が最多（33%）で、年2回、年3回（各17%）、年1回、年6回（各11%）がこれに続くことがわかる。

では次に、ニュースレターの発行言語について見たい。

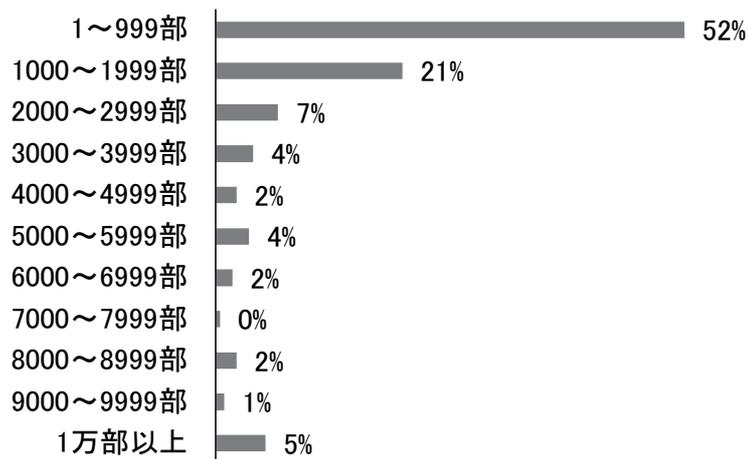
図表9-4-2-4 ニュースレター発行言語 n=214



図表9-4-2-4によると、ニュースレターは、日本語のものが93%、英語は6%、その他言語は2%の割合で発行されていることが分かる⁶。なお、その他言語は、支援地の現地語等である。なお、日本語以外の言語でのみ発行されているニュースレターの数は16%である。

では、発行部数を見てみたい。

図表9-4-2-5 ニュースレター発行部数 n=215



⁶ 同一のニュースレターを複数言語で発行している場合があるため、累計が100%にならない。

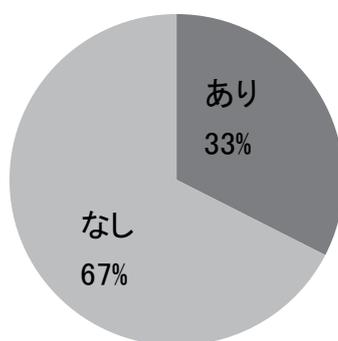
図表 9-4-2-5 を見ると、1～999 部が最多（52%）で、1000 部～1999 部（21%）がそれに続いており、2000 部以下が 70% を占めることがわかる。また一方で、1 万部以上を発行している団体も 5% ある。なお、総発行部数は 956,300 部、平均発行部数は 4,367 部、中央値は 800 部である。

第 3 項 年次報告書

- ▶ 33%が発行、うち 1000 部未満の発行部数の NGO が 55%

次に、年次報告書について見たい。はじめに、図表 9-4-3-1 で発行有無について見たい。

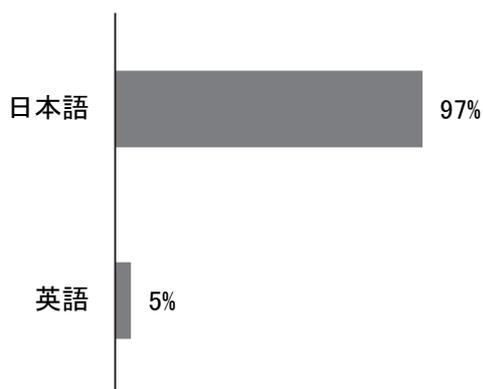
図表9-4-3-1 年次報告書発行有無 n=243



これにより、全体の 33% が年次報告書を発行していることがわかる。また、年次報告書のため、発行種類数・発行回数は年に 1 回である。

では、次に発行言語について見たい。

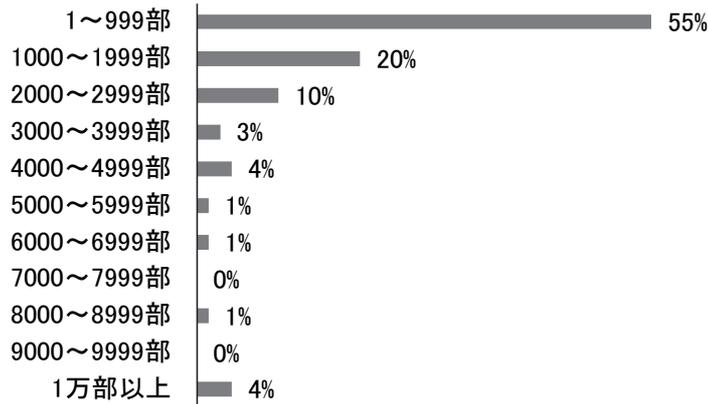
図表9-4-3-2 年次報告書発行言語 n=81



図表9-4-3-2を見ると、日本語での発行が97%、英語での発行が5%であることがわかる。なお、現地語での発行があると回答した団体はなかった。活動報告が主に日本国内向けになされていることがこれより推測できるといえるだろう。

次に、発行部数を見たい。

図表9-4-3-3 年次報告書発行部数 n=71



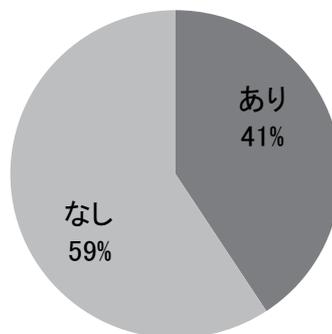
図表9-4-3-3を見ると、ニュースレターと同じように1~999部の年次報告書が最も多く（55%）、1000部~1999部（20%）が続くことがわかる。一方で、1万部以上を発行している団体もあり、ニュースレターと分布が非常に似ていることがわかる。なお、総発行部数は279,125部、平均発行部数は3,931部、中央値（部数）は600部である。

第4項 出版物

▶ 出版物を発行するNGOが41%

ここで、NGOによる出版物の発行有無について見たい。

図表9-4-4-1 出版物発行有無 n=243



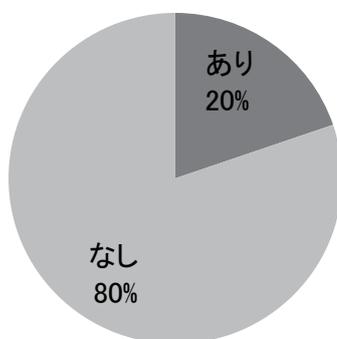
これより、41%の団体が何かしらの出版物を発行していることがわかる。なお、出版物の内容としては、調査研究本（JANIC「NGO データブック」⁷等）、国際協力用語集（ジョイセフ「新版 IPPF セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルス用語集」⁸等）、現地の様子や国際協力の問題等を伝える本（啓発本、難民を助ける会「地雷ではなく花をください」⁹、日本国際ボランティアセンター（JVC）「NGOの源流をたずねて」¹⁰等）など、多岐に渡る。

第5項 刊行物リスト

▶ 刊行物リストを作成する NGO は 20%

最後に、刊行物のリスト有無について見たい。

図表9-4-5-1 刊行物リスト有無 n=243



これを見ると、刊行物リストを作成しているのは20%であり、残り80%が刊行物リストがないことがわかる。これは NGO に刊行物リストを出す余裕がないか、もしくは出版物等が少なく、リストは必要なしと考えている NGO が多いためだと考えられる。

⁷ JANIC、「JANIC Books」、http://xc519.xbit.jp/b593/item_search、アクセス日時：2011年3月10日

⁸ ジョイセフ、「ジョイセフ・ショップ BOOKS」、<http://www.joicfp-shop.com/item/book/bookmenuindex.htm>、アクセス日時：2011年3月10日

⁹ 難民を助ける会、「難民を助ける会 オンラインショップ」<http://www.aarjapan.gr.jp/support/shopping/ehon/>、アクセス日時：2011年3月10日

¹⁰ JVC、「関連書籍&ビデオ」、<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/devedu/book.html>、アクセス日時：2011年3月10日

第10章 情報公開

この章では、NGOの活動報告・会計報告の公開状況を分析したい。

第1節 総論

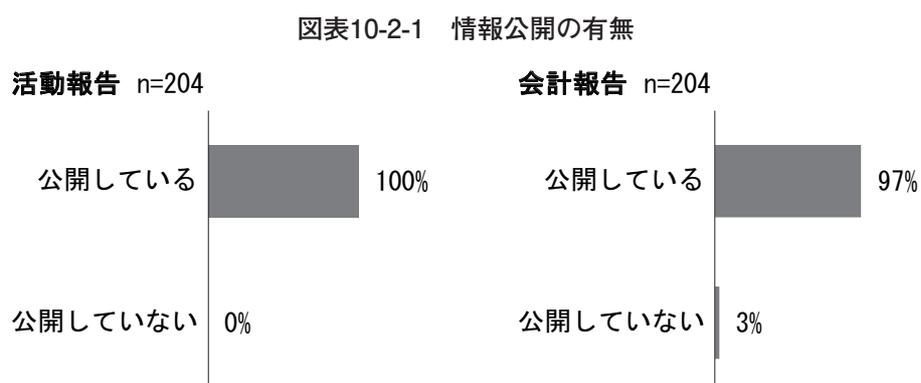
活動報告はすべてのNGOが公開しており、会計報告も97%のNGOが公開している。

媒体別・対象別の特徴としては、ホームページでの情報公開が、会員向けより一般向けを意識して行われる傾向にあることが、また報告内容別の特徴としては、会計報告よりも、活動報告が積極的に行われる傾向にあることがわかる。

第2節 活動・会計報告別情報公開内容

▶ 活動報告を公開するNGOが100%、会計報告を公開するNGOが97%

まずは、情報公開の有無について見たい。図表10-2-1は、NGOの活動報告・会計報告についての情報公開の有無をまとめたものである。



これより、活動報告はすべてのNGOが公開していること、また会計報告も、97%のNGOが公開していることがわかる。

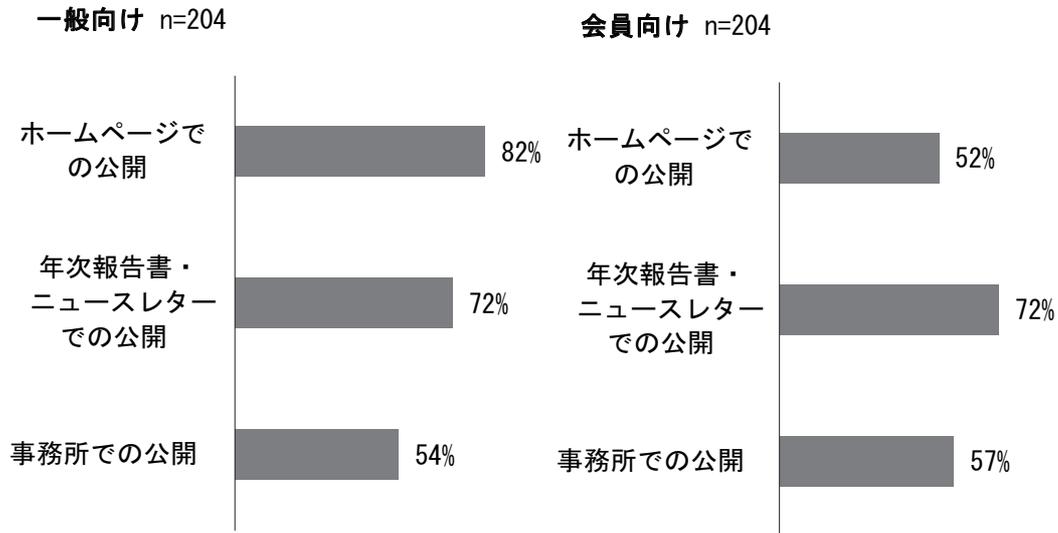
第3節 媒体・対象別情報公開状況

▶ ホームページでの情報公開状況は、会員向けより一般向けを意識して行われる傾向、会計報告よりも活動報告が、積極的に行われる傾向

次に、媒体別（ホームページ、年次報告書・ニュースレター、事務所）及び対象者別（一般向け、会員向け）に、公開状況を検討したい。まずは、図表10-3-1で活動報告の対象者別公開状況を検討する。

図表10-3-1を見ると、活動報告においては、一般向けに最も採用されている公開形態はホームページでの公開（82%）である一方、会員向けには年次報告書・ニュースレターでの公開（72%）が最も多いことがわかる。これは、会員向けのホームページを作成していない団体が多く、主に一般向けを

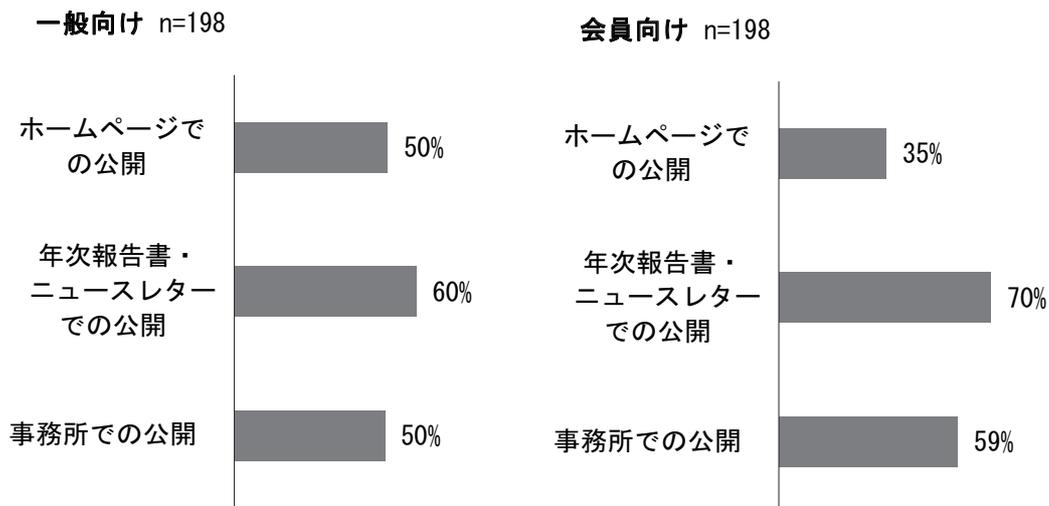
図表10-3-1 活動報告の情報公開状況



意識してホームページを作成している団体が多いためだと考えられる。また、一般向けと会員向けの年次報告書・ニュースレターでの公開が同率なのは、会員向けに作成する年次報告書やニュースレターを、情報公開のツールとして一般向けにも使用しているためであると推測できる。また、事務所での公開においては、一般向け・会員向けで大きな差はない。

最後に、会計報告についても、媒体別・対象者別に見てみたい。

図表10-3-2 会計報告の情報公開状況



図表 10-3-2 を見ると、会計報告は活動報告と異なり、一般向け・会員向けともに、最もなされている公開形態は年次報告書・ニュースレターでの公開（一般向け：60%、会員向け：70%）であることがわかる。また全体として、活動報告と比較して低い数字に留まっており、特にホームページでの

会計報告の公開が活動報告と比べて低いことは、一般の人々が求める説明責任に対して十分には応えていないと言うことができ、改善が望まれる。

《コラム 16：NGO の情報公開とアカウンタビリティ・セルフチェック 2008》

NGO の活動範囲や、企業や行政との連携の拡大を受けて、情報公開を含めた NGO のアカウンタビリティの充実に対するニーズは、年々高まっている。

そのため、JANIC では NGO 向けのアカウンタビリティに取り組む際の支援ツールとして“アカウンタビリティ・セルフチェック 2008”¹を策定し、実施を推奨している。これは「アカウンタビリティ・セルフチェック 2008 自己審査キット」内の「セルフチェックシート」を用いて、団体関係者自らが自団体のアカウンタビリティについての自己診断を、JANIC から派遣された 2 名の立会人の同席のもと行うものである²。

このシートには、アカウンタビリティの観点から満たすべき 41 項目が、組織運営・事業実施・会計・情報公開の 4 分野から選定されている。なお、現時点では、セルフチェックに取り組む姿勢自体が、組織のアカウンタビリティ強化に努める姿勢の表れとして評価されるべきであり、対外的にもアピールすべきだという考えから、合格点は設定されていない³。

チェック実施後、結果の公開を了承した上で団体からの「アカウンタビリティ・セルフチェック 2008 実施完了報告書」及び立会人からの「立会人報告書」が JANIC に提出すると、図表 10-3-3 のアカウンタビリティ・セルフチェック 2008 マークを取得することができる。このマークは自団体の発行物で団体のアカウンタビリティに対する姿勢を示すものとして使用できると同時に、JANIC のホームページに当該団体名が公開されるため、その団体の信頼性を客観的に高めることができる。

図表10-3-3 アカウンタビリティ・セルフチェック 2008マーク



2011 年 3 月末日現在、アカウンタビリティ・セルフチェック 2008 マーク取得団体は 22 団体であり、今後一層の増加が期待されているといえよう。

¹ JANIC、「アカウンタビリティ・セルフチェック 2008」、<http://www.janic.org/more/accountability/accountability2008/>、アクセス日時：2011 年 3 月 3 日

² この立会人の存在によって、自己診断に一定の客観性を持たせている。

³ 代わりに、結果が JANIC のホームページに公開される。(出典：JANIC、「マーク取得団体名簿」、<http://www.janic.org/more/accountability/challengereport/>、アクセス日時：2011 年 3 月 3 日)

《コラム 17：ISO/ISO26000 と NN ネット》

ISO は、国際標準規格を定める民間の非政府組織である International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略称である。同機構が策定した規格は、ISO の後に番号をつけて呼ばれており、国際的な標準規格として大きな信頼を寄せられている。同機構は、設立当初はねじのサイズ等の工業品の規格策定に力を入れていたが、最近では ISO9000（品質マネジメントシステム）、ISO14000（環境マネジメントシステム）を始めとする組織マネジメントに関する規格を策定し、多くの注目を集めている。⁴

ISO26000 は、2010 年 11 月に発行した組織の社会的責任（SR：Social Responsibility⁵）に関する国際規格である。この規格は、企業（C）に留まらない組織全体の社会的責任の規格となることを目指して策定されており、2005 年から始まったその作成プロセスには、世界中の政府、産業界、労働界、消費者団体、NPO/NGO、専門家その他（SSRO：Service, Support, Research and Others）から選出された委員が参画している。

しかし、日本の NPO/NGO としては、このような規格づくりのための国際的なプロセスに NPO/NGO を代表して参加するための国内合意を形成する仕組みが、2005 年当時は十分に形成されておらず、その作成に十分にコミットすることができなかった。この反省から、日本の NPO/NGO としての SR の向上を目指すために、「NPO/NGO 社会的責任向上ネットワーク（通称：NN ネット）」が 2008 年に結成された。⁶

現在 NN ネットは、勉強会の開催や冊子出版等によって SR への理解とその推進を目指すとともに、政府の「社会的責任に関する円卓会議」（SR 円卓会議）⁷ 等の国内外の SR に関する議論に積極的に参加している。日本の NPO/NGO の意見を SR 充実のための国内外の議論に反映させるなど、精力的に活動を展開している。⁸

⁴ 難民を助ける会「ISO26000（社会的責任に関する手引き）という国際規格が発行しました」、http://www.aarjapan.gr.jp/about/news/2010/1108_457.html、アクセス日時：2011 年 2 月 27 日

⁵ SR の詳細については、第 4 章のコラムも参照のこと。

⁶ JANIC、「ISO26000 について」、<http://www.janic.org/more/accountability/aboutiso26000/>、アクセス日時：2011 年 2 月 27 日

⁷ 内閣府、「社会的責任に関する円卓会議」、<http://sustainability.go.jp/forum/index.html>、アクセス日時：2011 年 3 月 3 日

⁸ NN ネット、「2010 年度事業計画」、<http://www.sr-nn.net/dl/plan2010.pdf>、アクセス日時：2011 年 2 月 27 日